

令和6年

# 上砂川町議会会議録

第1回 臨時会  
第1回 定例会  
予算特別委員会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 令和6年第1回臨時会

(1月19日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
新年の挨拶	4
選挙第1号 上砂川町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	6
議案第1号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	8
議案第2号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算(第8号)(原案可決)	9
閉会の宣告	12

### 令和6年第1回定例会

第1号(3月7日)

議事日程	15
会議録署名議員	16
開会の宣告	17
開議の宣告	17
会議録署名議員指名について	17
会期決定について	17
諸般の報告	17
小澤一文の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	17
越前等の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	18
越前等の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	18
副議長の第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告	18
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	19
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	19
例月出納検査結果報告(12・1月分)	19

町長行政報告	1 9
教育長教育行政報告	2 0
同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて（同意）	2 2
議案第 3 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 3
議案第 4 号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	2 5
議案第 5 号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	2 6
議案第 6 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	2 8
議案第 7 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）	2 9
議案第 8 号 令和 5 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）	3 4
議案第 9 号 令和 5 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	3 5
議案第 1 0 号 令和 5 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	3 6
議案第 1 1 号 令和 5 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）	3 8
町政執行方針	4 0
教育行政執行方針	4 8
散会の宣告	5 3

## 第 2 号（3月8日）

議事日程	5 5
会議録署名議員	5 5
開議の宣告	5 6
会議録署名議員指名について	5 6
議案第 3 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	5 6
議案第 4 号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	5 6
議案第 5 号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	5 6
議案第 6 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）	5 6
議案第 7 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）（原案可決）	5 6
議案第 8 号 令和 5 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）（原案可決）	5 6
議案第 9 号 令和 5 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（原案可決）	5 6

議案第10号	令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)(原案可決)	56
議案第11号	令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)(原案可決)	56
議案第12号	令和6年度上砂川町一般会計予算	60
議案第13号	令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計予算	60
議案第14号	令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	60
議案第15号	令和6年度上砂川町水道事業会計予算	60
議案第16号	令和6年度上砂川町下水道事業会計予算	60
	予算特別委員会設置及び付託について	70
	休会について	71
	散会の宣告	71

### 第3号(3月13日)

議事日程	73
会議録署名議員	73
開議の宣告	74
会議録署名議員指名について	74
町政執行方針に対する質疑	74
笹木笑子	74
町長 奥山光一	75
藏根高史	76
町長 奥山光一	76
教育行政執行方針に対する質疑	78
笹木笑子	78
教育長 飯山重信	79
一般質問	80
小澤一文	80
総務課長 鷺尾仁志	81
吉川洋	82
総務課長 鷺尾仁志	83
町長 奥山光一	85
藏根高史	86
教育次長 米田淳一	86
休会について	87
散会の宣告	88

### 第4号(3月18日)

議事日程	91
会議録署名議員	91

開議の宣告	9 2
会議録署名議員指名について	9 2
予算特別委員会委員長報告	9 2
議案第 1 2 号 令和 6 年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	9 2
議案第 1 3 号 令和 6 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算（原案可決）	9 2
議案第 1 4 号 令和 6 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	9 2
議案第 1 5 号 令和 6 年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	9 2
議案第 1 6 号 令和 6 年度上砂川町下水道事業会計予算（原案可決）	9 2
調査第 1 号 所管事務調査について（許可）	9 4
閉会の宣告	9 4

## 令和 6 年第 1 回定例会予算特別委員会

### 第 1 号（3 月 1 4 日）

議事日程	9 7
委員長挨拶	9 8
開会の宣告	9 8
開議の宣告	9 8
町長挨拶	9 8
予算特別委員会の日程について	9 9
予算審査の方法について	9 9
予算審査資料の提出について	1 0 0
その他	1 0 0
議案第 1 2 号 令和 6 年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	1 0 0
議案第 1 3 号 令和 6 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算（原案可決）	1 3 1
議案第 1 4 号 令和 6 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	1 3 2
議案第 1 5 号 令和 6 年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	1 3 3
議案第 1 6 号 令和 6 年度上砂川町下水道事業会計予算（原案可決）	1 3 7
休会について	1 4 1
閉会の宣告	1 4 1

出席議員

議席 番号	氏 名	1 臨	1 定				予 特
		1. 19	3. 7	3. 8	3. 13	3. 18	3. 14
1	石 田 浩 二	○	○	○	○	○	○
2	藏 根 高 史	○	○	○	○	○	○
3	笹 木 笑 子	○	○	○	○	○	○
4	小 澤 一 文	○	○	○	○	○	○
5	越 前 等	○	○	○	○	○	○
6	伊 藤 充 章	○	○	○	○	○	○
7	吉 川 洋	○	○	○	○	○	○
8	高 橋 成 和	○	○	○	○	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 臨	1 定					予 特
		1. 19	3. 7	3. 8	3. 13	3. 18	3. 14	
町 長	奥 山 光 一	○	○	○	○	○	○	
副 町 長	林 智 明	○	○	○	○	○	○	
教 育 長	飯 山 重 信	○	○	○	○	○	○	
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○	○	○	—	
議 会 事 務 局 長 監 査 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○	○	
総 務 課 長	鷲 尾 仁 志	○	○	○	○	○	○	
企 画 課 長	山 崎 数 浩	○	○	○	○	○	○	
建 設 環 境 課 長	内 野 博 之	×	○	○	○	○	○	
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○	○	○	○	○	
福 祉 課 長	戸 田 晋 一	○	○	○	○	○	○	
健 康 推 進 課 長	林 孔 美	○	○	○	○	○	○	
教 育 次 長	米 田 淳 一	○	○	○	○	○	○	
総 務 課 財 務 係 長	渡 辺 裕 之	—	—	—	—	—	○	
建 設 環 境 課 主 幹	西 井 洋 一	—	—	—	—	—	○	
建 設 環 境 課 主 幹	谷 禎 規	—	—	—	—	—	○	
福 祉 課 参 事	齊 藤 修 実	—	—	—	—	—	○	

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 臨	1 定					予 特
		1. 19	3. 7	3. 8	3. 13	3. 18	3. 14	
議 会 事 務 局 長	浅 利 基 行	○	○	○	○	○	○	
総 務 係 長	齊 藤 弥 生	○	○	○	○	○	○	

# 第 1 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)



令和 6 年

上砂川町議会第 1 回臨時会会議録（第 1 日）

1 月 1 9 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午前 1 0 時 3 0 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

1 月 1 9 日 1 日間

第 3 選挙第 1 号 上砂川町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

第 4 議案第 1 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について

第 5 議案第 2 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 8 号）

---

○会議録署名議員

4 番 小 澤 一 文 5 番 越 前 等

---

### ◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。  
理事者側につきましては、内野建設環境課長が体調不良のため欠席しております。  
定足数に達しておりますので、令和6年第1回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、小澤議員、5番、越前議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（高橋成和） 日程第2、会期決定について議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

---

### ◎新年の挨拶

○議長（高橋成和） ここで、令和6年を迎え初めての議会でございますので、町長からご挨拶をいただきたいと思います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議長のご指示により、令和6年新年初議会に当たり、年頭のご挨拶を申し上げます。

初めに、新年早々の元日と翌2日に発生いたしました震度7を観測した能登半島地震、日航機と海上保安庁の航空機との衝突事故においてお亡くなりになられた皆様に謹んで哀悼の誠をささげますとともに、震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。現在も非常に厳しい環境の中で現地において復興支援に活動されている皆様に敬意を表しますとともに、被災地の日も早い復興をお祈り申し上げます。なお、被災地への町の支援等でございますが、義援金として50万円を石川県に送付することとし、本日の臨時会補正予算にて計上しておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

また、本町においては、1月3日に菅井消防団長が急逝されました。菅井団長は、長年にわたり町民の生命と財産を守るべく消防団員の先頭に立ち、第一線でご活躍をされておりました。これまでのご功績に対し深く敬意と感謝を申し上げますとともに、心よりご冥福をお祈りいたします。

改めて新年明けましておめでとうございます。令和6年、2024年の新春をご家族おそろいで健やかに迎えのとお喜びを申し上げます。また、議員各位にはこれまで本町が抱える諸課題への対応をはじめ、町政運営にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年を顧みますと、2020年から猛威を振るっておりました新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、経済情勢は徐々にではありますが、回復に向かい、様々なイベントや行事が制限なしで開催され、自粛から活動へと変わり始めた1年でありました。本町においても初めての開催となりますマラニック、制限なしでの仮装盆踊り花火大会、地域おこし協力隊による上砂川マルシェ、町民の皆様による長太巻きなど、多くの町民の皆様のご協力により元気を取り戻し始めております。行政においては、住民コミュニティーの拠点である中央ふれあいセンターの大規模改修事業の実施や海外情勢や円安に起因する急激な諸物価高騰対策として住民生活支援や地域経済を守るための事業者支援にも着手することができたことは、議員各位のご理解によるものと改めて感謝を申し上げるところでございます。

令和6年度政府予算案は、昨年12月22日に一般会計総額112兆1,000億と閣議決定されました。本町の財政状況は、ご承知のとおり、自主財源である町税が少なく、本町の財政運営の根幹をなす地方交付税交付金等ではありますが、令和6年度地方財政対策において出口ベースにおいて1.7%増の18兆7,000億と6年連続で増額となり、一般財源総額は交付団体ベースで0.9%増の52兆7,000億が確保されております。さきに申し上げましたが、町税の伸長が望めない本町にあっては、これらがどう影響されるのか懸念されるところであります。

さて、令和6年度は、本町のこれからの町づくりの基本となる令和7年度からの第8期町づくり総合計画やデジタル田園都市構想戦略の策定年度となっております。昨年12月、国立社会保障・人口問題研究所は2050年の本町の人口想定を895人としております。当然であります。何もしなければ想定どおり、もしくはそれ以下となるでしょう。そうならないためには今何が必要で、何をしなければならぬのかを議員各位と共に一緒に考え、そして一緒に行動しなければならぬと考えております。人口減少、少子高齢化問題は全国的な課題であります。その中でも本町はトップランナーであり、対策をさらに強化する必要があります。国の少子化対策である子ども・子育て支援加速化プランの推進や、さらにはDX、GXの推進と行政システムも大きく変わろうとしているなど、自治体業務は大きな転換期を迎えております。このことを踏まえた上で、新たな事業、施策を推進するに当たっては目先だけではなく、その先に何があるのか、常にその効果を視野に入れた事業展開をしなければならぬと考えております。当然事業推進に当たっては財源が伴います。

財政規律を尊重しつつ財政支出を考えていく所存でありますので、皆様方のご理解をお願いいたします。

また、本町は昭和24年の分町以来75周年を迎えます。人口減少にも負けずに持続可能な町づくりを進め、次世代にこの上砂川町を引き継いでいけるよう、まずは私の残り2年半の任期を全力で努めてまいり所存でありますので、引き続き議員各位のご支援、ご協力をお願い申し上げますとともに、町民並びに議員各位にとりまして平和な一年となりますよう、また皆様方のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、令和6年、新年初議会に当たっての挨拶とさせていただきます。今年一年どうぞよろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 私からも一言ご挨拶申し上げたいと思いますが、1月1日元旦に石川県能登半島を中心とした地震により甚大な被害が発生し、この災害により亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

改めまして明けましておめでとうございます。議員、理事者の皆様方におかれましては、令和6年の輝かしい新春をご家族共々ご健勝でお迎えになられたことを心からお喜び申し上げます。

昨年を振り返りますと、猛威を振るう新型コロナウイルスは、5類に移行したものの、新たな変異株が急増し、第10波が懸念され、いまだ終息の気配を見せない状況にあり、インフルエンザの感染も増えてきております。また、物価の高騰や円安により様々な商品が値上げされるなど、住民生活に直接影響を与えておりますが、奥山町長をはじめ職員の皆様方の対応により、感染防止対策や商品券の給付など対策が講じられてきたところでございますが、その対応は長期に及ぶものと懸念されますことから、一刻も早く安心して暮らせる社会が実現することを期待するものでございます。

さて、第19期町議会の任期もあと1年ほどとなりました。この間議員一丸となって議会の役目を果たすべく全力を尽くしてまいりましたが、年頭に当たりその思いを改めて強くしたところであり、議会と理事者が力を合わせ、町民の目線に立って明るく住みよい町づくりを目指していきたいと思う次第でございます。

結びになりますが、議員の皆様、そして理事者の皆様の今後ますますのご健勝、ご多幸を祈念申し上げ、年頭に当たりましてのご挨拶といたします。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事日程に従い、議事を進めてまいります。

---

### ◎選挙第1号

○議長（高橋成和） 日程第3、選挙第1号 上砂川町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について議題といたします。

本件につきましては、令和5年12月1日付で議長宛てに本町の選挙管理委員会委員及び同補充員の全員が令和6年1月19日で任期満了となり、選挙を行うべき理由を生じた旨の通知がございましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会におい

て選挙管理委員4名、同補充員4名の選挙を執行することになりました。この選挙の取扱いにつきましては、議会運営委員会で協議した結果、選挙の方法は指名推選により行う旨の結論に達しました。

お諮りいたします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

本件につきましては、商工団体、自治団体にそれぞれ候補者の推薦をお願いしてきました。その結果、お手元に配付の候補者名簿のとおり各団体からそれぞれ推薦がございましたので、初めに選挙管理委員会委員を指名いたします。

岡克人氏、大日向教生氏、杉上春美氏、大橋隆一氏の4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました岡克人、大日向教生、杉上春美、大橋隆一の4氏が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員を指名いたします。

柳川拓也氏、田中靖氏、渡邊章子氏、佐々木より子氏の4氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました4名を選挙管理委員会委員補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました柳川拓也、田中靖、渡邊章子、佐々木より子の4氏が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順位についてお諮りいたします。補充員の順位につきましては、ただいま指名いたしました順位にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順位は、1番、柳川拓也、2番、田中靖、3番、渡邊章子、4番、

佐々木より子と決定いたしました。

---

◎議案第1号

○議長（高橋成和） 日程第4、議案第1号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第1号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、戸籍法の一部を改正する法律に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、政令に準拠し、本条例の関係規定を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げについては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、ご指示によりまして、議案第1号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1の新旧対照表をご参照ください。このたびの改正は、戸籍法の一部改正に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が昨年12月6日に公布されたことから、本政令に準拠し規定する本町手数料条例の関係条項を改正するものでございます。

内容でございますが、戸籍謄本等の交付事務についての改正でございます。戸籍法の一部改正で戸籍謄本等の広域交付制度が開始され、戸籍届出時の戸籍の添付が原則不要となります。この改正に伴い、従前戸籍が本籍地以外では交付できませんでしたが、戸籍情報連携システムの整理により自らや父母等の戸籍を本籍地以外の市町村の窓口で発行することが可能となります。手数料は、本籍地で発行する場合と同額でございます。

また、本改正に伴い磁気ディスクをもって調製された戸籍あるいは除籍に関わる書面という表記は、戸籍証明書、除籍証明書というふうに変更されます。さらに、今後行政機関の手続で紙の戸籍謄本等を添付する代わりに戸籍電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより戸籍電子証明書の提供を可能とする事務も新たに追加されます。例と

しましては、パスポートの申請時に申請書と戸籍電子証明書提供用識別符号を申請先に提出することで戸籍証明書の添付が不要になるなどがございます。この識別符号の手数料が新たに別表に追加され、戸籍電子証明書提供用識別符号が400円、除籍電子証明書提供用識別符号が700円と規定されますが、電子証明提供用識別符号と同じ内容の戸籍を同時に請求する場合は、識別符号の手数料は無料となります。そのほか、戸籍届出書も電子化により情報内容証明書の交付や閲覧も可能となるため、別表に規定する関係条項を改正するもので、施行日は令和6年3月1日でございます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定されました。

---

### ◎議案第2号

○議長（高橋成和） 次、日程第5、議案第2号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第2号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,870万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月19日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第2号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、10款地方交付税1,479万5,000円の追加で、17億8,079万5,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

14款国庫支出金1,230万円の追加で、3億313万1,000円となります。

2 項国庫補助金1,230万円の追加で、1億4,612万1,000円となります。

19款繰越金404万5,000円の追加で、1億1,527万円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が3,150万円の追加で、33億2,870万円となります。

2、歳出、2款総務費350万円の追加で、4億4,750万3,000円となります。

1 項総務管理費350万円の追加で、4億549万5,000円となります。

3 款民生費1,530万円の追加で、8億4,098万9,000円となります。

1 項社会福祉費1,530万円の追加で、7億6,900万9,000円となります。

8 款土木費1,270万円の追加で、3億1,783万5,000円となります。

2 項道路橋りょう費1,000万円の追加で、1億3,440万4,000円となります。

3 項住宅費270万円の追加で、6,933万9,000円となります。

歳出合計が3,150万円の追加で、33億2,870万円となります。

事項別明細書5ページ、歳出でございます。このたびの補正は、国が低所得者世帯支給枠を追加的に拡大したことによる給付金の支給経費と大雪に伴う除雪サービス及び除排雪経費の計上が主なものであります。本年度は初雪が11月11日で、本日午前8時現在の降雪量は550センチとなり、大雪だった昨年に匹敵する降雪量で、また積雪量も1月16日に78センチを記録するなど大雪となり、今後の降雪量を勘案し、除雪サービス並びに除排雪に万全を期するため追加するものであります。

3、歳出、2款1項5目財産管理費300万円の追加は、各種公共施設の屋根の雪下ろしと雪庇落とし経費の計上であります。

9目諸費50万円の追加は、1月1日に発生した能登半島地震で甚大な被害を受けた石川県への義援金の計上であります。そのほか、ホームページに掲載しておりますが、町と社協においては被災地を支援するため役場、町民センター、ふらっと、パンケの湯、社協事務局に募金箱を設置し、義援金の協力をお願いしております。



3款1項1目社会福祉総務費300万円の追加は、高齢者、身障、独り親世帯の避難口確保のため門口や屋根の除雪をする在宅老人等除雪サービス事業につきましては、今月の大雪により申込みが相次ぎ、冬期間の安全、安心を確保するため門口150回分、屋根80回分を追加するものであります。

10目低所得世帯価格高騰重点支援給付事業費1,230万円の追加で、1,230万円となります。資料ナンバー2をご参照願います。低所得世帯価格高騰重点支援給付事業の内容であります。目的ですが、国は経済対策として住民税非課税世帯に対し昨年2回給付しておりますが、新たに低所得世帯を住民税均等割のみ課税世帯に拡大して、非課税世帯と同額を給付するとともに、18歳以下の児童を扶養する非課税世帯及び低所得世帯には児童数に応じて加算給付を行うもので、対象は令和5年度住民税均等割のみ課税世帯が93世帯、子育て世帯が24世帯56人で、基準日は令和5年12月1日において上砂川町に住所を有する世帯、支給額は住民税均等割のみ課税世帯が1世帯当たり10万円、子育て加算が対象児童1人につき5万円で、支給開始日は令和6年2月下旬を予定しております。

予算書にお戻り願います。3節職員手当等6万円の追加、10節需用費10万円の追加は消耗品と案内返信用封筒の印刷製本費の計上、11節役務費4万円の追加は郵便料と振込手数料の計上で、次ページであります。18節負担金、補助及び交付金1,210万円の追加は、低所得世帯価格高騰重点支援給付金の計上であります。

8款2項1目道路維持費1,000万円の追加で、1億3,440万4,000円となります。除排雪経費につきましては、当初予算において効率的な除排雪体制を図るために必要経費を計上しておりましたが、このたびの大雪により早朝除雪基準である10センチ以上の降雪が続いたため、例年ワンシーズン25回程度の早朝除雪が現在20回を超え、平年を大きく上回り、今後の除雪により経費に不足を来すことから追加するもので、内訳でございますが、1節報酬で除雪車運転手報酬として100万円、10節需用費で除排雪用重機の燃料費として300万円、12節委託料で町内委託業者除排雪業務委託料として400万円、13節使用料及び賃借料で排雪用ダンプ及び危険空き家等の雪庇落としのための高所作業車借り上げ料として200万円追加するものであります。

3項住宅費、3項1目住宅管理費270万円の追加は、町営住宅の空戸除雪のほか、2階建て住宅の雪庇落とし件数の増加も予想されることから追加するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、10款1項1目地方交付税1,479万5,000円の追加は、普通交付税の追加であります。

14款2項2目民生費補助金1,230万円の追加は歳出と同額を計上するもので、19款1項1目繰越金440万5,000円の追加は前年度繰越金を計上するものであります。

以上でございます。

**○議長（高橋成和）** 以上で提案理由及び内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本臨時会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、令和6年第1回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（閉会 午前10時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 小 澤 一 文

署 名 議 員 越 前 等

# 第 1 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 6 年

## 上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 7 日（木曜日）午前 10 時 00 分 開 会  
午後 1 時 52 分 散 会

### ○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
3 月 7 日～3 月 18 日  
12 日間
- 第 3 諸般の報告
  - 1) 議会政務報告
  - 2) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（小澤議員）
  - 3) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告（越前議員）
  - 4) 第 1 回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告（越前議員）
  - 5) 第 1 回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果報告（副議長）
  - 6) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）
  - 7) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告（議長）
  - 8) 例月出納検査結果報告（12・1 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 1 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて  
※ 同意第 1 号は、即決とする。
- 第 7 議案第 3 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する  
条例及び第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例制定について
- 第 8 議案第 4 号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を  
改正する条例制定について
- 第 9 議案第 5 号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 6 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 7 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 12 議案第 8 号 令和 5 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算

(第1号)

第13 議案第 9号 令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

第14 議案第10号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第3号)

第15 議案第11号 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)

※ 議案第3号～第11号は、提案理由・内容説明までとする。

第16 町政執行方針

第17 教育行政執行方針

---

○会議録署名議員

6番 伊 藤 充 章                      7番 吉 川 洋

---

### ◎開会の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。  
理事者側につきましては、全員出席しております。  
定足数に達しておりますので、令和6年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、7番、吉川副議長を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

### ◎会期決定について

○議長（高橋成和） 次、日程第2、会期決定について議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの12日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日から3月18日までの12日間に決定いたしました。  
なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（高橋成和） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでございますので、御覧になっていただき、報告に代えさせていただきます。  
次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果について報告を求めます。小澤議員。

○4番（小澤一文） 令和6年空知中部広域連合議会第1回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年2月29日木曜日午前10時から。  
場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室です。  
議件といたしましては、報告第1号 空知中部広域連合介護保険事業計画の策定について

て、議案第1号 令和5年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 令和5年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第2号）、議案第3号 令和5年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第2号）、議案第4号 令和5年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第2号）、議案第5号 令和6年度空知中部広域連合一般会計予算、議案第6号 令和6年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算、議案第7号 令和6年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算、議案第8号 令和6年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算、議案第9号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例についてです。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果並びに第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果について報告を求めます。越前議員。

○5番（越前 等） 令和6年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年2月29日木曜日午後2時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 令和5年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和6年度砂川地区保健衛生組合会計予算、報告第1号 例月出納検査報告について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和6年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年2月29日木曜日午後3時。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件といたしましては、議案第1号 令和5年度砂川地区広域消防組合会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和6年度砂川地区広域消防組合会計予算、議案第3号 砂川地区広域消防組合消防団条例の一部を改正する条例の制定について、報告第1号 例月出納検査報告について。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会結果について報告を求めます。吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） 令和6年第1回中空知広域市町村圏組合議会定例会が開催されま



したので、ご報告いたします。

日時は、令和6年2月16日金曜日午後3時。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしましては、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和6年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算、議案第2号 令和6年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算、議案第3号 令和6年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算、議案第4号 令和6年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。

結果であります、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決をされましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果については私から報告いたします。

まず最初に、令和6年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時につきましては、令和6年2月16日金曜日午後2時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和6年度石狩川流域下水道組合一般会計予算、議案第2号 副組合長の選任について。

結果でございます、慎重審議の結果、副組合長に美唄市、土屋貴久副市長が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

続きまして、令和6年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、令和6年2月14日水曜日午後1時から。

場所につきましては、滝川市議会議場。

議件といたしまして、報告第1号 例月現金出納検査報告について、議案第1号 令和5年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和6年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算。

結果でございます、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の12月、1月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## ◎町長行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第4、町長行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします令和5年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。

そのほか1件、空知中部広域連合の令和6年度から8年度までの3年間の第9期介護保険料の改定についてご報告申し上げます。お手元に配付しております資料ナンバー1を御覧願います。介護保険事業は、空知中部広域連合を保険者として運営しておりますが、65歳以上の1号被保険者の介護保険料は3年ごとに改定することとしております。令和6年度から8年度までの3年間にわたる介護保険事業と高齢者施策について、空知中部広域連合関係6市町の施策を盛り込んだ第9期介護保険事業計画が策定され、介護保険料の改定と介護保険料所得段階区分の変更が行われました。このたびの保険料の算定に当たりましては、介護サービス等の見込み量の推計をはじめ、高齢化率や介護認定率上昇傾向、さらには介護報酬の引上げを勘案し、保険料の急激な上昇の抑制を図るため広域連合介護保険準備基金から1億2,700万円の繰入れを行い、第9期の基準月額介護保険料を現行の5,200円から250円増の5,450円に改定されたところであります。また、介護保険料所得段階区分につきましては、国が介護保険制度の持続可能性を確保するため今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制するための見直しが行われたことから、空知中部広域連合においても国の標準所得段階区分に合わせ、現行の10段階を13段階に変更が行われましたことを申し上げ、町長行政報告といたします。

○議長（高橋成和） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

#### ◎教育長教育行政報告

○議長（高橋成和） 次、日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政報告を申し上げます。

令和5年第4回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、私立小学校を展開する学校法人との教育連携につきましてご報告申し上げます。

昨年11月に開催された全員協議会にて事業の概要をご説明申し上げたところですが、改めてご説明申し上げます。事業内容といたしましては、中央小学校の現状として多様な支援を必要とする児童が多く在籍することから、令和6年度から従前の教員1人がクラスの児童を担当するのではなく中学校のような教科担任制を導入することといたしました。また、小学校においては、既に3年生から外国語活動が、5年生から外国語科が実施されてから数年がたっており、町としても将来に向けたグローバルな人材の育成は大変重要と考えております。したがって、教科担任制を導入するに当たり外国語教育の充実を図る

ためにどのようにするのが課題の一つでした。現在道内の一部の小学校において外部の学校法人所属の英語の教員免許を持った教員が派遣により外国語の授業を展開している実績があることから、このたび学校法人田中学園に協力を要請し、協議を重ね、令和6年度から中央小学校でも同様に協力していただく運びとなりました。学校法人田中学園は、札幌市豊平区において田中学園立命館慶祥小学校や中央区にて宮の森幼稚園を運営しており、質の高い教育を子供たちに提供しているところです。中央小学校において田中学園と連携し、外国語の教育を充実させていくことで児童の学力向上と教員のスキルアップなどを含め、本町の子供たちによりよい教育の場を提供できるものと大いに期待するところです。

一方、令和6年度においては、児童減少により2年生、3年生の合計児童数が北海道教育委員会が定める学級編制基準の16人以下となることから、2学年が合わさる複式学級が配置となります。これにより学級数が1学級減り、教員定数も道教委が定める配置基準により普通学級分6名から5名と1名減となります。平成28年第1回定例会の質疑において複式学級が発生した場合の町の対応として、町単費での教員配置により単式学級維持を検討したい旨の答弁をさせていただいたところです。町といたしましては、現在の小学校の状況を鑑みて単式維持のため関係各所に人材確保に向け要請を行いました。人材不足により確保の見通しが見えない状況でありました。このような状況の中で外国語教員の派遣協議を行っている田中学園にも人材の紹介を依頼したところ、検討したい旨の回答をいただき、同じく令和6年度から学園側から教員派遣を行っていただけることとなりました。

したがって、具体的には学園側から2名の担当専門教員を派遣していただきます。まず、外国語担当については、毎週火曜、木曜日において3年生以上の外国語授業、年間210コマ程度を指導していただくことを想定しております。また、単式維持担当の教員については、月曜、火曜、木曜、金曜日において3年生以上の理科と5、6年生の家庭科の授業を主に指導していただき、そのほかICT校内研修や児童生活指導も担当していただき、年間850コマ程度を想定しております。田中学園のノウハウを用いながら、必要に応じて児童生活指導のサポートをしていただきます。加えて、上砂川町独自の取組として3年生以上の総合的な学習の時間の中で未来の上砂川について探求的な学びを実践するため、学園と共に小学校だけでなく上砂川中学校も巻き込んだ一貫したカリキュラムづくりを行う予定です。これらの学園との連携は、教員の働き方改革にも寄与することと考えられて、ひいては当町の児童生徒にとってより一層の教育環境の整備充実につながると考えております。このたびの田中学園との教育連携に係る関連経費につきましては、新年度予算に計上させていただいたところでございます。また、保護者へは1月31日のPTA役員会を経て、2月27日のPTA委員総会、28、29日に開催された期末参観日における全体懇談会において次年度の教育活動について学校長から説明を行っております。加えて、児童へも3月1日に説明を行ったところです。

いずれにいたしましても、上砂川町として質の高い教育活動を実践している学校法人田

中学園の協力を得ることができましたので、学園との教育連携を足がかりにしながら、今後も町として次代を担う子供たちに生きる力を獲得できるようよりよい学校づくりを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、教育行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

---

◎同意第1号

○議長（高橋成和） 次、日程第6、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

横林監査委員は、慣例によりまして退席をお願いいたします。

〔監査委員 横林典夫 退場〕

○議長（高橋成和） それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、横林典夫氏が令和6年3月13日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を本町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、XXXXXXXXXX。氏名、横林典夫。  
生年月日、XXXXXXXXXX。職業、XXXXXX。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全議員の同意をお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件につきましては、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

それでは、横林監査委員の入場をお願いいたします。

〔監査委員 横林典夫 入場〕

○議長（高橋成和） ここで再任されました横林監査委員よりご挨拶をいただきます。横林監査委員。

○監査委員（横林典夫） ただいま町議員の皆様にも再任のご同意いただきました横林でございます。今後とも監査の職責を遂行いたします所存でございますので、町議員の皆様並びに町理事者の皆様方にはご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます、再任の挨拶といたします。

---

◎議案第3号

○議長（高橋成和） 次に、日程第7、議案第3号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書2ページをお開き願います。先に訂正をお願いいたします。議案第3号の表題2行の後半にあります等の一部を改正するを削除願います。

それでは、議案のほうに入らせていただきます。ただいま上程されました議案第3号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、会計年度任用職員の報酬等について人事院勧告に準じた改定を行うため、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願います。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例中別表の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、別表の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、ご指示により、議案第3号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、令和5年人事院勧告による給料月額増加に伴う給料表の改正と勤勉手当の支給に伴う関係条例の改正を行うものであります。

一般職と特別職並びに議会議員に係る改正につきましては、令和5年第4回定例会にて改正しておりますが、会計年度任用職員については4月1日から3月31日までの1年度任

用となっており、報酬額を年度途中において変更しないことと規定していることから、本年4月1日から適用させるため本条例を改正するとともに、地方自治法の一部改正により会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったことから、併せて条例の一部改正を行うものであります。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー2の新旧対照表を御覧願います。

以上が改正の内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例中別表の読み上げは省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、本文に参ります。議案書3ページから4ページとなります。第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

(第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年上砂川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例

第1条中「手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第3条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第8条第1項中「定める者」の次に「を除く」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「(以下「基準日」という。)」を「(以下次号において「基準日」という。)」に改め、同項第2号中「額は、」の次に「期末手当基礎額(それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)以前6月以内の在職期間における報酬の月額合計を当該在職期間内の勤務した月数で除した平均額)に」を加え、「定める額」を「定める割合を乗じて得た額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第8条の2 第1号会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)には次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

(1) 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった第1号会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(次号において「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して支給する。

(2) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額(それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)以前6月以内の在職期間における報酬の月額合計を当該在職期間内の勤務した月数で除した平均額)に、町長が規則で定め

る割合を乗じて得た額とする。

2 前項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第17条の規定の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。

(第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例(令和元年上砂川町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条を第18条とし、第15条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(町長が特に必要と認める第2号会計年度任用職員の給料)

第17条 職務の特殊性等その他特別の事情により、この条例の規定によることが著しく困難である第2号会計年度任用職員の給料については、第2条から第4条までの規定にかかわらず、町長が一般職の常勤職員との権衡並びにその職務及び勤務条件を考慮し、規則で定める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条 第2号会計年度任用職員(任期の定めが6月以上の者に限る。)の勤勉手当の額は、規則で定める額とする。

2 前条第2項の規定は、第2号会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

別表第1を次のように改める。

別表第3を次のように改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第4号

○議長(高橋成和) 次、日程第8、議案第4号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) 議案書14ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第4号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとす

る。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、マイナンバーカードと健康保険証の一本化など本条例の関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。条例本文の内容が相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、本文の読み上げにつきましては省略することに決定いたしました。

それでは、内容の説明を求めます。白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、ご指示によりまして、議案第4号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和5年6月に公布され、この改正においてマイナンバーカードと健康保険証が原則一本化されることになりました。また、公布の日から1年3か月を超えない範囲で法の別表第2が廃止されることになっております。本町では、利用事務の範囲を法別表第2に基づく事務と規定しておりますので、関係条項の改正を行うものでございます。

また、マイナンバーカードと健康保険証が一本化された場合、本町で行っている乳幼児や障害者、独り親家庭等の医療費助成事務、いわゆる福祉医療費助成事業での受給者資格確認等に個人番号を利用した情報連携が行えるようにするためには独自利用事務として条例に規定する必要があるため、新たに別表を加える等の規定を整備するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元に配付の資料ナンバー3の新旧対照表を御覧願います。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして条例本文の読み上げは省略をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第5号

○議長（高橋成和） 次、日程第9、議案第5号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。



○町長（奥山光一） 議案書20ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第5号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいませようお願いいたします。

上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、これに準拠し規定している本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は健康推進課長からいたしますので、よろしくごお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） それでは、ご指示により、議案第5号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー4の新旧対照表を併せて御覧願います。このたびの条例改正は、子ども・子育て支援法の規定に基づき特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正により、市区町村において準拠している条例の関係条項の一部を改めるものであります。このたびの改正による認定こども園の運営に関する基準や設置内容に変更はございません。

それでは、本文に入らせていただきます。議案書21ページを御覧願います。上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年上砂川町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「する教育・保育給付認定子ども」の次に「の総数」を、「定員」の次に「の総数」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第6号

○議長（高橋成和） 次、日程第10、議案第6号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） 議案書22ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第6号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、水道法の一部改正により、所管省庁の移管に伴い、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明は建設環境課長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、ご指示によりまして、議案第6号につきましてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が制定され、水道法が一部改正されたことから、本条例の関係条項を改正するものであります。

主に水道整備及び管理行政のうち水質基準の策定に関する所管は環境省へ、それ以外の事務につきましては国土交通省に移管されたことによるものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、お手元の配付した資料ナンバー5の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文へ参ります。上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上砂川町水道事業給水条例（昭和33年上砂川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第41条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第51条第1項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時58分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、直ちに会議を再開いたします。

## ◎議案第7号

○議長（高橋成和） 日程第11、議案第7号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第7号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ800万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,070万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月7日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第7号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税690万円の追加で、1億8,173万3,000円となります。

1項町民税1,010万円の追加で、9,420万1,000円となります。

2項固定資産税270万円の減額で、5,180万円となります。

4項町たばこ税50万円の減額で、2,394万4,000円となります。

10款地方交付税2億1,111万4,000円の追加で、19億9,190万9,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

12款分担金及び負担金186万6,000円の追加で、254万3,000円となります。

1項負担金、同額であります。

14款国庫支出金752万8,000円の追加で、3億1,065万9,000円となります。

1項国庫負担金611万5,000円の追加で、1億6,197万7,000円となります。

2項国庫補助金188万6,000円の追加で、1億4,800万7,000円となります。

3項国庫委託金47万3,000円の減額で、67万5,000円となります。

15款道支出金297万2,000円の追加で、1億1,373万2,000円となります。

1項道負担金435万9,000円の追加で、1億202万7,000円となります。

2項道補助金52万9,000円の減額で、635万2,000円となります。

3項道委託金85万8,000円の減額で、535万3,000円となります。

16款財産収入3万8,000円の追加で、1,600万4,000円となります。

1項財産運用収入3万8,000円の追加で、1,597万3,000円となります。

17款寄附金927万6,000円の追加で、1,137万6,000円となります。

1項寄附金、同額であります。

18款繰入金8,360万円の減額で、1億5,140万円となります。

1項基金繰入金8,660万円の減額で、1億4,840万円となります。

2項特別会計繰入金300万円の追加で、300万円となります。

20款諸収入457万5,000円の追加で、1億889万2,000円となります。

5項雑入457万5,000円の追加で、8,945万7,000円となります。

21款町債1億6,866万9,000円の減額で、6,073万1,000円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が800万円の減額で、33億2,070万円となります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1款議会費10万円の減額で、3,718万1,000円となります。

1項議会費、同額であります。

2款総務費2,166万2,000円の追加で、4億6,916万5,000円となります。

1項総務管理費2,104万5,000円の追加で、4億2,654万円となります。

2項徴税费68万9,000円の減額で、1,405万4,000円となります。

3項戸籍住民基本台帳費195万4,000円の追加で、2,475万4,000円となります。

4項選挙費64万8,000円の減額で、244万3,000円となります。

3款民生費1,891万1,000円の減額で、8億2,207万8,000円となります。

1項社会福祉費1,770万9,000円の減額で、7億5,130万円となります。

2項児童福祉費120万2,000円の減額で、6,826万6,000円となります。

4款衛生費1,091万3,000円の減額で、2億673万3,000円となります。

1項保健衛生費778万8,000円の減額で、1億2,324万6,000円となります。

2項清掃費312万5,000円の減額で、8,348万7,000円となります。

5款労働費115万6,000円の減額で、164万2,000円となります。

1項労働費、同額であります。

6款農林水産業費8万9,000円の減額で、638万3,000円となります。

1項林業費、同額であります。

7款商工費1,937万6,000円の追加で、2億2,320万2,000円となります。

1項商工費、同額であります。

8款土木費405万1,000円の減額で、3億1,378万4,000円となります。

1項土木管理費49万6,000円の減額で、1億1,359万6,000円となります。

2項道路橋りょう費469万9,000円の減額で、1億2,970万5,000円となります。

3項住宅費114万4,000円の追加で、7,048万3,000円となります。

9款消防費301万2,000円の減額で、1億4,730万7,000円となります。

1項消防費、同額であります。

10款教育費865万4,000円の減額で、1億3,953万4,000円となります。

1項教育総務費145万8,000円の減額で、1,564万3,000円となります。

2項小学校費20万4,000円の減額で、4,769万円となります。

3項中学校費152万1,000円の減額で、4,559万円となります。

4項社会教育費59万4,000円の減額で、621万5,000円となります。

5項保健体育費487万7,000円の減額で、2,439万6,000円となります。

12款公債費215万2,000円の減額で、4億239万8,000円となります。

1項公債費、同額であります。

歳出合計が800万円の減額で、33億2,070万円となります。

次ページであります。第2表、繰越明許費。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、事業名、住基・戸籍システム改修事業、事業費220万円、合計220万円。

次ページであります。第3表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、800万円、713万1,000円。過疎地域持続的発展特別事業、5,250万円、5,360万円。指定避難所デジタル環境整備事業、360万円、全額減額であります。福祉医療センター設備改修事業、5,440万円、全額減額であります。中央ふれあいセンター改修事業、4,560万円、全額減額であります。町道鶉北線道路改良舗装事業1,190万円、全額減額であります。町道鶉北線雨水側溝布設替事業、970万円、全額減額であります。鶉若葉改良住宅屋根外壁塗装事業、1,690万円、全額減額であります。鶉若葉台団地屋根葺替事業、1,540万円、全額減額であります。町道鶉若葉台団地1号線法面排水改修事業、1,140万円、全額減額であります。

事項別明細書17ページ、歳出であります。このたびの補正は最終予算補正であり、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査でありますので、予算額の読み上げとさせていただきます、減額の大きいものと追加となる費用を中心に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

3、歳出、1款1項1目議会費10万円の減額は、精査であります。

2款1項1目一般管理費5,261万5,000円の追加は、24節積立金5,471万5,000円の追加はふるさと納税368件分をふるさとづくり基金に829万4,000円を追加、減債基金に800万円を追加、財政調整基金へ利息分3万9,000円を追加、一般寄附金10件分を含め地域振興基金に3,838万2,000円積立てするもので、その他は精査であります。

4目会計管理費10万円の減額は精査で、5目財産管理費135万9,000円の追加は、14節164

万1,000円の減額は福祉医療センター設備改修工事入札執行残による精査で、17節備品購入費300万円の追加は町立診療所レントゲン更新費用の計上であります。

8目交通安全対策費30万円の減額は精査で、10目町民センター管理費130万円の追加は電気料とボイラー修繕料の追加であります。

11目地域振興費2,726万8,000円の減額は、18節負担金、補助及び交付金2,446万5,000円の減額は中央バス路線維持助成金として415万3,000円の追加、民間賃貸住宅建設費補助金2,800万円を減額するもので、その他は精査であります。

12目地域おこし協力隊事業費456万1,000円の減額、14目電力・ガス・食料品等価格高騰対策費200万円の減額、2項2目賦課徴収費68万9,000円の減額は、いずれも精査であります。

3項1目戸籍住民基本台帳費195万4,000円の追加は、12節委託料220万円の追加はマイナンバーカード等への振り仮名表記に係るシステム改修費の計上で、改修は令和6年度となるため繰越明許費とするもので、その他は精査であります。

4項3目北海道知事道議会議員選挙費64万8,000円の減額は、執行残の精査であります。次ページであります。3款1項1目社会福祉総務費966万1,000円の追加は、19節扶助費、障害者自立支援給付費で1,290万円の追加は訓練と共同生活援助者数の増と就労継続支援B型対象者の増によるもので、その他は精査であります。

2目老人福祉費52万8,000円の減額、3目社会福祉施設費214万4,000円の減額、4目介護保険費325万3,000円の減額、5目地域包括支援センター費24万円の減額、7目後期高齢者医療費1,955万5,000円の減額、9目価格高騰重点支援給付事業費165万円の減額は、いずれも精査であります。

2項1目児童福祉総務費65万円の減額、2目認定こども園等複合施設費55万2,000円の減額は、いずれも精査であります。

4款1項1目保健衛生総務費9万5,000円の追加、2目予防費380万2,000円の減額、3目環境衛生費15万1,000円の減額、4目新型コロナウイルスワクチン接種事業費393万円の減額、2項2目じん芥処理費91万5,000円の減額、3目し尿処理費221万円の減額は、いずれも精査であります。

5款1項1目労働諸費115万6,000円の減額、6款1項1目林業振興費8万9,000円の減額は、いずれも精査であります。

7款1項1目商工振興費31万9,000円の減額は精査で、2目企業開発費2,490万円の追加は、18節負担金、補助及び交付金2,500万円の追加は物価高騰等により経営状況が不安定なことから振興公社助成金を追加するもので、その他は精査であります。

3目観光費、18節負担金、補助及び交付金500万円の減額は、温泉施設LED改修事業に道補助金の採択を受けたことによる減額であり、その他は精査であります。

8款1項1目土木総務費49万6,000円の減額と2項1目道路維持費469万9,000円の減額は、精査であります。

3項1目住宅管理費114万4,000円の追加は、10節需用費、修繕料200万円の追加は入退去修繕の増によるもので、その他は精査であります。

9款1項1目消防費301万2,000円の減額は、負担金の精査であります。

10款1項2目事務局費145万8,000円の減額は精査で、2項1目学校管理費117万7,000円の減額は、17節備品購入費17万3,000円の追加は学校法人及び特別支援学級の教員増に伴う管理備品の購入経費の追加で、その他は精査であります。

2目教育振興費97万3,000円の追加は、17節備品購入費49万1,000円の追加は特別支援学級、情緒、言語用学習備品購入費の追加で、18節負担金、補助及び交付金48万2,000円の追加は給食材料高騰に伴い砂川学校給食センター負担金の追加であり、中学校費も同様に追加するものであります。

3項1目学校管理費157万5,000円の減額、2目教育振興費5万4,000円の追加、4項1目社会教育総務費25万4,000円の減額、2目青少年対策費14万円の減額、3目社会教育施設費20万円の減額、5項1目保健体育総務費101万5,000円の減額は、いずれも精査であります。

2目体育施設費386万2,000円の減額は、プール休止に伴う精査であります。

12款1項1目元金5万円の追加と2目利子220万2,000円の減額は、いずれも臨時財政対策債利率見直しと一時借入金利子の精査であります。

次に、10ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目個人250万円の追加は所得割の増で、2目法人760万円の追加は企業3社の決算納付の増であります。

2項1目固定資産税270万円の減額は償却資産の減で、4項1目町たばこ税50万円の減額は販売本数の減によるもので、10款1項1目地方交付税2億1,111万4,000円の追加は普通交付税の交付決定額の追加であります。

12款1項1目民生費負担金186万6,000円の追加は、1節社会福祉費負担金15万7,000円の追加は社会福祉施設入所者増に伴う追加で、2節児童福祉費負担金170万9,000円の追加は認定こども園広域入所者に係る利用者負担金の追加であります。

14款1項1目民生費負担金813万2,000円の追加は、1節社会福祉費負担金827万4,000円の追加は障害者自立支援費歳出増加分の国庫負担分の追加で、その他は精査であります。

2項1目総務費補助金567万6,000円の追加は、住基・戸籍システム改修事業費は歳出同額を計上、デジタル田園都市国家構想交付金事業は町民センター、認定こども園等に設置したWi-Fi整備が採択となったことから追加するもので、その他は精査であります。

3項2目民生費委託金47万3,000円の減額は、精査であります。

15款1項1目民生費負担金469万6,000円の追加は、1節社会福祉費負担金536万5,000円の追加は障害者自立支援費歳出増加分の道負担金の追加で、その他は精査であります。

2項1目総務費補助金31万8,000円の追加は、電源立地地域対策交付金の交付決定額の計上で、その他は精査であります。

3項1目総務費委託金85万8,000円の減額、16款1項2目利子及び配当金3万8,000円の追加は、いずれも精査であります。

17款1項1目寄附金927万6,000円の追加は、1節一般寄附金10件分128万2,000円の追加、2節ふるさと寄附金368件分729万4,000円の追加、3節企業版ふるさと納税3件分70万円を追加するものであります。

18款1項1目基金繰入金8,660万円の減額は、1節地域振興基金繰入金2,800万円の減額は歳出減によるもので、2節産業振興基金繰入金5,360万円の減額と3節振興公社事業開発基金繰入金500万円の減額はいずれもその他の財源を確保できたことによる減額であります。

2項1目特別会計繰入金300万円の追加は、国民健康保険特別会計から一般会計に繰入れするものであります。

20款5項5目雑入457万5,000円の追加は、宝くじ交付金交付決定額の追加で、その他は精査であります。

21款1項1目総務債5,776万9,000円の減額は、1節臨時財政対策債86万9,000円の減額と2節過疎対策事業債110万円の追加はいずれも同意予定額の計上で、3節公共施設等整備事業債5,800万円の減額、2目民生債4,560万円の減額、3目土木債6,530万円の減額はいずれも他の財源を確保できたことによる減額であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第8号

○議長（高橋成和） 次、日程第12、議案第8号 令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第8号 令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,946万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。



○副町長（林 智明） それでは、議案第8号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税111万3,000円の減額で、2,220万3,000円となります。

1 項国民健康保険税、同額であります。

3 款繰入金232万4,000円の減額で、3,031万円となります。

1 項一般会計繰入金、同額であります。

4 款諸収入474万1,000円の追加で、2,651万5,000円となります。

2 項雑入474万1,000円の追加で、2,651万4,000円となります。

5 款繰越金42万3,000円の追加で、42万3,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が172万7,000円の追加で、7,946万3,000円となります。

2、歳出、1款総務費170万5,000円の追加で、7,929万1,000円となります。

1 項総務管理費170万5,000円の追加で、7,801万1,000円となります。

2 款諸支出金2万2,000円の追加で、7万2,000円となります。

1 項償還金及び還付加算金、同額であります。

歳出合計が172万7,000円の追加で、7,946万3,000円となります。

事項別明細書8ページ、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目一般管理費170万5,000円の追加は、18節負担金、補助及び交付金129万5,000円の減額は精査で、27節繰出金300万円の追加は前年度精算還付金により余剰金が見込まれることから一般会計に繰り出しするものであります。

2 款1項1目償還金2万2,000円の追加は、過誤納還付金の追加であります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税111万3,000円の減額は、被保険者数の減による精査で、3款1項1目一般会計繰入金232万4,000円の減額は精査であります。

4 款2項3目雑入474万1,000円の追加は、空知中部広域連合分賦金前年度精算分の計上で、5 款1項1目繰越金42万3,000円の追加は前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第9号

○議長（高橋成和） 次、日程第13、議案第9号 令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第9号 令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださ

いますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ251万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,495万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月7日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第9号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料213万2,000円の減額で、3,878万9,000円となります。

1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

3款繰入金44万9,000円の減額で、2,588万8,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

5款繰越金6万5,000円の追加で、6万5,000円となります。

1項繰越金、同額であります。

歳入合計が251万6,000円の減額で、6,495万7,000円となります。

2、歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金251万6,000円の減額で、6,295万8,000円となります。

1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計が251万6,000円の減額で、6,495万7,000円となります。

事項別明細書8ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金251万6,000円の減額は、負担金の精査であります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、1款1項1目特別徴収保険料235万9,000円の減額と2目普通徴収保険料22万7,000円の追加は、被保険者数の減によるもので、3款1項2目保険基盤安定繰入金44万9,000円の減額は精査であります。

5款1項1目繰越金6万5,000円の追加は、前年度繰越金を全額計上するものであります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

◎議案第10号

○議長（高橋成和） 次、日程第14、議案第10号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第10号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,815万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月7日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第10号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2 款使用料及び手数料220万円の減額で、2,623万2,000円となります。

1 項使用料、同額であります。

3 款国庫支出金30万5,000円の減額で、250万円となります。

1 項国庫補助金、同額であります。

4 款繰入金220万4,000円の追加で、1億292万9,000円となります。

1 項一般会計繰入金、同額であります。

6 款町債50万円の減額で、1,630万円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が80万1,000円の減額で、1億4,815万8,000円となります。

2、歳出、1 款下水道費80万1,000円の減額で、5,611万3,000円となります。

1 項下水道整備費80万1,000円の減額で、4,631万円となります。

歳出合計が80万1,000円の減額で、1億4,815万8,000円となります。

次ページであります。第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。公営企業会計適用債、510万円、490万円。特定環境保全公共下水道事業債、280万円、250万円。

事項別明細書7ページ、歳出でございます。3、歳出、1款1項1目総務管理費25万1,000円の減額と2目下水道建設費55万円の減額は、いずれも入札執行残の精査であります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、2款1項1目下水道使用料220万円の減額は、来年度公営企業会計に移行するに伴い打切り決算による3月分を未収金としたため減額するものであります。

3款1項1目下水道事業費補助金30万5,000円の減額、4款1項1目一般会計繰入金220万4,000円の追加、6款1項1目下水道事業債50万円の減額は、いずれも精査であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

---

### ◎議案第11号

○議長（高橋成和） 次、日程第15、議案第11号 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第11号 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（総則）

第1条 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条及び令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（以下「補正予算」という。）（第2号）第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、1款水道事業収益、既決予算額1億1,630万2,000円、補正予算額85万8,000円の減、計1億1,544万4,000円。

第1項営業収益、8,256万7,000円、490万円の減、7,766万7,000円。

第2項営業外収益、3,373万5,000円、404万2,000円、3,777万7,000円。

（支出）

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億1,630万2,000円、補正予算額85万8,000円の減、計1億1,544万4,000円。

第2項営業外費用、889万円、85万8,000円の減、803万2,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条及び補正予算（第1号）第2条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款資本的収入、既決予算額1億2,285万1,000円、補正予算額305万3,000円の減、計1億1,979万8,000円。

第2項企業債、5,540万円、10万円の減、5,530万円。

第4項他会計補助金、1,430万8,000円、295万3,000円の減、1,135万5,000円。

(支出)

科目、第1款資本的支出、既決予算額1億7,320万7,000円、補正予算額305万3,000円の減、計1億7,015万4,000円。

第2項建設改良費、既決予算額9,779万6,000円、305万3,000円の減、9,474万3,000円。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた企業債の限度額「5,540万円」を「5,530万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条及び補正予算(第1号)第3条に定めた、企業債利息償還等のため一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「3,181万円」を「3,585万2,000円」に、建設改良のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「1,430万8,000円」を「1,135万5,000円」に改める。

令和6年3月7日提出、北海道上砂川町水道事業管理者、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) それでは、議案第11号について内容の説明をいたします。

3ページであります。令和5年度上砂川町水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益85万8,000円の減額で、1億1,544万4,000円となります。

1項営業収益490万円の減額で、7,766万7,000円となります。

1目給水収益490万円の減額で、7,752万5,000円となります。

2項営業外収益404万2,000円の追加で、3,777万7,000円となります。

2目繰入金404万2,000円の追加で、3,585万2,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用85万8,000円の減額で、1億1,544万4,000円となります。

2項営業外費用85万8,000円の減額で、803万2,000円となります。

1目支払利息及び企業債取扱費85万8,000円の減額で、309万9,000円となります。

次ページであります。資本的収入及び支出、資本的収入、1款資本的収入305万3,000円の減額で、1億1,979万8,000円となります。

2項企業債10万円の減額で、5,530万円となります。

1目企業債、同額であります。

4項他会計補助金295万3,000円の減額で、1,135万5,000円となります。

1 目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1 款資本的支出305万3,000円の減額で、1 億7,015万4,000円となります。

2 項建設改良費305万3,000円の減額で、9,474万3,000円となります。

1 目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

事項別明細書 5 ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱費85万8,000円の減額は、精査であります。

収益的収入、水道事業収益、営業収益、1 目給水収益490万円の減額は、家事用及び業務用使用料減少による精査で、水道事業収益、営業外収益、2 目繰入金404万2,000円の追加は一般会計繰入金を追加するものであります。

次に、6 ページ、資本的支出であります。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1 目簡易水道等施設整備事業費305万3,000円の減額は、工事費等の精査であります。

次に、資本的収入に参ります。資本的収入、資本的収入、企業債、1 目企業債10万円の減額、資本的収入、他会計補助金、1 目他会計補助金295万3,000円の減額は、工事費等減額による精査であります。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 4 1 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（高橋成和） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

---

### ◎町政執行方針

○議長（高橋成和） 日程第16、町政執行方針について議題といたします。

町政執行方針の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、令和6年度の町政執行方針を申し上げます。お手元に配付しております町政執行方針1 ページをお開き願います。

はじめに

令和6年第1回上砂川町議会定例会の開会にあたり、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

始めに、本年1月1日に発生いたしました能登半島地震でお亡くなりなられた方々に謹んでお悔みを申し上げます。また、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、第20期町政である私の3期目の任期も折り返しの年となりました。これまで、人口減少や少子高齢化問題をはじめ町政運営に大きな影響を及ぼす課題のある中、「第7期上砂川町総合計画後期基本計画」と「第2期上砂川町まち・ひと・しごと総合戦略」に基づき子育て支援事業や高齢者支援事業及び移住定住対策など議員各位並びに町民の皆さん

のご協力を賜り課題解決に向け取り組みながら町政を執行してきたところであります。

本年度は、第7期上砂川町総合計画及び第2期上砂川町まち・ひと・しごと総合戦略の最終年度となりますことから、計画搭載事業の成果検証をはじめ現状を踏まえた上で、多くの皆様のご意見を拝聴し「第8期上砂川町総合計画」及び国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、地方創生の意識や取り組みを発展、継承させる形で「上砂川町デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定し、デジタル技術等を活用しながら、引き続き本町の最重要課題であります人口減少や少子高齢化対策、さらに、地域公共交通対策、空き家空き地対策など、住民福祉の向上に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症が5類と移行となり、イベントをはじめ各種事業が「自粛」から「活動」とコロナ禍前のように行われるようになりました。しかしながら、依然として物価高騰等は、住民生活や事業者の経営を圧迫することが懸念されることから、現状を的確に捉えた施策の推進に努めてまいります。

本年度も大変厳しい町政運営が想定されますが、町民の幸せと将来をしっかりと見据え、皆さんから寄せられた信頼と期待に応えるべく町政運営に努め、職員とともに「ゆめ・希望・そして輝く・上砂川の創生」を目指し、全力で取り組んでまいり所存でありますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以下、令和6年度の主要施策の大綱について申し上げます。

## 第一 健康でいきいきと暮らせるまち

### 1. 安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進

こども基本法が施行され、国においては昨年6月に策定されました「こども未来戦略方針」により、妊娠期から切れ目なく子育て世帯を支える加速化プランが示されました。

本町におきましても、新たに、デジタル子ども手帳（母子健康手帳アプリ）を導入し、保護者の利便性向上を図るとともに、子どもを望む町民に対して、特定不妊治療と併用して実施される医療保険対象外の先進医療にかかる費用の一部助成を実施してまいります。また、妊娠・出産期から0～2歳児の支援として、産後ケア事業や伴走型支援を継続し、個々のこどもや家庭に応じたきめ細やかな支援を実施してまいります。

認定こども園等複合施設においては、子どもたちが質の高い保育と幼児教育を受けることができるよう、これまで用いてきた登降園システムの機能を拡充し、保育記録や振り返りを一元管理し保育の質の向上につなげる保育ドキュメンテーション機能などを活用したICT化による保育の見える化を図り、より一層子どもと向き合う時間の確保に努めてまいります。

また、町の子育て支援施策の根幹となる第2期上砂川町子ども子育て支援事業計画が最終年度となることから、国が示す子ども大綱の方針に則り、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる子どもまんなか社会の実現を目指し、少子化対策としての子育て支援を実施するほか、「貧困問題」や「ヤングケアラー問題」を地域課題として位置付け、町の第8期総合計画と整合性を図りながら、

令和7年度から5か年の第3期子ども子育て支援事業計画の策定に着手してまいります。

さらに、国が掲げる子ども未来戦略方針の加速化プランに沿った各種子育て支援施策の推進により、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりを進めてまいります。

## 2. 地域共生社会づくりの推進

福祉施策につきましては、行政が社会福祉協議会や地域と連携し、支援が必要な住民に対して切れ目のない相談・支援が提供できる地域づくりを目指すため、上砂川町地域福祉計画を策定します。

高齢者支援につきましては、物価高騰等にともない介護用品支給事業助成額を一月当たり3,000円から3,500円に増額するとともに、除雪サービス制度の拡充や在宅福祉サービスの充実を図り高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

認知症施策につきましては、平成29年度に作成した上砂川町認知症安心ガイドを最新の内容に修正した改訂版を作成するとともに、認知症サポーター養成講座については、企業や警察、金融機関等を対象に開催し、支援の輪を広げ認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進してまいります。

地域見守り活動につきましては、地域の中で誰一人取り残されることがないように、包括協定などを締結した民間事業者及び社会福祉協議会など関係機関と連携し、ボランティア活動の推進とネットワークの充実に努めてまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方が自立した生活を営み、安心して地域で暮らせる社会づくりを地域全体で実現するために、広域連携による相談業務や緊急時の受け入れの調整等の支援を行い、上砂川町障がい福祉計画に基づき各種施策の着実な実施に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、住まい・医療・介護・予防・生活支援が互いに連携しながらサービスを提供する地域包括ケアシステムの構築や高齢者の尊厳の保持と重度化防止、自立した生活の支援に努めるとともに、高齢者自身が自助・互助による役割を果たすことで要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう支援してまいります。

## 3. 生涯にわたる健康づくりの推進

感染症対策につきましては、新型コロナワクチン接種が65歳以上対象の定期接種に移行されましたが、詳細が決まり次第、関連予算も含め、希望する町民が接種できる体制を図ってまいります。

生活習慣病予防対策につきましては、コロナ禍によって制限されていた、健診受診率向上対策の一つである健診未受診者への勧奨訪問や健診受診者へ保健指導を目的とした訪問を再開し、生活習慣病の早期発見・重症化予防を図ることで、住民のクオリティ・オブ・ライフの維持とともに健康寿命の延伸につなげてまいります。

国民健康保険及び後期高齢者特定健診につきましては、健診機関の拡充や未受診者への



受診勧奨、集団健診の早期予約制度の継続により受診率の向上に努め、さらに各種健診、相談、健康教育、介護予防事業を通じて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みによる健康寿命の延伸を図ってまいります。

高齢者の健康維持につきましては、口腔機能の維持・向上がフレイルを予防する十分な栄養摂取につながり、また日常生活動作にも影響することから、ケアサポーター養成講座において、口腔の専門家を招き高齢者の口腔機能の維持・向上を支援してまいります。

また、高齢者自身の社会参加が効果的な介護予防になることから、介護予防運動継続事業として運動事業に特化してポイントを付与していた取り組みについて、対象事業を拡大し、高齢者の社会参加機会を増やせるよう支援する社会参加推進事業に発展させてまいります。

## 第二 あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち

### 1. 子どもたちが健やかに成長する教育の推進

新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、通常のエデュケーション活動へ戻るにあたり子どもたちが学びを通じて心豊かな人生を送ることができるよう、総合教育会議において策定された「教育大綱」に基づき、次代を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりを教育委員会と連携するとともに、基礎的・基本的な知識をしっかりと身につける教育を支援してまいります。

学校教育につきましては、道内学校法人との包括連携による協力を得ながら小学校の英語授業を担当し指導してもらうほか、さらに、同法人の協力により教員を確保し単式学級を維持するとともに、小学3年生以上では教科担任制を導入し、一人ひとりに寄り添った学びの提供に努めてまいります。

学力向上対策として、学習教材に新たにAIドリルを導入することで、個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導のツールとして活用を図り、学力の定着化を進めるとともに、デジタル教材の活用を促進することで、情報化社会に対応できる子どもの育成に努めてまいりますほか、学校DXのひとつとして校務支援システムを導入することで教員の事務時間の短縮を図り、子どもたち一人ひとりと向き合う時間を確保することで一層のきめ細かな指導に努めてまいります。

また、児童生徒が減少し、校舎も老朽化が進む中、上砂川町の小中学校のあり方について「上砂川町学校再編委員会」において議論を深め、本町にふさわしいあり方の検討を進めてまいります。

その他、保護者の負担軽減を図るため、引き続き学校給食費と給食加工賃等の全額公費負担を継続してまいります。

### 2. 生涯にわたり学べる環境づくりの推進

社会教育につきましては、各世代におけるさまざまな学習要求に応えるため、「キッズ体験くらぶ」をはじめ、成人向けワークショップ、高齢者向けいきいき大学の開催のほか、休止している町営プールの再建について検討してまいります。また、夏休み子ども水泳教

室については、近隣町のプールを相互利用協定により利用し再開するなど、生涯各期の学習環境づくりを提供することで生涯学習の充実を支援してまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

### 第三 安全で生活環境が整ったまち

#### 1. 快適で住みよい環境づくりの推進

道路整備につきましては、東鶉7町内線の雨水側溝改修工事と各所排水工事を実施するとともに、道路点検結果に基づき、年次的な道路整備計画を策定してまいります。

除排雪につきましては、冬期間における生活道路の安全・安心対策、通行確保や見通しの悪い交差点の除排雪の実施に努めるとともに、落雪等による事故防止の啓発も実施してまいります。

地域公共交通につきましては、中央バスから利用者の減少及び乗務員不足が深刻な状況にあることから、昨年12月に土日祝日便が減便となり、今後もこれらの理由により更なる減便も想定されることから、代替交通を検討するなど引き続き住民の交通手段の維持確保に努めるとともに、国や道に対し公共交通の確保に向けた支援要請に努めてまいります。

また、乗り合いタクシー事業につきましては、登録者及び利用者数が増加していることから、今後においても本制度の周知を図るとともに、住民の移動ニーズの把握に努めてまいります。

水道事業につきましては、国の補助制度を活用して老朽化の著しい緑が丘・鶉本町地区配水管の更新を実施することで、安全・安心な水の安定供給を図るとともに、水道事業経営戦略を再構築し、今後の水道事業の安定経営に努めてまいります。

下水道事業につきましては、国の交付金制度を活用して老朽化の著しい鶉本町地区のマンホールポンプ更新を実施し、快適な生活環境の確保を図るとともに、地方公営企業法適用による下水道事業経営戦略を再構築し、今後の下水道事業の安定経営に努めてまいります。

住環境対策につきましては、快適な住環境を提供するため、計画的な屋根・外壁塗装工事や屋根葺替工事のほか、各住宅設備等の更新を実施してまいります。

また、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づいた住宅施策の推進と町営住宅の管理戸数の適正化及びストック住宅の利活用やゼロカーボン実現に向けた住宅改修や新たな住宅整備の検討を進めるとともに民間事業者による賃貸住宅建設に努めてまいります。

#### 2. 安心安全に暮らせるまちづくりの推進

消防体制につきましては、消防団員が複雑多様化する各種災害時に効率的に対応できるよう、導入から30年が経過した消防ポンプ自動車（消防団車両）を軽量且つコンパクトな構造の4WD車両で自動揚水装置を備えた車両に更新し、消防団員の現場活動の負担軽減を図り、災害対応に万全を期してまいります。

防災対策につきましては、昨年度、地震発生を想定した防災訓練を、道や自衛隊、警察など関係機関の協力を得て実施し、救助要請の手順確認や炊き出しのほか、町民による避難訓練を行い、防災に対する意識の高揚を図ったことから、今年度においては、防災専門員の配置や自主防災組織の結成に努めるなど、さらなる防災力の強化を図るとともに、災害備蓄品の補充も図ってまいります。

また、災害等の警戒情報を素早く伝達するため、屋外スピーカーや屋内個別受信機の設置、スマートフォンのアプリを活用した効果的な情報伝達手段を検討してまいります。

防犯対策につきましては、警察や防犯協会、消費者協会、金融機関などと連携し、振り込め詐欺防止を目的とした街頭啓発や「あんしんスタンプカード」を継続し、安全・安心なまちづくりを推進してまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通安全推進委員会との連携をさらに強化し、本年6月4日の「交通事故死ゼロの日5,000日」達成を目指し、引き続き交通安全思想の啓発を図るとともに、高齢者の運転免許証自主返納支援事業や住民ニーズに応じた交通安全教室、自転車利用者に対するヘルメット着用の呼びかけを行うなど、悲惨な交通事故が起きない、起こさせないまちづくりを推進してまいります。

消費者保護につきましては、高齢者を狙った悪質な訪問販売や特殊詐欺事件が発生しているほか、高齢者ばかりではなく働き盛りの世代を狙った事案が発生していることから、消費者被害防止ネットワークや消費者協会を中心に関係機関・団体と連携強化を図り、情報の収集や対策に取り組むとともに、町広報などによる啓発活動に努めてまいります。

有害鳥獣対策につきましては、熊の出没防止対策として、草刈り地域箇所を追加するほか、昨年、野生動物撃退装置を設置し効果が見られたことから増台し、住宅地付近への出没抑制を図ってまいります。

また、エゾシカ対策につきましては、銃による駆除などを継続し、アライグマ対策につきましても、引き続き春期捕獲に重点を置いた啓発及び箱罠の貸出を行ってまいります。

空き家対策につきましては、空き家に対する総合的な対策を進める「上砂川町空き家等対策計画兼空き家対策総合実施計画」に基づく特定空き家の認定を行うとともに、空き家等の有効活用や解体を促進するための制度の創設を検討してまいります。また、危険な空き工場の解体を進めるほか、空き地対策については、国のガイドラインによる対策に努め、町民及び地域の安全・安心と生活環境の保全を図るとともに、土地利用につきましては、各種計画との調整を図り、土地の利活用を検討してまいります。

### 3. やさしい環境づくりの推進

地球温暖化防止対策につきましては、国が目指す2050年脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策実行計画に基づき、本年度は街路灯のLED化を実施してまいります。

今後のCO<sub>2</sub>削減対策の一環として、公共施設等の再生可能エネルギーの導入や再生可能エネルギーを導入する個人や企業への補助制度の創設も検討してまいります。

ごみの分別収集につきましては、衛生協力会と連携しごみの減量化・再資源化に努め、

プラスチック資源循環促進法に基づく分別や収集方法につきましても、近隣市町と情報共有や広域連携なども含め引き続き対応を検討してまいります。

共同浴場につきましては、利用者数の減少と燃料価格の高騰により自主運営が非常に厳しく、運営方法の見直しや自助努力を強化している状況であることから、今年度においても、引き続き継続運営できるよう支援してまいります。

#### 第四 魅力と活力があふれるまち

##### 1. 活力ある商工業の振興

商業の振興につきましては、高齢者等へのきめ細やかなサービスの提供ができるよう商工会議所の生活支援コーディネーターが進める地域密着型サービス等への取り組みについて支援してまいります。

また、工業の振興につきましては、誘致企業を含む既存企業の経営の安定・強化を図るため、事業拡大に伴う設備投資に対し企業助成制度と併せ、国・道の各種支援制度を活用しながら更なる育成・助長に努めてまいります。

##### 2. 安定した雇用と働きやすい環境づくりの推進

新たな産業の構築につきましては、企業誘致に向け、道や関係機関と情報共有を図るとともに、町の遊休地の利活用を含めた積極的な活動に努めてまいります。

労働力の確保につきましては、各町内企業では少子化にともなう人手不足が深刻化していることから、職場体験バスツアーや道や広域連携で実施する合同企業説明会のほか、必要に応じて道が企業立地向けに行っている人材確保支援事業等の活用を図り、労働の確保に積極的に努めてまいります。

##### 3. 観光資源の活用や魅力づくりの推進

観光につきましては、本町最大のイベントであります仮装盆踊り花火大会は、町民の期待と町外観光入込客による経済波及効果も大きいこととあわせて本年は開町75周年を迎えることから記念事業として位置付け支援の拡充を図るとともに、雪ん子まつりについても引き続き支援してまいります。また、昨年初めて開催したマラニックにおいては、町外からの参加者も多く、特産品のPRもできたことから本年度も開催し、交流人口及び関係人口の増加に努めてまいります。

また、観光資源の一つである悲別駅（旧上砂川駅舎）については、老朽化が著しいため大規模改修を行うとともに、上砂川岳温泉「パンケの湯」の利用促進を図るための事業に対し支援を行うことで、貴重な地域の観光拠点として保全・活用を図ってまいります。

魅力づくり・地域活性化対策につきましては、新たな産業やイベントの創出、町の魅力づくりに繋がることから、将来を担う若者や地域おこし協力隊、関係機関・団体と連携し、幅広い世代からのご意見を拝聴する体制構築による魅力づくりに努めてまいります。

特産品の開発につきましては、ニジマスの薫製や醤油、はちみつ、チーズが特産品として定着しているほか、去年は新たにジャムの開発があったことから必要な支援を行うとともに、さらなる販路拡大とふるさと納税返礼品のPRに努めてまいります。

## 第五 みんなで創るまち

### 1. ともに行動するまちづくりの推進

町民が主体性を持つまちづくりにつきましては、自治会連絡協議会等と連携し地域活動を支援するとともに、高齢者、若年層、女性、児童生徒などとの連携により地域課題を把握し、まちづくりに対する機運醸成と将来に希望の持てるまちづくりを推進してまいります。

地域コミュニティにつきましては、人口減少と高齢化により活動が停滞傾向にあることから、集落支援員と一体となり自治会活動の支援に努めるほか、自治会が継続して活動し続けるためにはどのような方策が必要かを自治会連絡協議会とともに思案してまいります。

広報につきましては、町広報及び町ホームページにて必要となる情報を分かりやすく伝えるほか、町の公式LINEによる災害関連情報や各種行事などタイムリーな情報発信に努めるとともにLINEで行うことができる手続きを増やすことにより利便性を図ってまいります。

人口減少・移住定住対策につきましては、移住希望者の不安や不明な点を解消するために新たにオンライン移住相談を実施するとともに移住定住奨励金制度などこれまで進めてきた移住・定住施策や子育て支援施策などの積極的な情報発信に努め、併せて民間資本による賃貸住宅建設を促進してまいります。

また、「まちの駅ふらっと」については、実施時期にあわせた特色のあるマルシェを開催することにより、交流人口の増加を図ってまいります。

### 2. 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、若い世代の意識の高揚と組織づくり、様々な場面で啓発や学習機会の創出に努めるとともに、引き続き各種審議会等への積極的な登用に努め、女性が活躍できる環境づくりを推進してまいります。

### 3. 持続可能な行財政運営の推進

行政運営につきましては、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくことが求められており、行政のデジタル化や脱炭素化社会の実現のほか、多様化する行政ニーズに的確に対応できるよう、継続的に職員研修を実施するなど、職責に応じた職員の能力開発と組織力向上に努め、より町民から信頼される役場づくりを目指してまいります。

また、住民の利便性の向上と業務の効率化を図るため、「上砂川町DX推進方針」に基づき、オンライン手続きやデジタル技術の活用による情報発信、マイナンバーカードの普及促進など行政のデジタル化を推進するとともに、時代に即した業務の在り方について見直し検討を進めてまいります。

財政運営につきましては、自主財源である町税について、法人町民税等の増収は見込まれるものの、依然として地方交付税に大きく依存する財政構造であることから、限られた

財源を効率かつ有効に活用するため、各種施策や事業の費用対効果を検証するとともに、引き続きふるさと納税や企業版ふるさと納税など自主財源の確保や公共施設の適正な管理に努め、中長期的な視点に立ち持続可能な財政運営を行ってまいります。

また、町税は重要な自主財源であることから、口座振替納税や地方税共通納税システムによる電子納付の普及促進に加え、各種使用料を含めた町税等のコンビニ納付を開始するなど納税者の利便性と収納率の向上に努めてまいります。

#### 4. 広域連携によるまちづくりの推進

広域的な連携につきましては、行政の効率化と住民サービス向上のため、引き続き滝川市、砂川市を中心市とした定住自立圏による医療、福祉、教育など生活機能の確保のほか、地域公共交通や人材確保等の諸課題を含め行政各般にわたる広域連携、広域行政の推進に取り組んでまいります。

むすびに

以上、令和6年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げます。

本年度においても多くの課題を抱えての行財政運営となりますが、議員各位や町民の皆さんの英知を賜り、常に、創意工夫を重ね、新たな発想のもと、知恵と勇気をもってまちづくりを進め、町民の皆さんが生涯にわたり安心して暮らせるまちづくりを目指し、職員と一丸となり全力で取り組んでまいり所存であります。

また、国立社会保障・人口問題研究所において人口減少はさらに加速する結果となっていることから、このことをしっかりと踏まえたまちづくり計画等の策定を行いサステナブルな町政運営に努めてまいりますので、今後も、議員各位並びに町民の皆さんの町政に対するより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針といたします。

なお、本年度予定している主要施策につきましては、第7期総合計画の5つの柱に沿って別冊によりお示ししておりますので、ご高覧いただきご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋成和） 以上で町政執行方針を終わります。

---

#### ◎教育行政執行方針

○議長（高橋成和） 次、日程第17、教育行政執行方針について議題といたします。

教育行政執行方針の説明を求めます。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育行政執行方針を申し述べます。お手元に配付の教育行政執行方針を読み上げ、ご提案いたします。

令和6年第1回定例町議会の開会にあたり、令和6年度の教育行政の執行方針を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜り、諸施策の推進に努めてまいります。

新型コロナウイルスが5類に移行して1年近く経過し、子どもたちの学校生活も以前の形を取り戻した今、子どもたちの学びを止めることなく、総合教育会議において策定され

た「教育大綱」に基づき、次代の上砂川を担う子どもたちの育成とその基盤となる教育環境づくりに努め、基礎的・基本的な知識をしっかりと身に着ける教育に取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 学校教育の推進

「生きる力」を基盤として、基礎・基本の「確かな学力」の定着と「豊かな心」、そして「健やかな体」の育成に努めてまいります。

### (1) 学習指導の充実

学校教育につきましては、昨年度導入した2学期制及び小中学校への学習支援員配置を継続するとともに、全国学力・学習状況調査等の結果から明らかになった課題の解決に向け、学校の教職員で構成される小中接続委員会や、学校全体での分析・検証・指導方法改善に加え、道内学校法人との包括連携による協力を得ながら小学校の英語授業を担当して指導してもらうほか、さらに、同法人の協力により教員を確保し、単式学級を維持し、小学3年生以上では教科担任制を導入することで、一人ひとりに寄り添った学びの提供に努めてまいります。

学力向上対策として実施しております公設学習塾につきましては、引き続き小学4年生から中学生までを対象とし、習熟度に応じた個別の指導に力を入れるとともに、希望する中学3年生へのオンライン指導による受験対策も継続し、学力向上へ向け、児童生徒・保護者へ積極的な塾の活用を促してまいります。

また、本町の課題のひとつである文章題の読解力向上のため、朝読や漢字の書き取りを行う朝学習を継続し、小学校での夏休み学習ゼミについては、内容の検証、効果を見極めつつ事業者と協議を行い学力向上となるよう見直しを図りながら実施するとともに、国語力向上のため、小中学校を通して実施している漢字検定のほか、中学生全学年の英語検定を助成し、検定後の結果を分析・把握することで一層の学力向上に努めてまいります。

併せて、児童・生徒に将来の職業への目標意識を持たせるための「学び応援事業」、文化に触れる機会を提供する「芸術鑑賞事業」を実施、また、地域を支える町内企業を知ること、将来の就業時の選択肢のひとつとなり得るよう、町内企業の見学会を実施してまいります。

家庭学習の推進につきましては、特に本町での大きな課題でもあり、その習慣化については各家庭での協力が不可欠であることから、児童・生徒自らが目標を立て取り組む生活リズムチェックシートを継続することで、生活習慣を見つめなおす機会とし、さらに家庭に対しては、家庭学習の心構えや大切さを印刷したクリアファイルを各家庭に配布することで家庭学習の啓発を行い、単に宿題の問題を回答するだけでなく、その答えにたどり着くまでの経過の大切さを親子ともに理解してもらうことで家庭学習への向き合い方を見直してもらい、学校と家庭がより強い連携で、家庭学習の習慣化に引き続き努めてまいります。

全国体力・運動能力等調査においては、小学5年生、中学2年生を対象として実施し、

優れている能力はさらに伸ばし、課題部分は改善に向けた取り組みを行うことで、児童生徒の体力向上に努めてまいります。

教職員の資質向上につきましては、各種研修等への参加を促進し、教職員個々のスキルアップを図るとともに、学校全体として、研究集会や公開授業などを行い、「教師力」「学校力」の向上に取り組んでまいります。

学校運営につきましては、開かれた学校と信頼される学校づくりを目指し、地域参観日の実施や学校だより、SNSを活用した情報発信を継続するとともに、コミュニティスクール制度を活用し、学校・家庭・地域が一体となり子どもたちを育てる環境づくりと、地域とともにある学校運営の改善に取り組んでまいります。

児童生徒の育成につきましては、将来社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする、「頑張った児童・生徒顕彰」制度による表彰を継続し、児童生徒のやる気を促してまいります。

英語教育につきましては、英語指導助手による中学校での正しい発音や正確な聞き取り能力の指導を継続し、小学校においても中学校と同様に英語指導助手を活用し授業を実施するとともに、先述の道内学校法人との連携による専任教員を派遣してもらい指導を実施してまいります。

また、認定こども園にあっても英語に慣れ親しむための取り組みを継続してまいります。

小・中学校のICT教育につきましては、ひとり一台のタブレット端末を活用、学習教材として新たにAIドリルを導入し、個々の習熟度に応じたきめ細かな学習指導のツールとして活用を図り学力の定着化を進めるとともに、各校でデジタル教材の活用を促進、指導者用のデジタル教科書を継続活用することで、教職員のICTのスキルアップを図り、子どもたちの学力向上と、情報化社会に対応できる人材の育成に努めるほか、ICT支援員の配置による教職員及び児童生徒の学習環境へのサポートと、学校のネットワーク環境の保守整備を継続しながらICT教育の実践を支援してまいります。

また、突発的な学校休業時や出席停止の子どもたちの学習支援、健康観察においても積極的にタブレット端末を活用し、切れ目なく学校と家庭を繋ぐリモート授業を実施してまいります。

さらに、教員が作成する児童生徒の学齢簿や通知表、健康管理表などこれまで手作業で時間を費やしてきた帳票類を学校DXのひとつとして校務支援システムを導入することで作成時間を短縮できることから、それにより子どもたち一人ひとりと向き合う時間を確保することも可能となるため、より一層のきめ細かな指導に努めてまいります。

食材をはじめとする物価の高騰はこれまでになく大きく家計を逼迫させており、子を持つ親の経済的負担は以前にも増して厳しい状況にありますことから、令和4年度からの学校給食費全額公費助成を継続し、引き続き子育て世代の支援と子どもたちの健やかな成長を目指してまいります。

卒業を迎える児童生徒のアルバム購入費の一部助成、高校生がいる家庭への「高校就学



費等助成事業」や奨学資金貸付制度についても、引き続き保護者負担の軽減を図ってまいります。

福井県福井市鶉地区との小学生相互交流事業につきましては、昨年度4年ぶりに事業を再開し、児童の派遣を実施しましたが、今年度は先方からの児童を受け入れる年度となります。夏休み期間中であり、猛暑を想定しながら参加する児童の安全を第一としたうえで、本町の実行委員会と先方において協議を重ね交流事業を行ってまいります。

また、修学旅行につきましても、従前同様、保護者が負担する修学旅行経費の一部助成を継続してまいります。

特別支援教育につきましては、障がいのある児童・生徒に対し、学校における日常生活動作や学習活動上のサポートのため小学校に特別支援教育支援員の配置や、砂川市通級指導教室等に通学している児童の保護者に対する通学費助成を継続してまいります。

小学校と認定こども園の交流事業につきましては、これまでの運動会、芸術鑑賞事業などでの交流の継続に加え、小学校入学前の基礎となる幼児教育の在り方について意見交換を重ね、幼小連携による継続した教育について検討してまいります。

国が求める中学校部活動の地域移行化につきましては、近隣自治体と情報交換をしながら広域での取り組みを模索・検討を継続してまいります。

## (2) 児童・生徒の指導

いじめ問題につきましては、「上砂川町いじめ防止等基本方針」に基づき、道教委のいじめアンケートだけでなく、基本方針に基づき「いじめを絶対に見逃さない」という姿勢と国の方針である「いじめの積極的な認知」により、早期発見・早期対応の取り組みに努めてまいります。

また、遅刻や欠席が増えるなど児童生徒からのサインを見逃さず、参観日などを活用し保護者面談などを行い、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に努めてまいります。

不登校ぎみの児童・生徒につきましては、学級担任が中心となり保護者面談や家庭訪問等で日常生活の動向把握と接点を保ち、道のスクールカウンセラーの活用を継続し、管理職、養護教諭を含め学校全体で児童生徒の細やかなケアに努めてまいります。

## (3) 教育環境等の整備

「上砂川町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるように、交通安全をはじめ防犯、防災を含めた通学路の安全確保を図ってまいりますとともに、昨年度の中学生全員が寄贈により自転車ヘルメットを所持したことを踏まえ、新中学1年生にもヘルメットを配布し、自転車通学時の着用啓発などを足掛かりに、日常的な着用の定着を促します。

また、上砂川町の小中学校のあり方については「上砂川町学校再編委員会」において議論を深め、当町にふさわしいあり方について検討を進めてまいります。

その他教育支援につきましては、教材費の助成をはじめ、全国標準学力検査経費、部活

動の各種大会等参加経費、スキー学習リフト代及びバス代経費、スポーツ振興センター傷害保険掛け金等の全額公費負担を継続し、保護者負担の軽減を図ってまいります。

## 2. 社会教育の推進

世代に応じて自ら学び、生涯にわたって実践できる学習環境の提供に努めてまいります。

### (1) 社会教育の充実

社会教育につきましては、第7次社会教育中期計画に基づき、乳幼児期から高齢者まで、さまざまな学習要求に応えるため、「キッズ体験くらぶ」をはじめ、成人向けワークショップにて座学と実技を組み合わせた「フィットネス講座」を継続して開催してまいります。

また、夏休み子ども水泳教室については、近隣町のプールを利用することで再開してまいります。

高齢者の学習につきましては、昨年に引き続きいきいき大学を実施し、学習機会の提供を図ってまいります。

青少年教育につきましては、キッズ体験くらぶを活用し夏休み期間中に希望する小学生のプール遊泳活動を取り入れるほか、町外の施設を利用した体験活動の実施など、学校では習得できない知識見分を深めることのできるよう、魅力ある事業の充実を図ってまいります。

各町遊園地につきましては、遊具等の点検により利用者が安全安心に利用できるよう維持管理に努めてまいります。

読書活動につきましては、「ブックスタート事業」を継続するとともに、図書館の新刊図書を選定では、学校の協力のもと広く小中学生の声を取り入れるなど、魅力的な蔵書の整備に努め、読書の一層の定着化と図書館の利用促進を図ってまいります。

学校支援地域本部事業につきましては、地域ぐるみで子どもの教育を推進するため、多くの町民ボランティアが学校に通う子どもたちのために様々な支援を行うことができるよう、引き続き体制の整備に努めてまいります。

### (2) 芸術・文化の振興

芸術・文化の振興につきましては、町民の文化活動の中心的組織である文化協会の活動を引き続き支援していくとともに、「芸術鑑賞事業」につきましては、内容を吟味し、広く町民の皆様に鑑賞機会を提供してまいります。

上砂川町唯一の郷土芸能であります「上砂川獅子神楽」につきましては、引き続き普及活動及び指導者・後継者の育成について支援してまいります。

### (3) スポーツの振興

社会体育の振興につきましては、体育協会の活動を引き続き支援・協力してまいりますほか、整備した体育センターの運動器具等の活用についてPRに努め、町民の体力づくりと健康増進を図ってまいります。

### (4) 施設の整備

体育センターにつきましては、ステージどん帳の昇降機に経年劣化が見受けられますこ

とから交換修繕を施し事故の未然防止を図るとともに、雪害により倒壊した鶉プールについて、再建の手法を含め検討会議にて議論を深めてまいります。

各施設とも利用者が安心安全に使用できるよう、日常の点検を行い、必要に応じて補修等を施しながら維持管理に努めてまいります。

以上、本年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。執行にあたりましては、関係機関及び教育諸団体との密接な連携のもと、最善の努力をしておりますので、町議会議員並びに町民の皆さんの格別なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で教育行政執行方針を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、明日午前10時から本会議を再開いたしますので、出席のほどよろしくようお願い申し上げます。

本日は大変ご苦勞さまでした。

（散会 午後 1時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 6 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 8 日（金曜日）午前 10 時 00 分 開 議  
午前 10 時 52 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 3 号 第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する  
条例及び第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例制定について
- 第 3 議案第 4 号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を  
改正する条例制定について
- 第 4 議案第 5 号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 6 号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第 7 号 令和 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 7 議案第 8 号 令和 5 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算  
（第 1 号）
- 第 8 議案第 9 号 令和 5 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 9 議案第 10 号 令和 5 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 10 議案第 11 号 令和 5 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- ※ 議案第 3 号～第 11 号は、質疑・討論・採決とする。
- 第 11 議案第 12 号 令和 6 年度上砂川町一般会計予算
- 第 12 議案第 13 号 令和 6 年度上砂川町国民健康保険特別会計予算
- 第 13 議案第 14 号 令和 6 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 14 議案第 15 号 令和 6 年度上砂川町水道事業会計予算
- 第 15 議案第 16 号 令和 6 年度上砂川町下水道事業会計予算
- ※ 議案第 12 号～第 16 号は、提案理由・内容説明までとする。
- 第 16 予算特別委員会設置及び付託について

---

○会議録署名議員

6 番 伊 藤 充 章                      7 番 吉 川 洋

---

◎開議の宣告

- 議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。  
理事者側につきましては、全員出席しております。  
定足数に達しておりますので、令和6年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

◎会議録署名議員指名について

- 議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、7番、吉川副議長を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- 

◎議案第 3号 議案第 4号 議案第 5号 議案第 6号 議案第 7号  
議案第 8号 議案第 9号 議案第10号 議案第11号

- 議長（高橋成和） 次、日程第2、議案第3号から日程第10、議案第11号につきましては既に提案理由及び内容の説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第3号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第3、議案第4号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 上砂川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、議案第5号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 上砂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第5、議案第6号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 上砂川町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第6、議案第7号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 令和5年度上砂川町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第8号 令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 令和5年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第8、議案第9号 令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 令和5年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第9、議案第10号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 令和5年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第10、議案第11号 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 令和5年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定いたしました。

---

◎議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号

○議長（高橋成和） 次、日程第11、議案第12号から日程第15、議案第16号までにつきましては関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第12号 令和6年度上砂川町一般会計予算から日程第15、議案第16号 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第12号から議案第16号につきまして提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第12号、上砂川町一般会計予算から議案第16号、上砂川町下水道事業会計予算まで提案理由を申し上げますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

予算書1ページをお開き願います。議案第12号 令和6年度上砂川町一般会計予算。

令和6年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ30億700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金（退職手

当組合負担金に限る)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月7日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、予算書115ページをお開き願います。大変申し訳ございませんが、ここで訂正をお願いいたします。会計名の中に(事業勘定)というふうに記載されておりますが、昨年特別会計条例の変更により事業勘定を削除しておりますので、大変申し訳ございませんが、この部分を削除願います。

それでは、議案のほう説明をさせていただきます。議案第13号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,331万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月7日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、予算書125ページをお開き願います。議案第14号 令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,048万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月7日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、予算書135ページをお開き願います。議案第15号 令和6年度上砂川町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和6年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数1,386戸

(2) 年間給水量31万8,020立方メートル

(3) 1日平均給水量871立方メートル

(4) 主要な建設改良事業 簡易水道等施設整備工事 湧水ポンプ導水管路布設替工事  
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、1款水道事業収益1億2,525万8,000円。第1項営業収益7,852万4,000円。第2項

営業外収益4,673万4,000円。

支出、第1款水道事業費用1億2,525万8,000円。第1項営業費用1億1,791万8,000円。第2項営業外費用581万6,000円。第3項特別損失142万4,000円。第4項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,412万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税収支調整額817万4,000円、当年度損益勘定留保資金4,595万円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入1億2,070万円。第1項企業債8,990万円。第2項国庫補助金2,983万9,000円。第3項他会計補助金96万1,000円。

支出、資本的支出1億7,482万4,000円。第1項建設改良費1億2,070万円。第2項企業債償還金5,412万4,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、6,790万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

配水管整備事業、2,200万円、起債の方法、利率、償還の方法は同じでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億4,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,325万9,000円

(他会計からの補助金)

第8条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,769万2,000円とする。

令和6年3月7日提出、北海道上砂川町長。

続きまして、予算書161ページをお開き願います。議案第16号 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和6年度上砂川町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排水戸数1,021戸
- (2) 年間排水量12万9,825立方メートル
- (3) 1日平均排水量356立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業 マンホールポンプ更新事業  
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益1億1,340万3,000円。第1項営業収益2,884万1,000円。第2項営業外収益8,456万2,000円。

支出、第1款下水道事業費用1億1,340万3,000円。第1項営業費用1億11万1,000円。第2項営業外費用1,016万2,000円。第3項特別損失303万円。第4項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,965万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税収支調整額188万4,000円、当年度損益勘定留保資金2,777万1,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入9,038万5,000円。第1項企業債3,070万円。第2項国庫補助金1,440万円。第3項他会計補助金127万8,000円。第4項出資金4,399万円。第5項負担金等1万7,000円。

支出、第1款資本的支出1億2,004万円。第1項建設改良費3,639万5,000円。第2項企業債償還金8,364万5,000円。

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ360万円及び300万円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、流域下水道事業債。限度額、630万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

特定環境保全公共下水道事業債、1,440万円、資本費平準化債、1,000万円、起債の方法、利率、償還の方法は同じでございます。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費1,040万1,000円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,458万9,000円とする。

令和6年3月7日提出、北海道上砂川町長。

以上、議案第12号から16号まで提案理由を申し上げましたが、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋成和) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長(林 智明) ご指示によりまして、議案第12号、令和6年度一般会計予算から議案第16号、令和6年度下水道事業会計予算まで一括して内容の説明をいたします。

お手元に配付しております各会計予算の大綱を読み上げ説明させていただき、その後予算書本文に入らせていただきます。

それでは、令和6年度各会計予算の大綱1ページをお開き願います。令和6年度予算編成方針でございます。

本町の財政状況は、依然として町税等の自主財源に乏しく、地方交付税に大きく依存する財政体質であることから、引き続き効率的かつ健全で持続可能な財政運営に努めるとともに、本年度は第7期総合計画及び第2期総合戦略の最終年となることから、これまで展開してきた事業施策の検証を行い、第8期総合計画及び第3期総合戦略の策定に着手してまいります。

厳しい財政状況下ではありますが、誰もが安心して住み続けられるよう、また生きがいを持って輝いていただけるよう職員全員が知恵を出し合い、限られた財源の有効的活用を目指した予算編成を行ったところであります。

その結果、予算規模につきましては、5ページにまとめておりますが、一般会計で30億700万円、4特別会計で6億7,732万円、合計が36億8,432万円となっております。

以下、令和6年度各会計予算の概要についてご説明いたします。一般会計予算の概要でございます。本年度の一般会計予算規模は30億700万円で、前年度比3.6%、1億400万円の増となりました。主な増額要因は、消火活動効率化のための自動揚水装置を備えた消防ポンプ自動車の更新事業をはじめ、観光資源の一つである悲別駅の老朽化に伴う改修事業等によるものですが、本町の重点課題である地域公共交通の確保については地域住民の足を守る観点から引き続き中央バスの路線維持と乗合タクシーの充実化、空き家対策について

は老朽化が進む空工場除却事業に着手するなど実施計画に基づく特定空家の認定を急ぐとともに、空き家等の有効活用や解体を促進するための制度創設を検討してまいります。また、DX関連事業については、国が推進する情報システムの標準化、共通化をはじめ、コンビニ納付やAI、RPA利活用に係る関係予算を計上したところであり、デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組と併せて地方活性化に向けた基盤づくりを推進してまいります。

教育、子育て世代の支援対策として、こども園においては登園管理に加え、保育記録や振り返りの共有などICT化による保育の質の向上と見える化を推進するとともに、学校教育においては学校法人との包括連携による小学校の英語指導及び単式学級を維持するための教職員確保に加え、学習教材に新たにAIドリルを導入するなど情報化社会に対応できる教育環境の整備充実を図ります。

歳入の概要でございます。6ページも併せて御覧願います。町税、固定資産税の減等により、前年度比3.2%減の1億6,926万9,000円としました。

地方交付税、普通交付税で16億5,500万円、特別交付税で1億6,000万円を見込み、総額では前年度比2.8%増の18億1,500万円としました。

国庫支出金、デジタル基盤改革支援補助金、土木建設事業補助金などの増により、前年度比62.6%増の2億4,300万9,000円としました。

道支出金、障害者自立支援費に対する負担金などの増により、前年度比1.1%増の1億854万6,000円としました。

繰入金、民間賃貸住宅建設費補助事業の減少、悲別駅保全改修事業の増加により相殺し、前年度比83.6%減の1,310万円としました。

町債、公共施設等整備事業債などの増により、前年度比12.8%増の2億4,580万円としました。

歳出の概要でございます。7ページも併せて御覧願います。人件費、議員報酬や職員の給料、諸手当など、前年度比2.3%増の7億4,521万4,000円としました。

扶助費、障害者自立支援費など、前年度比6.8%増の3億2,160万6,000円としました。

公債費、令和5年度まで借入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比5.3%減の3億8,519万3,000円としました。

物件費、庁舎及び各公共施設の管理経費など、前年度比31.8%増の4億822万3,000円としました。

維持補修費、道路維持及び公営住宅修繕など、前年度比9.1%減の1億543万6,000円としました。

補助費等、各団体及び一部事務組合負担金など、前年度比13.7%減の5億2,274万3,000円としました。

投資的経費、悲別駅保全改修事業及び消防ポンプ自動車の更新事業など、前年度比56.5%増の3億1,400万円としました。



貸付金、中小企業融資貸付金により、前年度比3.8%減の750万円としました。

繰出金、国民健康保険特別会計など4特別会計繰出金合計で、前年度比12.1%減の1億9,408万5,000円としました。

続きまして、各特別会計予算の概要でございます。5ページも併せて御覧願います。国民健康保険特別会計、空知中部広域連合への分賦金など、前年度比5.7%減の7,331万円としました。

後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者医療広域連合への分賦金など、前年度比4.5%増の7,048万9,000円としました。

水道事業会計、資本費の簡易水道等施設整備事業など、前年度比7.1%増の3億8万2,000円としました。

下水道事業会計、令和6年度より公営企業法財務適用につき減価償却費皆増など、前年度比63.9%増の2億3,344万3,000円としました。

令和6年度の主要事業につきましては8ページから15ページに掲載しておりますほか、執行方針別冊にも掲載しておりますので、ご参照願います。

それでは、予算書本文に入ります。初めに、議案第12号、一般会計予算でございます。予算書4ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款町税1億6,926万9,000円、1項町民税8,490万1,000円、2項固定資産税5,010万円、3項軽自動車税626万6,000円、4項町たばこ税2,268万7,000円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,818万8,000円、1項地方揮発油譲与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円、3項森林環境譲与税418万8,000円。

3款利子割交付金50万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款法人事業税交付金300万円、1項法人事業税交付金、同額であります。

7款地方消費税交付金7,010万円、1項地方消費税交付金、同額であります。

8款環境性能割交付金100万円、1項環境性能割交付金、同額であります。

9款地方特例交付金10万円、1項地方特例交付金、同額であります。

10款地方交付税18億1,500万円、1項地方交付税、同額であります。

11款交通安全対策特別交付金10万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

12款分担金及び負担金120万4,000円、1項負担金、同額であります。

13款使用料及び手数料1億6,276万1,000円、1項使用料1億4,764万5,000円、2項手数料241万6,000円、3項証紙収入1,270万円。

14款国庫支出金2億4,300万9,000円、1項国庫負担金1億5,033万7,000円、2項国庫補助金9,194万6,000円、3項国庫委託金72万6,000円。

次ページであります。15款道支出金1億854万6,000円、1項道負担金9,841万1,000円、2項道補助金693万円、3項道委託金320万5,000円。

16款財産収入1,542万6,000円、1項財産運用収入1,539万5,000円、2項財産売却収入3万1,000円。

17款寄附金710万円、1項寄附金、同額であります。

18款繰入金1,310万円、1項基金繰入金、同額であります。

19款繰越金3,000万円、1項繰越金、同額であります。

20款諸収入1億259万7,000円、1項延滞金、加算金及び過料1万1,000円、2項町預金利子5万円、3項貸付金元利収入750万円、4項受託事業収入1,161万9,000円、5項雑入8,341万7,000円。

21款町債2億4,580万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が30億700万円であります。

次ページ、歳出であります。2、歳出、1款議会費3,645万3,000円、1項議会費、同額であります。

2款総務費3億7,283万9,000円、1項総務管理費2億6,659万9,000円、2項徴税費994万4,000円、3項戸籍住民基本台帳費8,692万3,000円、4項選挙費798万5,000円、5項統計調査費21万5,000円、6項監査委員費117万3,000円。

3款民生費6億9,103万円、1項社会福祉費6億2,539万8,000円、2項児童福祉費6,291万7,000円、3項生活保護費228万5,000円、4項災害救助費43万円。

4款衛生費1億6,859万3,000円、1項保健衛生費8,351万9,000円、2項清掃費8,507万4,000円。

5款労働費166万8,000円、1項労働費、同額であります。

6款農林水産業費319万5,000円、1項林業費、同額であります。

7款商工費6,988万2,000円、1項商工費、同額であります。

8款土木費3億5,284万円、1項土木管理費1億334万7,000円、2項道路橋りょう費1億3,762万6,000円、3項住宅費1億1,186万7,000円。

9款消防費1億8,599万5,000円、1項消防費、同額であります。

10款教育費1億7,396万円、1項教育総務費3,905万8,000円、2項小学校費5,643万6,000円、3項中学校費5,087万1,000円、4項社会教育費835万7,000円、5項保健体育費1,923万8,000円。

11款災害復旧費10万円、1項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12款公債費3億8,290万3,000円、1項公債費、同額であります。

13款職員費5億6,454万2,000円、1項職員費、同額であります。

14款予備費300万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が30億700万円であります。

次ページであります。第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。臨時財政対策、300万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とす

る。)、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

過疎地域持続的発展特別事業、5,400万円、同上、同上、同上。

福祉医療センター設備改修事業、2,640万円、同上、同上、同上。

空工場除却事業、4,250万円、同上、同上、同上。

町道7町内線雨水側溝布設替事業、4,130万円、同上、同上、同上。

緑が丘団地除却事業、1,270万円、同上、同上、同上。

緑が丘公営住宅団地外装改善事業、2,690万円、同上、同上、同上。

消防車両整備事業、3,900万円、同上、同上、同上。

合計2億4,580万円。

次に、議案第13号、国民健康保険特別会計予算でございます。116ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款国民健康保険税2,178万7,000円、1項国民健康保険税、同額であります。

2款使用料及び手数料1万2,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金3,090万4,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入2,060万7,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2項雑入2,060万6,000円。

歳入合計が7,331万円であります。

2、歳出、1款総務費7,316万円、1項総務管理費7,190万4,000円、2項徴税費125万6,000円。

2款諸支出金5万円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が7,331万円であります。

次に、議案第14号、後期高齢者医療特別会計予算でございます。126ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款後期高齢者医療保険料4,336万4,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金2,691万円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入21万4,000円、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入21万1,000円。

歳入合計が7,048万9,000円であります。

2、歳出、1款総務費189万7,000円、1項総務管理費47万5,000円、2項徴収費142万2,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金6,828万2,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3款諸支出金21万円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

4款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が7,048万9,000円であります。

次に、議案第15号、水道事業会計予算でございます。138ページをお開き願います。令和6年度上砂川町水道事業会計予算実施計画。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益1億2,525万8,000円、1項営業収益7,852万4,000円、1目給水収益7,678万1,000円、2目その他営業収益174万3,000円。2項営業外収益4,673万4,000円、1目受取利息及び配当金1,000円、2目他会計補助金4,673万1,000円、3目消費税及び地方消費税還付金1,000円、4目雑収益1,000円。

収益的支出、1款水道事業費用1億2,525万8,000円、1項営業費用1億1,791万8,000円、1目原水及び浄水費2,415万1,000円、2目配水及び給水費988万7,000円、3目業務費153万2,000円、4目総係費3,104万6,000円、5目減価償却費5,129万2,000円、6目その他営業費用1万円。2項営業外費用581万6,000円、1目支払利息及び企業債取扱諸費264万1,000円、2目消費税及び地方消費税307万5,000円、3目雑支出10万円。3項特別損失142万4,000円、1目その他特別損失、同額であります。4項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次ページであります。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入1億2,070万円、1項企業債8,990万円、1目企業債、同額であります。2項国庫補助金2,983万9,000円、1目国庫補助金、同額であります。3項他会計補助金96万1,000円、1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1億7,482万4,000円、1項建設改良費1億2,070万円、1目簡易水道等施設整備事業費9,870万円、2目配水管整備事業費2,200万円。2項企業債償還金5,412万4,000円、1目企業債償還金、同額であります。

次に、議案第16号、下水道事業会計予算でございます。164ページをお開き願います。令和6年度上砂川町下水道事業会計予算実施計画。収益的収入及び支出。収益的収入、1款下水道事業収益1億1,340万3,000円、1項営業収益2,884万1,000円、1目下水道使用料2,830万9,000円、2目その他営業収益53万2,000円。2項営業外収益8,456万2,000円、1目受取利息及び配当金1,000円、2目他会計補助金4,331万1,000円、3目長期前受金戻入4,124万8,000円、4目消費税及び地方消費税還付金1,000円、5目雑収益1,000円。

収益的支出、1款下水道事業費用1億1,340万3,000円、1項営業費用1億11万1,000円、1目管渠費764万円、2目総係費1,560万4,000円、3目流域下水道管理運営負担金783万8,000円、4目減価償却費6,901万9,000円、5目その他営業費用1万円。2項営業外費用1,016万2,000円、1目支払利息及び企業債取扱諸費922万円、2目消費税及び地方消費税84万2,000円、3目雑支出10万円。3項特別損失303万円、1目その他特別損失、同額であります。4項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

次ページであります。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入9,038万5,000円、1項企業債3,070万円、1目下水道事業債、同額であります。2項国庫補助金1,440万

円、1目国庫補助金、同額であります。3項他会計補助金127万8,000円、1目他会計補助金、同額であります。4項出資金4,399万円、1目出資金、同額であります。5項負担金等1万7,000円、1目受益者分担金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1億2,004万円、1項建設改良費3,639万5,000円、1目公共下水道整備費2,880万円、2目流域下水道建設負担金759万5,000円。2項企業債償還金8,364万5,000円、1目企業債償還金、同額であります。

以上で内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及び各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋成和） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### ◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（高橋成和） 次、日程第16、予算特別委員会の設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第12号から議案第16号までについて、委員会条例の規定により7名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号から議案第16号までについては、7名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員につきましては、議長を除く議員7名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には笹木議員、副委員長には越前議員を指名いたします。

---

◎休会について

○議長（高橋成和） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日9日から12日の4日間、議案調査等のため休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、9日から12日の4日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の11日につきましては午前10時より常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、13日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようよろしく願いいたします。

---

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

（散会 午前10時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋

第 1 回 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )



令和 6 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 1 3 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午前 1 0 時 5 8 分 散 会

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑
- 第 4 一般質問

---

○会議録署名議員

6 番 伊 藤 充 章                      7 番 吉 川                      洋

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和6年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、7番、吉川副議長を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

### ◎町政執行方針に対する質疑

○議長（高橋成和） 次、日程第2、町政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

---

### ◇ 笹木笑子 議員

○議長（高橋成和） 初めに、3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、町政執行方針に対しまして質問いたします。

第4、魅力と活力があふれるまち、1、活力ある商工業の振興より事業承継支援事業についてお伺いいたします。事業承継支援事業につきましては、令和3年に小澤議員から質問が出されています。その後3年間の経過の中で幾つかの事業所が廃業、閉店されています。第7期総合計画後期基本計画では、令和4年度からの実施事業となっております。今年度は、2年経過し、3年目であります。スピーディーな対応が必要と考えます。現在は、2点のコンビニエンスストア、事業所の配達サービスなどもあり、必要な物品は届いているようですが、今後については事業の継承候補者がいなく、高齢化による廃業、閉店は避けられない事業者も少なくないと推測します。そうなりますと、買物弱者として現状の生活維持が困難になることが危惧されます。小売店にかかわらず、ライフスタイル、生活習慣に不可欠な理容、美容業の事業所などの廃業も考えられ、生活習慣の維持も困難が予想されます。また、シャッター通りとなりますと地域の活力がなくなり、より衰退し、執行方針に掲げられています魅力と活力があふれるまちとは言い難いと考えます。早急な対策が必要と考え、2点についてお伺いいたします。

1 点目、現在の進捗状況について。

2 点目、一案ですが、事業承継期間中の候補者に対して生活費、住居費の助成をすることでマッチングが成立したという自治体もあると聞きます。今後の町としての具体的な方策として実施可能でしょうか、またほかに何かあれば伺いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 3番、笹木議員のご質問、第4、魅力と活力があふれるまち、1、活力ある商工業の振興、事業承継支援事業についてお答えいたします。

初めに、2点の質問をされておりますけれども、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。事業承継支援事業につきましては、議員のご質問でも触れておりましたが、令和3年第1回定例会でのご質問においてもお答えしていますが、全国的な高齢化の進展の中、後継者不足が大きな課題となり、中小企業庁をはじめ、北海道においても公的相談窓口による無料相談セミナーの開催、事業承継計画の作成支援などに取り組んでおります。その状況は、現在も続いているというふうに聞いております。このような中、本町においても商工会議所等と連携して事業承継支援を実施すべく、第7期総合計画後期基本計画に基づき令和4年度からの実施事業としております。

具体的な実施事業につきましては、北海道が主催する事業承継セミナーの情報提供や町内でのセミナーの開催、さらには後継者不足で事業承継意欲のある事業者と創業意欲のある人材とのマッチングを目的とした北海道後継者人材バンクの活用も予定していたところであります。しかしながら、ご承知のとおり新型コロナ禍によりセミナーは開催できませんでした。事業実施に先立ち、令和3年度及び4年度に事業者の意向を把握すべく、また新たな事業展開に資することを目的に事業承継支援に係る事業者向け意向調査アンケートを実施したところであります。アンケートの結果といたしましては、まず回答率が令和3年度が18%、14事業者、令和4年度では42%、41事業者とサンプルサイズとしては十分とは言えないというふうに思っています。さらに、事業承継については、回答の85%が考えていない、検討中、承継者がいないとの回答でありました。一方、情報提供や相談窓口を希望するとの回答も20%ほどありましたが、窓口となる商工会議所への照会、相談事例、町への相談等も含めまして全くなかったというのが実態でございます。しかしながら、個人事業所、いわゆる個店になりますけれども、そのみならず法人格を有する事業も人口減少と比例するように減少しており、経済センサスでは昭和62年の炭鉱閉山時と令和3年度を比較しますと74%減少し、現在は98事業所となっております、大変これは憂慮すべき状況であるということは認識しております。

したがって、今後におきましても経営者の高齢化が進んでいることを鑑み、事業承継は重要な課題であることから、事業承継支援制度は継続していくのと同時に、本町においては創業支援制度もございます。M&Aではありますけれども、この制度を活用して飲食店が創業しております。これらの制度をより効果的に活用できるよう、商工会議所とも

連携、協議をし、これは一例でございますけれども、交流会の開催だとか、意見集約の場を設定しながら、今後どのような制度やどのようなニーズがあるのかを再度確認しながら、改めて制度設計を検討してまいりたいというふうに考えておりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 藏 根 高 史 議員

○議長（高橋成和） 次に、2番、藏根議員、ご登壇の上発言願います。

○2番（藏根高史） それでは、お伺いいたします。

安全で生活環境が整ったまち、1、快適で住みよい環境づくりのところで乗合タクシーの運行と新しい地域交通の構築についてお伺いいたします。安全で生活環境が整ったまちの実現には、地域交通、移動手段の確保が重要な要素の一つだと言えます。私たちが社会生活を営む中で移動するということは必要不可欠なことであり、交通弱者は大きな不便を抱え、大幅な公共交通網の減便などは環境条件での格差、ひいては人生の質の格差が生じているのではないかと感じることがあります。現在本町においては、路線バスの減便に対応し、いち早く乗合タクシーを運行させたことで住民の移動手段がある程度確保されてはおりますが、昨年の12月の中央バスのダイヤ改正では土日祝日便の運行がさらに減便となり、土日の通勤や移動に不便を感じている方が多数おられます。そういった方々からは、現在の乗合タクシーを土曜、日曜も運行していただきたいとの声を多くいただいております。快適で住みよい環境づくりを進めるに当たり、切れ目のない交通手段の維持確保を図るには現行乗合タクシーの土日運行が必要であると考えますが、ご見解をお伺いいたします。

本年4月には、ライドシェアが一部解禁となります。しかし、これはインバウンドの回復等でタクシー不足が顕著になっている都市部や観光地のためのものであり、本町の現状に沿うものではありません。一方、道北中頓別町ではウーバー社を介し、地域住民の方の自家用車を活用した新たな共助の仕組みによる独自ライドシェアを展開しております。3年間実証実験を行い、着実に利用されており、町民の外出機会の創出にも寄与し、人と人とのつながりも生まれるなど一定の成果が出ているとのこと。本町においてもこういったライドシェアを参考に新たな交通手段を構築してはどうかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの2番、藏根議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。奥山町長。

○町長（奥山光一） 2番、藏根議員のご質問、第3、安全で生活環境が整ったまち、1、快適で住みよい環境づくり、乗合タクシーの運行と新しい地域交通の構築についてお答え

いたします。

初めに、本町における公共交通は、中央バスの歌志内線のみとなっており、高齢化率が50%を超え、生活の交通手段を持たない町民が増加し、交通弱者が外出する際には地域特性上タクシーを利用せざるを得ないことから、通院、買物等の日常生活に必要な公共交通の確保として平成31年2月から町内を運行する乗合タクシーの運行を開始し、令和4年9月末の中央バス上砂川線の廃止に伴い、令和4年10月より砂川市まで運行する乗合タクシー砂川便の運行を開始し、住民の生活交通を確保しております。しかしながら、中央バスからは利用者の減少及び乗務員不足との理由で昨年12月には土日祝日便が減便となっており、町民の交通手段の維持確保のための代替交通を検討する必要があることから、町政執行方針でも述べさせていただいたところであります。

1点目のご質問、乗合タクシーの土日運行につきましては、全国的に乗務員、運転手不足が深刻な中、タクシー業界においても例外ではなく、2024年問題も加わり、業務委託業者においても乗務員不足が顕著であることから、全員協議会もしくは住民説明会においても説明しておりますとおり、現状では土日祝日の運行は困難であるという回答を得ております。

次に、2点目のご質問、ライドシェアについてですが、本年4月に一部解禁となります日本版ライドシェアは都市部や観光地のタクシー不足を解消するため導入するというふう聞いております。二種免許を持たない、いわゆる一種免許でのドライバーが自家用車を用いて有償で客を運ぶ制度で、国はタクシー会社との競合を避けるためタクシーの配車アプリなどのデータを基に対象地域を絞り込む方針であるというふう伺っております。道内では、アプリの利用が都市部に限られており、さらには安全性の確保の観点から車両運行の管理や運転手への教育、車両整備をタクシー会社に担わせることを想定しているため、導入については難しいというふう考えております。導入が難しい理由として、町内にタクシー業者がない、このことが一番の理由になります。事例として挙げられた中頓別における独自のライドシェアを参考にしながら新たな交通手段の構築についてでございますけれども、中頓別は有志による町民ボランティアがドライバーとなり、自分の車に乗せてくれるサービスで、スマートフォンなどにインストールしたウーバーのアプリから予約できるものであります。このウーバーにつきましては、中頓別地域、いわゆる網走方面ですけれども、それと札幌方面、ここのみの利用可能地域で、本町については全くこれは利用できない状況になっております。

しかしながら、今後においても中央バスやタクシーの運行、さらには乗合タクシーも運行しておりますけれども、さらに高齢化社会が続く中、新たな住民の交通手段としてバス路線への与える影響やタクシー運行业者との調整を図りながら、コミュニティーバスなどの自家用有償旅客運行制度の導入について慎重に検討、判断していきたいというふう考えております。また、中空知9市町で構成される中空知地域公共交通活性化協議会の広域的な対応や国や道に対しましても公共交通の確保に向けた支援要請を行うなど、引き続き

住民の交通手段の確保に努めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（藏根高史） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針に対する質疑を終了いたします。

---

#### ◎教育行政執行方針に対する質疑

○議長（高橋成和） 次、日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

---

#### ◇ 笹木笑子 議員

○議長（高橋成和） 3番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（笹木笑子） それでは、教育執行方針についてお伺いいたします。

1、学校教育の推進、学習指導の充実、教科担任制と学校法人との包括連携についてお伺いいたします。今年度より学級担任制から教科担任制が導入されます。中でも英語については、学校法人との包括連携による派遣教員が教えると記されています。教科担任制の利点については、教える側の専門性が高まり、授業の質が上がる、教員の負担の軽減、複数の教員が多角的に1人の児童を見られる、制度が定着している中学校へのスムーズな接続といった効果が期待できると考えます。一方、子供の悩みやいじめなどには、1人の教員がクラス全体を継続的に見守ることで予防や迅速な対応が可能な場合も考えられることから、気づける時間、機会の減少、時間を越えた授業、教科の継続、教科を超えた指導が難しくなると推測します。以上、課題も考えられますが、子供たちにとって授業の充実が授業を好きになることにつながると考え、期待するところです。

学校法人田中学園との包括連携については、単式学級を維持することや教科担任制につきましても英語専任教員の派遣と本町の教育行政の大きな課題解決と考えます。田中学園は、「学ぶを、しあわせに。」を建学の精神に掲げ、世界に挑戦する12歳を理念、目標にされています。また、こども園も設置、運営されていることから、この包括連携が人事派遣にとどまることなく、上砂川町幼児教育と保育の質の向上に向けた委員会、また上砂川町の小中学校の在り方を検討中の本町にとっては上砂川らしい教育を構築しながら、魅力ある育ち、学びやの構築への参考になるのではと期待しています。英語につきましては、教育執行方針に示されていますようにこども園から英語になれ親しみ、小学校、中学校と継続した学びになります。国際化が進む中、未来を担う可能性を持った子供たちには大切なことと思います。包括連携先の田中学園は、世界に目を向けた学びを目標としている学校と聞いています。一案ですが、国際交流事業として本町の子供たちの学びにも生かしていただきたいと思います。少数ならではの上砂川の子供たちだからかなえられる事業とし

て、語学の習得だけではなく、外国文化の吸収にも大きく役立ち、グローバル感覚の獲得に適し、さらに英語を学ぶ意欲につながると考えます。そこで、3点についてお伺いいたします。

1点目、学校法人との包括連携は、人材派遣にとどまらず、本町の学校の理念、目標など運営に反映、発展させる連携を考えておられるのでしょうか。

2点目、児童の相互交流、教員の人事交流は考えておられるのでしょうか。

3点目、教科担任制については、教員の定期人事異動等もありますが、専科教員の継続的配置は可能でしょうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの3番、笹木議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 3番、笹木議員のご質問、1、学校教育の推進、（1）、学習指導の充実、教科担任制と学校法人との包括連携についてお答えいたします。

行政報告で申し上げましたとおり、令和6年度より小学校での外国語教育の充実や単式学級維持のため学校法人田中学園との包括連携協定の下、中央小学校におきまして学園側から2名の担当専門教員を派遣いただくこととなりました。議員より教科担任制に対するデメリットについてご指摘がありましたが、子供たちを多くの教員によって見守ることができること、子供たちにとっても授業を通して様々な教員と接点を持つことができ、不安なことなど相談する教員の選択肢が増えるものと考えております。また、外国語教員を配置することは、グローバルな人材の育成と中学校での英語指導にスムーズに適応できるメリットもございます。

ご質問の1点目、本町の学校の理念、目標など運営に反映、発展させる連携を考えているのかについてですが、実際のところまだ事業が始まっておらず、学園の授業スタイルなど具体的なことが見えていないことから、まずは事業を進めながら、学園側から見た小学校の様子や子供の様子などの意見を都度もらいながら参考にして学校運営への反映を検討してまいりたいと考えております。

2点目、児童の相互交流、教員の人事交流は考えているのかについても先ほどの答弁と同じように、まずは事業が滞りなく進められることに傾注して、その後検討を行いたいと考えております。特に教員の人事交流につきましては、どの程度の交流を指すのか分かりませんが、中央小の教員については道教委の職員ですので、単純に町の思いだけでは難しいものと考えております。

3点目、専科教員の継続的配置は可能かについてですが、基本的に小学校に配置される教員は小学校の全科目を教えることができることになっております。中央小で実施予定である教科担任制については、各教員が教科をそれぞれ分担して担当することとしておりますので、人事異動があっても対応は可能と考えております。

いずれにいたしましても、中央小学校において本年4月より田中学園の力も借りながら

教科担任制を導入して学校運営をしてまいりますことから、まずは児童も教員も教科担任制に一日も早く慣れていただき、都度子供たちへの効果など見極めながら、学校としてさらに連携強化が必要と判断したときは議員のご質問の点も考慮させていただきながら、より深い田中学園との関係構築を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（笹木笑子） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

---

#### ◎一般質問

○議長（高橋成和） 次、日程第4、一般質問を行います。

本件につきましても議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

---

#### ◇小澤一文議員

○議長（高橋成和） 4番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（小澤一文） 防災対策について質問いたします。

冒頭、能登半島地震においてお亡くなりになられた皆様方のご冥福をお祈りするとともに、被害者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

初めに、備蓄整備計画についてお伺いします。新聞報道によると、能登半島地震発災以降道内各自治体では備蓄品の備蓄量増強の動きが出始めているようです。特に厳冬期の避難を想定した暖房器具、段ボールベッド、毛布、また食料等の備蓄計画の見直しを検討しているとの報道です。さらに、避難所での備蓄や停電対策についても同様の動きがあります。近年多発する自然災害に対して防災対策は、家庭内備蓄等の備えの実践や防災知識を身につける自助の取組の向上を図る必要があります。平常時における備えが重要であり、自助が確立してこそ自助、共助の取組が促進されて本町の災害への対応力が高まります。さらに、町づくりには安定した備蓄は欠かせません。また、備蓄に関する情報の開示は、自助の意識づけにつながります。本町の備蓄に関する計画は、地域防災計画に包括的に記載されておりますが、本町が考える備蓄の在り方等に関する基本的な方針を示すことや災害に強い公的備蓄物資の備蓄体制の強化を図るなど、より具体的で詳細な取組を明らかにするために備蓄整備計画を個別計画での策定が望ましいと考えます。そこで、今日まで備蓄整備計画を個別計画としない主な理由をお示してください。

次に、マイタイムライン作成推進についてお伺いします。私たちは、このたびの大震災から学び得ました。それは、近年の自然災害は想定以上のことが起こり得るとの認識で防災対策に取り組まなければならないことです。さらにまた、住民の自助、共助の取組と行



政の公助との円滑な連携の重要性について再認識しました。特に災害時には、自助の取組が必要とされますが、自ら考え、命を守る避難行動のための一助となるものにマイタイムラインがあります。マイタイムラインとは、自らの避難行動の指標となるもので、非常時における被害の想定やどのような状況においていつどこに避難するのかなど、自分自身が取る標準的な防災行動を時系列に整理した事前防災行動計画と言えます。基本、ハザードマップを活用して居住地における水害や土砂災害のリスクを認識した上で計画を検討することが重要です。本町は、防災対策について町政執行方針に昨年度町民による避難訓練を行い、防災に対する意識の高揚を図ったとあります。まさに避難訓練によって自助に対する町民の意識の醸成を図るとともに、共助の取組が促進されて防災に対する意識の高揚につながったものと考えます。マイタイムライン作成の取組は、この自助、共助の意識を高め、誰一人取り残さない共生社会の構築につながるものと考えますが、マイタイムライン作成の取組推進について見解をお伺いします。

○議長（高橋成和） ただいまの4番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） 4番、小澤議員のご質問、防災対策についてお答えいたします。

初めに、災害時備蓄の考え方でございますが、災害対策基本法に定められておりますように住民自らが災害に備え、非常食や生活必需品をあらかじめ確保していただくことを基本としつつ、これらを持ち出せなかった避難者のために必要な物資を地方自治体が補うものとし、本町においては東日本大震災が発生した平成23年以降災害時に住民の生活を確保するために必要な食料や飲料水、避難所に配備している発電機も含めた防災資機材など年次的に整備を進めているところでございます。

1点目のご質問、本町の備蓄整備計画の関係につきましては、上砂川町地域防災計画においてその基本理念を定めつつ、数量や品目の基準については国の考え方や北海道の防災計画、非常用品チェックリストに基づきまして毎年適宜整備、補充していること、また保管につきましても消費期限や数量を把握しながらローリングストックを実践するなど適正な管理を行っていることから、個別計画は策定しておりません。備えの実践は、議員ご明察のとおり自助が確立してこそ共助、公助の取組が促進されるものでありますので、日頃から災害に備えた家庭内備蓄や事業所内備蓄、さらには各地区において地域内備蓄の考えを取り入れていただくなど、災害時に適切な対策を町民と行政が一体となって講じることができるよう引き続き備蓄に関する情報開示と必要性について周知、啓発を図るとともに、国や道の考え方に準拠しながらさらなる寒さ対策や停電対策に視野を置いて今後も適正な備蓄整備に努めてまいります。

次に、2点目のご質問、マイタイムライン作成推進についてでございますが、自らの身の安全は自ら守るという観点から、災害時には各自の判断で適切な避難行動が取れるよう基本的にはハザードマップや気象庁などの情報を基に個々に作成するものであります。災害リスクや避難行動の把握、またハザードマップや各種防災情報の理解が必要となりま

すので、町が基本的な知識の提供を行うなど、おのおののニーズに応じた作成支援を行うことは可能と考えております。また、作成に当たっては地域の特性を考慮するとともに、お互いが助け合うという共助の視点を取り入れることが重要であり、個人のタイムラインに地域の独自性を加えた行動計画が確立されることにより、一層実用性の高い計画を作成することができます。

議員から2点ご質問ありましたが、特に高齢者が多い本町にあつては今後ますます共助の役割が必要とされますので、引き続き地域との情報共有や自主防災組織の結成に向けた支援を行うほか、新たに配置が予定されております防災専門員を中心に地域防災力の強化に向けた取組を推進してまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。小澤議員。

○4番（小澤一文） 答弁いただきました。備蓄については、町民にどれだけ広く本町はこういう備蓄していますよという部分がもう少し広報を通じたりなんか利用しながら広げていっていただければなと思います。この備蓄の整備について再質問させていただきます。

災害の規模が大きく、公的備蓄の物資の不足が生じた場合に流通備蓄によって対応することがあります。流通備蓄は、あらかじめ町内の事業者等と災害時に物資の提供を受けられる協定を締結します。例えば食料品や飲料水、生活必需品等の提供を受けるため、コンビニエンスストアと協定を締結するといった具合です。本町は、災害支援として物資輸送や応急対策用資機材の供給に関する協定等を締結しているとのことですが、さらに食料品等の支援を確保することで公的備蓄の体制強化につながると考えますが、この流通備蓄についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋成和） ただいまの再質問に対し、答弁を求めてまいります。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） 初めに、当町の現行の災害協定についてでございますけれども、燃料、その他物資調達では石油業協同組合、またLPガスの災害対策協議会、コカ・コーラや、また輸送の面ではヤマト運輸、トラック協会、郵便局、その他自衛隊や道の開発局、また町の建設業界など多数災害協定を締結しております。

当町のように行政面積が小さい町で支援が必要となる災害となると、古くは五六水害のような大規模災害となると思われまので、そのときにどのように町内の事業所が機能するのかいま一度検証しまして、例えばコンビニですと期待される場所は食料の確保、帰宅困難者の対応など重要なことがありますので、ただ相手があることですので、今後検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、最後に質問あれば許可いたします。

○4番（小澤一文） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（高橋成和） 次、7番、吉川副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（吉川 洋） 通告いたしました災害時における非常食、備蓄品等の保管方法及び災害時の対策本部の在り方についての質問させていただきます。

本文に入る前に、一部数字が間違っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。3分の2ぐらいのところに水の量で720人分で7,200リッターと書いてあると思っておりますが、これを6,480リットルにご訂正をお願いいたします。

それでは、質問書を読み上げさせていただきます。本年1月の能登半島地震により亡くなられた多くの皆様に対して心より哀悼の意を表します。また、被災されたいまだに大変厳しい環境下で生活されている方々の一日も早い復旧、復興を願い、心からお見舞いを申し上げます。

さて、このたびの地震においては、地理的環境の影響があったかと思いますが、多くの集落が孤立をして非常食を含む災害備蓄品が長い間届かず、大変ご苦労されたという報道がありました。

そこで、まず初めに当町の備蓄品の現在の量、保管方法をお聞かせください。

厚生労働省の指針によりますと、水についてだけを申し上げますと1人当たり1日3リットルを3日分の確保、その量については地域住民の30%が望ましいというふうになっております。これを当町に置き換えますと、2,400人の30%としますと720人分で先ほどの6,480リットル、500ミリリットルで1万2,960本になります。24本入りの箱にいたしますと540箱を必要とするところがございますが、これは保管場所を考えると大変難しいと思われまます。しかし、これも一括保管ではなく分散保管、各町生活館等に分散することや、また町民一人一人が危機意識を持ち、自ら家庭内備蓄をすることにより、100%は無理にしてもある程度の確保は可能になると思われまます。このような家庭内備蓄も含め、備蓄品の分散確保についてどのようにお考えかをお教えてください。

次に、実際に大規模地震等が起きたときの対策本部の在り方についてお尋ねをします。甚大な被害が起きない程度の災害のときには心配ないと思っておりますが、甚大な被害が起きるような大規模災害時には本来対策本部の人員であるはずの町職員も相当数被害に遭い、対策本部に來れない状況が想定されます。大規模災害により、町内道路の不通、各橋等の決壊などにより各地域に備蓄品等の配達計画どおりできない、最悪の場合は50%ぐらいの職員しか集まれないような状況も考えられると思っておりますが、そのようなとき対策本部はどのようにその機能を発揮するのか大変危惧をするところがございます。このような最悪の状態のときの対策本部の計画はできているのかお教えてください。

以上の場合には、こういうようなときこそ各町自治会及び町民の皆さんのご協力なくして乗り越えることはできないと思っております。一日も早く全町的な体制が確立できることを願ひ、質問いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの7番、吉川副議長の質問に対し、答弁を求めてまいります。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） 7番、吉川副議長のご質問、災害時における非常食、備蓄品等

の保管方法及び災害時の対策本部の在り方についてお答えいたします。

初めに、本町における備蓄品の現在の状況、量、保管方法でございますが、主立ったものを申し上げますと、飲料水500ミリリットルが2,300本、飲料水2リットルが170本、アルファ米1,300食、副食の缶詰1,500食、毛布450枚、段ボールベッド130台、発電機14台、石油ストーブ24台、簡易トイレ10台のほか、ハンドソープやウエットティッシュなどの日用品、育児用ミルクや紙おむつなど特別な配慮を要する方々のための支援物資など、被災人口を町の人口の約1割と想定し、避難所において最低3日間の避難生活ができることを目標に備蓄の整備を進めており、保管場所は役場にするなど基本的には一元的な保管、管理を行っているところであります。

1点目のご質問、備蓄品の分散確保につきましては、災害時の状況に応じて重点的な配備が求められたり、適切な数量を振り分けしたりと臨機応変な配備が求められることから、本町のような行政面積が小さく地域間が離れていない町にとっては一定の場所から迅速に運搬できるというメリットがありますので、現時点においては一元的な保管、管理が望ましいと考えております。しかしながら、現在発電機を各町生活館に配備しているようにほかの備蓄品についても分散管理を行う場合、例えば自主防災組織において日頃の管理や動作点検、また毎年のローリングストック法による補充と物資の有効活用が図られるということであれば、以前ご答弁させていただきましたように保管スペースも含めて各町自治会と協議をさせていただきたいと考えております。また、同時に家庭内備蓄につきましても別途自助の観点から、その必要性や管理方法について周知、啓発を図ってまいります。

次に、2点目のご質問、大規模地震等が起きたときの対策本部の在り方についてでございますが、災害対策本部における非常配備の基準といたしましては準備段階である第一配備体制から警戒体制である第二配備体制、そして出動が必要となる第三配備体制と順次移行するものであり、職員が勤務時間外であっても災害の発生のおそれがある段階から迅速かつ適正に災害対策を実施できるような体制を整えております。しかしながら、副議長のご指摘のとおり大規模地震等によりライフライン、交通機関などに障害が発生したときには想定した体制が整わない可能性があります。このため、災害対策本部の体制が確立するまでの間、一時的に現有人員をもって柔軟に対応する緊急初動体制を構築しなければならず、具体的には指揮命令については参集できた者のうち最上席の者が総括責任を担い、職員は各対策班に分かれることなく優先的に行う業務を定め、二次災害の防止措置を含めた安全確認、情報収集、情報提供、消防や警察などの関係機関との連絡調整を行うとともに、このような大規模災害時に備えて物資調達供給や救助救急活動等の支援協定を締結している事業者への協力要請、さらには道や自衛隊への災害派遣要請の準備を整えるなど、あらゆる関係機関の力を終結して災害対策に当たらなければなりません。このように行政だけでは対応し切れない甚大な被害に対しましては、副議長ご明察のとおり各自治会、町民の皆さんのご協力が不可欠であり、今後も様々な形を取りながら住民の意識高揚を図るとともに、地域の支え合いが重要であることから、自治会単位での自主防災組織の結成の働きか

けとさらなる関係機関との横断的な連携強化に努めてまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） 再質問にならないかと思えます。要望、意見として申し上げますので、答弁は必要ございません。

各町と協力をしながら、また自治会と協議をしながら分散確保についても進めていきたいというようなご答弁がございました。そうすると、考えますと下鶴、また鶴の生活館、大変手狭な部分もあるかと思えますので、それらの地域については体制を整えた確保スペースをできればつくっていただければありがたいなと思えますし、これから自主防災組織の中でいろんな協議をしていただきますことを望み、要望としてお話をさせていただいて質問終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋成和） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 答弁は要らないということだったのですけれども、私からも再度皆さんにお願いを申し上げたいと思えます。

今回の能登半島地震によって、今までとは全く違う地震の被災状況がありました。まさか海岸が隆起するなんていう状況というのは、今まで想定されていなかったのです。そういう意味で被災地には大変申し訳ないのですけれども、我々行政として非常に参考と言ったら大変失礼なのですけれども、改めて対応を考えなければならなかった地震だというふうに考えております。当然消防庁において各町の防災計画、この見直しが今後示されてくると思えます。ただ、どういう場合においても行政がやれる部分というのは限られているのです。どうしてもそこには自助という部分がまずあって、地域で支える部分も当然必要となってくると思えます。

先ほど小澤議員のご質問にもありましたマイタイムライン、これをつくるに当たっても地域によって状況が違ってくる、個人によっても全部違ってくるのです。そのお手伝いをするため、もしくは先ほど大規模災害で職員が派遣されなかった場合どうなるのだというご質問にもありましたけれども、そういう意味も含めてぜひとも議員の皆さんには自主防災組織、ここが中心となって地域と行政との関係、情報伝達、さらにはなかなか町の公式ラインもちょっと今ストップしている状態です。伸び悩んでいる状態です。ここでも情報がどんどん、どんどん提供されますので、ぜひとも機会があれば自主防災組織の結成について、もしくは町の公式ラインの登録についてもぜひ皆さんのお力をいただきながらできるだけ万全な体制を取りたいと思っています。

本当に災害については時と場所、規模、全く選びません。いつどこでどんな災害が起きるかも全く分かりません。先ほど大規模災害で職員が出てこれなかった、どんな場合においても職員については災害が起きたときは家庭を犠牲にしてでもまず役場に出てくる、歩いてでも出てくる、記憶ある方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、平成17年

1月31日、一晩で約1メートルの雪が降りました。とんでもない大雪になりました。そのときも車では当然出てこれない、ではそのときの担当者はどうしたか、1メートルの雪をこいで役場まで来ました。そういうふうにならなくても職員は、災害が起きたときは災害対策本部があるこの庁舎に出てくるというのがまず大前提になります。そのこともご理解をいただきながら、ぜひとも自主防災組織、ほとんどの町があるのですけれども、本町だけ現在組織率ゼロです。ぜひとも結成に向けて、この話についてはもう10年以上前から、消防本部がまだ町が単独であるときから各町自治会にもお願い、もしくはご理解をいただくためにやっておりますけれども、ぜひともご協力を私からもお願い申し上げ、私からの答弁ではないのですけれども、発言とさせていただきます。

○議長（高橋成和） 吉川副議長、もう一度確認しますが、再度質問ありますか。あれば許可いたします。吉川副議長。

○副議長（吉川 洋） 大変丁寧にご答弁いただき、ありがとうございます。私どもも議員として意識をまた新たにして防災組織等をつくるための協力をさせていただきたいと思っております。本当にどうもありがとうございます。

終わります。

---

#### ◇ 藏 根 高 史 議員

○議長（高橋成和） 次、2番、藏根議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（藏根高史） 弓道場の利活用についてお伺いいたします。

本町では、既存の体育施設が誰でも無料または安価で使用でき、町民や近隣市町の住民にとって気軽にスポーツを楽しむにはよい環境が整っていると感じております。朝駒地区にあります弓道場も無料で使用できるとのことで、都会に住む愛好者の方にとってはとても羨ましく思われるものと推察いたします。この弓道場においても本町の最大の課題である高齢化に伴う競技人口の減少により、日頃十分な手入れがされないまま施設の老朽化がかなり目立つ状態となっております。現在上砂川弓道連盟には10名前後の方が在籍しておられるとのことですが、連盟としての実活動はほとんどなく、月に数度二、三名が練習している程度だそうです。弓道を始めるには、道具に多額の費用がかかるイメージがあり、体験したくてもなかなか踏み切れないという方も多いと伺います。しかしながら、当弓道場にはほとんど費用を必要とせず始められるだけの用具がそろっており、現時点指導できる方もいらっしゃるということでした。現在の管理体制では、数年後には町内愛好者も消滅し、施設と共に希少な体験の機会や道具が無駄になってしまうことが懸念されます。この希少な財産を生かすためにも再度アピールを重ね、必要な施設補修をした上で定期的に管理者を配置し、利用者増を図るべきと考えます。

また、日本古来の武道として後世に伝承していく観点から、小中学校の課外活動の一環として利用してはどうかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（高橋成和） ただいまの2番、藏根議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。

米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 2番、藏根議員のご質問、弓道場の利活用についてお答えいたします。

現在の弓道場につきましては、昭和56年10月に建設され、本町の第3次行財政改革の際、施設廃止の方向とされましたものの、弓道連盟が管理するとの要望に沿う形で残し、現在に至っております。現在連盟は、体育協会に加盟しており、会員数は11名で、内訳は町内居住者が8名、町外居住者は3名であり、利用料は町内外問わず無料であります。施設の利用状況ですが、利用者の高齢化に伴って一月当たり3名程度が数回練習に使用されている状況にとどまっておりますが、町の数少ない体育施設であり、経年による老朽化はございますものの、弓道連盟より不具合箇所などのお申出があった際は利用に支障のないよう都度修繕を施しており、また冬期間は職員が定期的に屋根の積雪の状況などを確認しながら雪下ろしなどを行い、施設の保全に努めております。

議員ご質問の利用者増に向けた取組として定期的な管理者の配置でございますが、さきに述べましたとおり管理は連盟に委ねておりますが、利用状況を考慮し、費用対効果を検証した上で配置について検討いたします。

また、小中学校に通う子供たちへの課外活動での利用について連盟代表者へ意向を伺ったところ、中学生以上で希望者がいれば指導は可能であり、また保管されている用具ですが、個人所有のものも含まれているものの貸出しはできるということから相談願いたいとの回答を得ましたことから、教育委員会では普及促進の協力のため中学校に対して投げかけを行っていき、総合学習などで学校からの要望があれば関係者にて協議をするなど対応してまいりたいと考えますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（高橋成和） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○2番（藏根高史） ありません。

○議長（高橋成和） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

#### ◎休会について

○議長（高橋成和） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日の14日から17日までの4日間、議案調査等のため休会したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、14日から17日までの4日間、休会することに決定いたしました。

なお、休会中の14日、15日につきましては予算特別委員会を開催して付託案件の審議をしていただくこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

また、18日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようよろし

くお願い申し上げます。

---

◎散会の宣告

○議長（高橋成和） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前10時58分）



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋

第 1 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和6年

上砂川町議会第1回定例会会議録（第4日）

3月18日（月曜日）午前10時00分 開 議  
午前10時08分 閉 会

○議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第12号 令和6年度上砂川町一般会計予算
- 第 3 議案第13号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第14号 令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第15号 令和6年度上砂川町水道事業会計予算
- 第 6 議案第16号 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算  
※ 議案第12号～第16号は、予算特別委員会委員長報告・採決とする
- 第 7 調査第 1号 所管事務調査について

---

○会議録署名議員

6番 伊 藤 充 章                      7番 吉 川                      洋

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋成和） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和6年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

### ◎会議録署名議員指名について

○議長（高橋成和） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、伊藤議員、7番、吉川副議長を指名いたします。よろしくお願いたします。

---

### ◎議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号

○議長（高橋成和） 次、日程第2、議案第12号 令和6年度上砂川町一般会計予算、日程第3、議案第13号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計予算、日程第4、議案第14号 令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第15号 令和6年度上砂川町水道事業会計予算、日程第6、議案第16号 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算につきましては、予算特別委員会を設置いたしまして、それぞれ付議しており、その審査の結果報告書が議長の手元に提出されておりますので、この際5件を一括して予算特別委員長より審査結果の報告を求め、質疑、討論を省略し、議案ごとに採決を行ってまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

それでは、笹木予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（笹木笑子） それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託になりました議案第12号 令和6年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計4件について3月14日に慎重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第12号 令和6年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計について報告いたします。議案第13号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計予算、議案第14号 令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算、議案第

15号 令和6年度上砂川町水道事業会計予算、議案第16号 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算について、それぞれ討論、採決の結果、全て原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高橋成和） ただいま予算特別委員会委員長より、議案第12号から議案第16号までについてそれぞれお手元に配付してありますように報告書をもって報告がございました。

それでは、順次採決を行ってまいります。

議案第12号 令和6年度上砂川町一般会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 令和6年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第13号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第14号 令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第15号 令和6年度上砂川町水道事業会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 令和6年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第16号 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

---

#### ◎調査第1号

○議長（高橋成和） 日程第7、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第72条及び第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査について申出がありましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋成和） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋成和） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了しましたので、令和6年第1回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時08分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 高 橋 成 和

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋

予 算 特 別 委 員 会

(第 1 号)



## 令和6年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月14日（木曜日）午前10時00分 開 会  
午後 2時46分 閉 会

### ○議事日程 第1号

委員長挨拶

町長挨拶

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第12号 令和6年度上砂川町一般会計予算

議案第13号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計予算

議案第14号 令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算

議案第15号 令和6年度上砂川町水道事業会計予算

議案第16号 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算

---

### ◎委員長挨拶

○委員長（笹木笑子） おはようございます。開会に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

8日の定例会本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。委員各位のご協力をいただきながら、本特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

予算特別委員会に付託されました案件は、令和6年度一般会計予算及び4本の特別会計予算で、一般会計が30億700万円、特別会計を合わせますと36億8,432万4,000円となり、前年度と比較しますと2億1,347万2,000円の増となる予算となっております。内容を見ますと、消防ポンプ自動車更新事業や悲別駅舎改修事業、中央バスの路線維持や乗合タクシーの充実化、空工場除却事業のほか、国が推進する情報システムの標準化、共通化やコンビニ納付など、本特別委員会といたしましてもその辺りを踏まえ、十分な論議を重ねていただき、効率的に議事を取り進めてまいりたいと考えております。

以上、大変簡単ではございますが、委員各位のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。

---

### ◎開会の宣告

○委員長（笹木笑子） ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

---

### ◎開議の宣告

○委員長（笹木笑子） 直ちに会議を開きます。

---

### ◎町長挨拶

○委員長（笹木笑子） ここで奥山町長からご挨拶をいただきます。

○町長（奥山光一） おはようございます。予算特別委員会の開会に当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日と明日の2日間、令和6年度一般会計ほか4つの特別会計のご審議をいただきます。委員皆様のご審議をお願い申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、予算の大綱でも触れさせていただいておりますけれども、依然として町税等の自主財源に乏しく、地方交付税に大きく依存する財政体質であることから、限られた財源を効果的に、かつ効率的に活用するため目的や費用対効果を検証するとともに、公共性、緊急性、必要性などの優先順位を見極めた上で必要な事業、施策について予算を計上したところであります。

予算の概要でありますけれども、先ほど委員長のご挨拶にもございましたが、一般会計

につきましては30億700万円の予算規模となり、特別会計の6億7,732万4,000円と合わせ、総額36億8,432万4,000円となったところであります。増減の主な要因といたしましては、悲別駅、旧上砂川駅舎でございますけれども、こちらの保全改修工事、消防ポンプ自動車の更新、空き工場の除却事業などの建設事業のほか、ソフト事業といたしましては学校法人との提携に係る予算、DX及びGXの推進に係る予算等を計上したところであります。全会計を合計いたしまして前年度対比6.2%、2億1,347万2,000円の増となっております。今後におきましても多くの課題を抱えての行政運営となりますが、夢と希望に満ちた輝く町の創生の実現に向け、引き続き議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

予算の内容につきましては、この後各担当課長から申し上げますので、改めてご審議くださいますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎予算特別委員会の日程について

○委員長（笹木笑子） それでは、これより議事に入ります。

議題の1、予算特別委員会の日程について浅利議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（浅利基行） それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

予算特別委員会次第書の次ページを御覧いただきたいと存じます。審査日程は、本日14日と明日15日の2日間を予定しておりますが、進行状況により一般会計終了後各特別会計の審査も行いたいと考えております。本日は、審査の方法、審査資料要求などについて協議をしていただき、その後令和6年度一般会計予算から審査をいたします。初めに、歳出を審査していただき、その後歳入の順で進めてまいります。その後国民健康保険、後期高齢者医療、水道事業、下水道事業会計について一般会計と同様に審査をしていただきたいと思います。以上、付託になりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（笹木笑子） ただいまの説明に対し、質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

---

#### ◎予算審査の方法について

○委員長（笹木笑子） 議題2の予算審査の方法について浅利議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（浅利基行） 予算審査の方法についてご説明いたします。

3月8日の本会議において提案理由、内容説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書により款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくことになりま

す。

説明手順は、本年度予算額、前年度比較、財源内訳を説明し、引き続き節の説明に入りますが、時間の関係上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合は説明を省略し、前年度に比べて大きく変わったところ、あるいは制度、政策の見直し、重要な事業等について説明していただきます。質疑については、款の説明が終了した後、原則的には目ごとに行うことといたしますが、場合によっては一括して行うこともございます。また、討論、採決につきましては議案ごとに行うことといたします。

なお、説明者には一般会計、特別会計とも担当課長にお願いし、補助者として主幹、係長の出席をお願いしております。

以上、審査方法について説明を終わります。

○委員長（笹木笑子） ただいまの説明に対し、質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、審査方法については説明どおりで進めてまいります。

---

#### ◎予算審査資料の提出について

○委員長（笹木笑子） 議題の3、予算審査資料の提出について、何か必要な資料がありましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◎その他

○委員長（笹木笑子） 次、議題4、その他ですが、委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

---

#### ◎議案第12号

○委員長（笹木笑子） それでは、ただいまから付託案件の審査に入りますが、予算書に訂正がございますので、鷺尾総務課長、訂正箇所の説明をお願いいたします。

○総務課長（鷺尾仁志） 大変申し訳ございません。一般会計の予算書に誤りがございましたので、ここで修正をさせていただきます。

本日お配りしております議案第12号 令和6年度上砂川町一般会計予算正誤表、また予算書のほうは30ページ、31ページを御覧ください。歳入になりますけれども、21款町債、1項町債の次でございますが、目の欄になります、3目土木債、4目消防債を2目土木債、3目消防債に修正をしていただき、民生債を廃目したために正誤表のとおり追加して予算書のほうに記載をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（笹木笑子） ということでございます。

それでは、議案第12号 令和6年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。34ページ、1款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。浅利議会事務局長。

○事務局長（浅利基行） 議会費についてご説明いたします。

予算書の34ページを御覧願います。1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額3,645万3,000円、前年度比較で63万5,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。主な増減理由につきまして説明いたします。1節報酬、本年度予算額1,990万5,000円、前年度比較で20万1,000円の増となりますが、本年2月に行われます町議会議員選挙における改選月の日割り分の増によるものでございます。3節職員手当等、本年度予算額812万8,000円、前年度比較で18万円の増は、議員期末手当につきまして昨年度の人事院勧告に準じ一般職員同様に改定したことによる増によるものでございます。4節共済費、本年度予算額546万5,000円、前年度比較で40万1,000円の減は、議員共済組合の公費負担金の負担率の改定によるものでございます。8節旅費、本年度予算額65万円、前年度比較で72万5,000円の減は、昨年行いました議員道外研修旅費の減によるものでございます。その他につきましては、昨年度とほぼ同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（笹木笑子） 以上で1款議会費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

34ページ、35ページ、1款議会費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で1款議会費について質疑を打ち切ります。

次、36ページから52ページ、2款総務費に入ります。総務費については、鷲尾総務課長、山崎企画課長、白土住民課長、米田教育次長、浅利監査事務局長に順次説明を求めてまいります。初めに、鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、総務費のうち総務課が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

36ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額6,960万1,000円、前年度比較で548万6,000円の増、財源内訳はその他特定財源で60万円、一般財源で6,900万1,000円でございます。本目は、行政全般の管理経費を計上するものでございます。主な増減につきまして説明をいたします。1節報酬、本年度予算額475万7,000円、前年度比較で216万5,000円の増、また3節職員手当等、本年度予算額13万6,000円、皆増でございます。こちらの増減要因は、臨時筆耕として事務職1名の増を見込むものであ

ります。4節共済費、本年度予算額1,027万7,000円、前年度比較で165万4,000円の増でございます。会計年度任用職員27名分を計上するものでありますが、職員数は昨年度との比較で3名増となっております。8節旅費、本年度予算額196万円、前年度比較で64万4,000円の増であります。空知総合開発期成会の幹事となりまして、各種要望活動の参加が見込まれることから、普通旅費を増額するものでございます。37ページへ参りまして、12節委託料、本年度予算額1,875万4,000円、前年度比較で114万6,000円の増であります。主な増額の要因は、全体を通しまして物価高騰に伴う契約単価の見直しということもありますが、新たに上砂川町全町図作成業務と人事給与システム改修業務を計上しており、全町図については在庫が残り少ないこと、また人事給与システムについては会計年度任用職員へ新たに勤勉手当を支給することからシステム改修業務を委託するものであります。38ページをお開きいただきまして、17節備品購入費であります。本年度予算額184万円、前年度比較で54万円の増でございます。増額の要因は、近年の猛暑を受けましてポータブル型のエアコン3台を購入し、百歳体操で使用するための用途で購入したいと考えております。また、町内各所に設置しているAED装置の耐用年数が経過することから、役場等に設置しているAEDを購入するもので、学校や各町生活館等に設置しているAEDも同様に耐用年数が経過しますので、そちらは関係費目にて予算計上しております。

続きまして、3目財政管理費につきましては、財務業務に係る経費を計上するものでありますが、前年同額につき、説明を省略させていただきます。

5目財産管理費、本年度予算額8,349万円、前年度対比659万3,000円の増でございます。財源内訳は、地方債で6,890万円、その他特定財源で1,459万円でございます。本目は、町有財産の管理経費を計上するものでございます。増減の主な要因ですが、10節需用費、本年度予算額857万1,000円、前年度対比で857万2,000円の減となります。修繕費に役場庁舎や医療センターの各所修繕を計上しておりますが、減額となった主な理由につきましては福祉医療センター各所修繕、役場土木車庫の屋根改修の減によるものです。40ページに参りまして、14節工事請負費、本年度予算額7,260万円、前年度比較で1,520万円の増となります。ここで予算の大綱8ページを御覧ください。予算の大綱8ページ、一番上段でございますけれども、福祉医療センター設備改修事業では成寿苑及び診療所の高圧受電設備増設として2,780万円を、また空工場除却事業として4,480万円を計上するものであり、財源はともに地方債を見込んでおります。

予算書に戻りまして、6目企画費、本年度予算額350万円、前年度比較で38万9,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目は、主に防災関係の経費や加盟団体の負担金などを計上するものであり、総務課が所管いたします予算は防災、防犯関係でございます。初めに、災害備蓄品について年次的に整備を進めており、10節需用費、消耗品費において70万8,000円を計上、こちらはアルファ米などの保存食等を整備するものであります。また、17節備品購入費におきましては28万6,000円を計上しており、こちらは避難所用照明機器等を購入することとしております。需用費と備品購入費を合わせまして99万4,000円を計上、

前年度比較で17万6,000円の減となっております。

41ページに移りまして、7目公平委員会費、本年度予算額1万3,000円、前年度同額につき、説明を省略させていただきます。

8目交通安全対策費でございます。本年度予算額440万円、前年度対比71万円の減でございます。財源内訳は、地方債で90万円、一般財源で350万円でございます。主な増減要因は、交通安全業務に係る備品購入費等の減によるものです。

42ページをお開きください。9目諸費でございます。本年度予算額234万6,000円、前年度比較で6万3,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。本目は、表彰関係予算や弔慰金などの予算を計上するものでありますが、前年度とほぼ同様な内容につき、説明を省略いたします。

43ページに移りまして、11目地域振興費、本年度予算額4,267万6,000円、前年度比較で7,149万4,000円の減、財源内訳は地方債600万円、その他特定財源で31万円、一般財源で3,636万6,000円でございます。総務課が所管いたします予算は、ふるさと納税及びデジタルディバイド対策に要する予算を計上しております。ふるさと納税の関係につきましては、7節報償費にふるさと納税返礼300万円を、44ページに移りますが、11節役務費に返礼品郵送料100万円、12節委託料にふるさと納税サイトの業務委託料88万円、13節使用料及び賃借料にふるさと納税システム使用料72万6,000円、合計で560万6,000円を計上しておりますが、前年度とほぼ同様の内容につき、説明を省略いたします。また、デジタルディバイド対策につきましては、12節委託料に研修講師派遣業務40万円を計上し、住民向け各種デジタル教室を定期的に開催する予定です。

49ページへ参ります。選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額20万3,000円、前年度比較9,000円の増です。

2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円、前年度同額で、財源は全て一般財源です。前年度同額につき、説明を省略いたします。

3目町議会議員選挙費、本年度予算額777万3,000円、財源は全て一般財源でございます。任期満了に伴います選挙執行経費を計上するものでございます。

51ページになります。昨年度計上しておりました北海道知事道議会議員選挙費につきましては、廃目となります。

以上、2款総務費におきます総務課所管予算の説明を終わらせていただきます。

**○委員長（笹木笑子）** 続きまして、山崎企画課長。

**○企画課長（山崎数浩）** 2款総務費のうち企画課の所管事項につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

38ページ、39ページを御覧ください。2目文書広報費でございます。本年度予算額949万2,000円、前年度対比79万9,000円の減、財源内訳はその他特定財源30万円、一般財源は919万2,000円でございます。10節需用費330万2,000円の計上で、前年度比較29万円の増は、町広報印刷費単価アップによるものでございます。12節委託料288万9,000円の計上で、前

年度比較19万8,000円の増につきましても町例規類集整備の単価アップによるものでございます。13節使用料及び賃借料169万3,000円の計上で、前年度比較126万3,000円の減は、ライン公式アカウントツール使用料を一般管理費に組み替えたことによるものでございます。

次に、40ページを御覧ください。6目企画費でございます。1節報酬37万8,000円の計上で、前年度比較36万4,000円の増及び7節報償費7万円、前年度比較皆増及び8節旅費4万7,000円、前年度比較皆増は、第8期総合計画、第3期総合戦略策定に係る委員報酬等の計上によるものでございます。

次に、43ページを御覧ください。11目地域振興費でございます。企画課所管事項に係る増減の主な要因ですが、1節報酬278万5,000円、前年度比較212万8,000円の増及び4節共済費32万7,000円、前年度比較皆増は、昨年6月補正で計上した地域プロジェクトマネージャーに係る報酬等の計上によるものでございます。10節需用費515万5,000円、前年度比較143万円の増は、次ページの修繕料として執行方針の別冊の12ページの下段に記載されております水源公園ニジマス採取用池補修費の計上によるものでございます。12節委託料1,004万円、前年度比較104万6,000円の増は、乗合タクシー業務の登録者増による利用回数の増によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金844万8,000円、前年度比較7,601万1,000円の減は、執行方針別冊の16ページの中段に記載されております開町75周年の記念事業として仮装盆踊り大会花火大会の花火に係る経費として前年度比較100万円増の300万円の計上、またマラニックに係る経費の補助金として300万円の計上、次にまた執行方針の別冊の17ページ上段に記載されております民間賃貸住宅建設促進化事業につきましてもは住宅建設が決まってから補正予算にて計上することから、前年度比較8,000万円皆減の相殺によるものでございます。

12目地域おこし協力隊事業費でございます。本年度予算額1,566万3,000円、前年度対比96万7,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目は、地域おこし協力隊4名の人件費と活動経費を予算計上しております。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費の通勤手当を合わせた人件費総額は1,267万5,000円で、前年度比較83万4,000円の増は、地域おこし協力隊の定期昇給によるものでございます。

次に、46ページを御覧ください。13目集落支援員事業費でございます。本年度予算額379万3,000円、前年度対比19万9,000円の増、財源は全て一般財源でございます。本目については、集落支援員制度における1名分の人件費と活動経費を予算計上しております。1節報酬、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費の通勤手当を合わせた人件費総額は327万9,000円で、前年度比較19万9,000円の増は、集落支援員の定期昇給によるものでございます。

次に、51ページを御覧ください。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございます。本年度予算額21万5,000円、前年度対比1,000円の減、財源は全て国・道支出金でございます。5年ごとに行われる農林業センサス及び令和7年度実施の国勢調査調査区設定によるもの



でございます。

以上で総務費における企画課が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） それでは、2款総務費のうち住民課が所管いたします事項についてご説明申し上げます。

予算書は39ページをお開きください。4目会計管理費、本年度予算額301万2,000円、前年度比較80万円の増で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、会計業務に関する経費を計上しております。1節報酬191万4,000円は、昨年10月から庁舎内に設置してありました北門信用金庫派出所窓口が閉鎖となったことに伴い、新たに配置した会計年度任用職員の報酬でございます。昨年度は、補正計上していたため、皆増となっております。11節役務費97万9,000円は、前年度比較111万4,000円の減で、こちらのほうで昨年度計上してありました指定金融機関派出事務手数料の皆減と送金手数料の単価改正による増との相殺でございます。その他につきましては、前年度と同額の予算計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

続きまして、47ページをお開き願います。2項徴税费、1目税務総務費、本年度予算額14万5,000円、前年度比較1万4,000円の減、財源は全て一般財源でございます。本目は、固定資産評価審査委員の報酬及び税務業務に関わる旅費、需用費を計上しておりますが、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、2目賦課徴收费、本年度予算額979万9,000円、前年度比較386万4,000円の減、財源内訳は国・道支出金389万3,000円、一般財源590万6,000円でございます。別冊の町政執行方針主要施策の17ページに記載しておりますコンビニ収納サービスの導入に伴う経費をここで計上しております。10節需用費では、コンビニ収納に対応する納税通知書や払込票の様式が変更となることに伴い、印刷製本費が45万2,000円増の164万2,000円となっております。11節役務費50万4,000円、前年度比較30万4,000円の増は、本年度から実施するコンビニ納付に伴い、各取扱機関に支払う手数料の増によるものでございます。12節委託料467万8,000円、前年度比較で574万9,000円の減は、昨年度計上してありましたコンビニ納付システム改修業務と本年度計上する住民税定額減税対応システム改修業務の相殺等によるものでございます。13節使用料及び賃借料255万円、前年度比較112万4,000円の増は、年度中のシステム入替え等によるものでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同額の予算計上ですので、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、次ページ、48ページをお開き願います。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額8,692万3,000円、前年度比較7,048万7,000円の増、財源内訳は国・道支出金6,830万5,000円、その他特定財源200万円、一般財源1,661万8,000円でございます。10節需用費60万円、前年度比較24万6,000円の増は、戸籍及び住民票発行に使用する改ざん防止用紙の購入と人権擁護委員会の委託を受け実施する啓発運動経費の増によるものでございます。12節委託料6,605万1,000円、前年度比較6,556万2,000円の増は、

行政システムを標準システムに移行するための改修経費等によるものでございます。内訳としましては、本年12月に現行の総合行政システムを標準システムに移行するためのシステム改修業務で5,937万7,000円、戸籍システムのデータクレンジング業務で184万8,000円、戸籍に氏名の振り仮名を追加するためのシステム改修で432万3,000円等となっております。13節使用料及び賃借料1,310万2,000円、前年度比較344万3,000円の増は、年度中のシステム入替え等によるものでございます。17節備品購入費14万円は皆増で、標準システム移行に伴い、既存備品の更新や備品の新規購入が必要なことから計上したものでございます。18節負担金、補助及び交付金691万円、前年度比較134万2,000円の増は、地方公共団体情報システム機構の負担金の増によるものでございます。なお、前年度は1節報酬にマイナポイントの申込み支援への報酬を計上しておりましたが、今年度は皆減となっております。その他につきましては、前年度とほぼ同額の予算計上でございますので、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上で住民課所管事項についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） それでは、総務費のうち教育委員会が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

予算書42ページでございます。10目町民センター管理費、本年度予算額2,582万4,000円、前年度比較で188万1,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源が10万円、一般財源が2,572万4,000円でございます。主な項目につきましてご説明申し上げます。1節報酬、本年度予算額213万6,000円、前年度比較で14万5,000円の増となっております。主な要因は、報酬単価の増によるものでございます。10節需用費、本年度予算額947万6,000円、前年度比較で191万7,000円の減でございます。要因は、昨年度整備いたしましたWi-Fi環境の整備終了によるものでございます。12節委託料、本年度予算額1,305万円、前年度比較で353万3,000円の増となっておりますが、主な要因はこれまでボイラーの保守管理業務を委託していた業者が従業員の退職によりまして業務継続が困難とのことから、新たに業者選定をした結果、増額となったものでございます。17節備品購入費、本年度予算額68万1,000円、前年度比較で12万円の増は、設置しておりますAEDが令和7年2月で使用期限を迎えますことから、更新を行うものでございます。その他の費目は、前年同額でありますので、説明を省略させていただきます。

以上、2款総務費に係る教育委員会所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、浅利監査事務局長。

○監査事務局長（浅利基行） それでは、監査委員費についてご説明いたします。

51ページをお開きください。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額117万3,000円、前年度比較1万5,000円の増で、全て一般財源でございます。本費目は、監査業務に関わります経費を計上するものでございます。昨年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（笹木笑子） 以上で2款総務費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

36ページから41ページ、1項総務管理費、1目一般管理費から6目企画費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。小澤委員。

○4番（小澤一文） 予算書40ページ、6目企画費の1節報酬から総合戦略策定委員36万4,000円なのですが、お聞きしたいのはこの策定委員会は何名で構成されるのかと併せて、その中で女性委員の登用について見直しをお伺いしたいと思います。

○委員長（笹木笑子） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） 令和6年度に準備を進めます総合計画と総合戦略の策定委員の部分でございますが、まず人数でございますが、正確にはこれから人数の協議となりますが、26名を想定して、回数は7回程度会議を行いたいと考えております。また、女性の登用につきましては、各種団体に依頼をかけるところでございますので、団体より上がってくるのと、あと、例年町づくり町民会議の委員の方も入ってくる形になりますので、町づくり町民会議では六、七人は入る予定となっております。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、41ページから47ページ、7目公平委員会費から13目集落支援員事業費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。藏根委員。

○2番（藏根高史） 11目地域振興費の中で7節報償費の移住定住奨励金なのですが、昨年は下鶴分譲団地の造成というか、そういうのに充てられたということですが、来年度についてもまた宅地造成など含まれているのでしょうか。

○委員長（笹木笑子） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） 予算につきましては、昨年度とほぼ同額の金額となっておりますが、宅地造成につきましては現在あります下鶴の部分や、あと本町、中町の部分に建設の予定という形でこの予算を計上しております。

○委員長（笹木笑子） 奥山町長。

○町長（奥山光一） ちょっと補足させていただきます。

移住定住奨励金と分譲地の販売とはイコールになりません。というのは、分譲地でなくても移住の意思を持って転入してきた場合については移住定住奨励金って世帯とか年齢によって……別冊の18ページに説明書きがございますけれども、必ずしもイコールではないということ、もし分譲するのであればこの費目ではなくて宅地造成ですから工事請負費になりますので、工事請負費に予算がないということは今年度については分譲の予定がないということでご理解いただければと思います。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 43ページ、地域振興費の中の7節報償費のところを上砂川（ふるさと）会事業費として3万円が計上されておりますが、過去札幌会、苫小牧会、東京会などあつていろいろ活発に活動してあります。現状では、なかなかそこまでいっていないようでございます。今後どのようなことを考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（笹木笑子） 山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） 現在札幌会等の集まりはやっておりませんが、現在年2回ふるさと会の会員の方に対して広報紙の送付等を行っているところでございます。今後につきましては、またこれから検討する方向で、考えていきたいと思つております。

○委員長（笹木笑子） 奥山町長。

○町長（奥山光一） 中途半端な回答で申し訳ございません。ふるさと会自体は、札幌と東京、一応あることにはなつてはいるのですが、実質活動がそれぞれの会員さんの高齢化によつてできない状態になつてはいます。呼びかけはやってはいるのですけれども、若い方が札幌や東京に行つてもなかなかそこに入つてこないのは、PRの仕方もあるのだと思つてはいます。行政主体ではなくて、あくまでもふるさと会の事務局主体でやってはいるものですから、なかなかその辺が停滞してはいますけれども、何かの機会ですめて札幌だけでも、以前は今吉川委員が申し上げたとおりの岩見沢の幌向、札幌、そして苫小牧と道内だけで3か所あり、一旦休止はしたのですが、札幌会だけ復活をしてはいるという状況でございますので、何とか活動ができればなということでも検討してはいきたいと思つてはいます。何かいいアイデアがあれば、ぜひお願いいたします。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 入つて下さいというような案内の文書とかあると思つてはいますが、我々もこの世代になるとなかなか動きづらくなつてはいるのが現状です。例えば同世代もしくは我々の下の世代とかで同期会等が開催をされ、その入つてはいる同期会に来る方ではなく、その息子さんの世代になるかと思つてはいますが、関わりが直接ないものですから、難しいかと思つてはいますけれども、そういうときに案内文等をお渡しするようになることができるようにしていただければ、少しでもアピールできるようなことを考えていただければありがたいと思つてはいますので、よろしくお願ひいたします。

今の地域振興費の44ページ、11節役務費の中で郵便料が100万円となつてはいます。これは、郵便料100万、結構な金額と思つてはいますけれども、どのような対象者に利用されてはいるのかお聞かせをいただきたいと思つてはいます。

○委員長（笹木笑子） 鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） この費目、ふるさと納税の返礼品の関係の予算を盛つてはいますして、返礼品のための郵送料等が含まれてはいます。

○委員長（笹木笑子） ほかにござはいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、47ページから52ページ、2項徴税費から6項監査委員費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

次、53ページから63ページ、3款民生費に入ります。民生費については、戸田福祉課長、林健康推進課長、山崎企画課長に順次説明を求めてまいります。初めに、戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） それでは、3款民生費のうち福祉課の所管事項につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

53ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。本年度予算額3億4,451万4,000円、前年度比較で1,860万7,000円の増、財源内訳は国・道支出金2億2,247万円、地方債1,240万円、その他特定財源3,549万8,000円、一般財源7,414万6,000円でございます。1節報酬、3節職員手当等は、福祉バス運転手、添乗員の人件費等を計上したものでございます。7節報償費797万3,000円の計上で、前年度比較16万円の減は、全世帯配布入浴券の世帯数の減少によるものでございます。次に、54ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金467万9,000円の計上で、前年度比較20万2,000円の減、空知中部広域連合障害支援事業負担金の審査件数、負担割合の減によるものでございます。19節扶助費2億8,667万4,000円の計上で、前年度比較2,020万4,000円の増となっております。これは、障害者自立支援医療費、障害者自立支援給付費の対象者の増によるものでございます。また、執行方針4ページに記載がございますが、介護用品支給事業におきましては一月当たりの単価が本年度は500円増となりまして3,500円となっていることを申し添えます。27節繰出金3,090万4,000円につきましては、国民健康保険特別会計にてご説明いたします。その他につきましては、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

次に、55ページをお開き願います。2目老人福祉費でございます。本年度予算額873万4,000円、前年度比較25万7,000円の増、財源内訳は国・道支出金22万7,000円、地方債300万円、一般財源550万7,000円でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上しております。7節報償費487万円の計上で、前年度比較6万9,000円の減は、敬老会事業の対象者の減によるものでございます。10節需用費59万3,000円の計上で、前年度比較15万6,000円の増は、隔年で作成しております高齢者生活応援ガイドの作成による増でございます。11節役務費126万円の計上で、前年度比較53万円の増は、敬老会参加者の取りまとめにおける往復はがきや欠席者へのクーポン送付に係る経費の計上によるものでございます。

次に、3目社会福祉施設費でございます。本年度予算額1,128万6,000円、前年度比較5,066万8,000円の減、財源内訳はその他特定財源30万6,000円、一般財源1,098万円でございます。本目は、東山高齢者住宅、中央集会所、各町生活館に係る経費を計上しており、福祉課は

東山高齢者住宅及び中央集会所が所管となります。1節報酬、3節職員手当等は、東山高齢者住宅管理人の人件費の計上によるものでございます。次ページを御覧ください。17節備品購入費、東山高齢者住宅用5万円は、東山高齢者住宅用の刈り払い機購入費用でございます。

4目介護保険費でございます。本年度予算額1億3,044万8,000円、前年度比較30万8,000円の増、財源内訳は国・道支出金13万円、その他特定財源3,945万6,000円、一般財源9,086万2,000円でございます。包括的支援事業につきましては、地域包括ケアシステムの推進に伴う関係予算を介護保険費に計上するものでございます。7節報償費208万5,000円の計上で、前年度比較81万7,000円の減、これは認知症総合支援事業として認知症支援、介護予防ボランティアポイントに関わる予算について5年度の実績に合わせて減額したことによるものでございます。次に、57ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金では、空知中部広域連合負担金が前年度比較71万5,000円の増となっております。

5目地域包括支援センター費でございます。本年度予算額2,578万8,000円、前年度比較173万6,000円の減、財源内訳は全てその他特定財源でございます。本目は、地域包括支援センターの運営に係る嘱託保健師を含む5名の人件費等を計上してございます。1節報酬、2節給料、3節職員手当等、次ページに参りまして、4節共済費、18節の退職手当組合負担金を合わせた人件費総額は2,476万9,000円で、前年度比較185万円の減となっております。主な減の要因は、職員1名が再任用から会計年度職員に切り替わったことによるものでございます。

次に、1ページ飛びまして59ページを御覧ください。7目後期高齢者医療費でございます。本年度予算額1億93万7,000円、前年度比較523万4,000円の減で、財源内訳は国・道支出金1,663万6,000円、その他特定財源581万9,000円、一般財源7,848万2,000円でございます。本目は、北海道後期高齢者医療広域連合から受託しています後期高齢者の健診費用、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的推進事業を地域で行う保健師の人件費、同連合への負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金等を計上してございます。60ページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金6,833万3,000円、前年度比較605万3,000円の減は、北海道後期高齢者医療広域連合への支出する療養給付費等の減によるものでございます。27節繰出金2,691万円につきましては、後期高齢者医療特別会計にてご説明させていただきます。その他につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

続きまして、63ページを御覧ください。3項生活保護費、2目扶助費、本年度予算額227万5,000円、前年度比較20万3,000円の増、財源内訳は国・道支出金50万円、一般財源177万5,000円となっております。19節扶助費225万円の計上で、高齢者等冬の生活支援事業として220万円を計上してございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額43万円、前年度同額で、財源は全て一般財源でございます。

以上で3款民生費に関わります福祉課が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） ここで10分間休憩に入ります。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○委員長（笹木笑子） それでは、再開いたします。

続きまして、林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） 予算書59ページをお開きください。それでは、3款民生費のうち健康推進課の所管事項につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

6目介護予防費でございます。本年度予算額369万1,000円、前年度比較24万3,000円の減、財源内訳は全てその他特定財源でございます。本目は、高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たっての報償費や委託料が主なもので、運動専門職による通いの場で実施している身体機能の維持、向上のための教室や通いの場へ来ることが難しい方に対し家庭訪問で個人に合った運動メニューを提示し、継続的な指導を実施する訪問型支援が主な事業でございます。7節報償費の13万6,000円の減は、北海道医療大学と連携して実施していた楽しさプログラムモデル事業の終了によるものでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

60ページをお開きください。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額3,460万9,000円、前年度比較530万3,000円の増、財源内訳は国・道支出金1,740万7,000円、地方債60万円、その他特定財源20万円、一般財源1,640万2,000円でございます。本目は、子育て支援として妊娠期から伴走型相談支援事業や育児用品購入券贈呈事業、こども園で実施していますおひさまルーム事業、児童手当、乳幼児医療及びひとり親家庭等医療費などの経費を計上しております。7節報償費94万1,000円の計上で、前年度比較46万6,000円の減は、育児用品購入券贈呈対象者の減によるものでございます。10節需用費23万5,000円の計上で、前年度比較12万9,000円の増は、隔年で作成しております子育て応援ガイドの作成による増でございます。次ページです。12節委託料379万3,000円の計上で、前年度比較皆増は、執行方針別冊1ページにあります令和6年度が最終年の子ども・子育て支援事業計画の策定のためアンケート調査等を委託するものと、養育者が病気のため子供を養育できないときに一時的に子供がショートステイを利用するための委託料を計上するものでございます。18節負担金、補助及び交付金306万2,000円の計上で、前年度比較211万8,000円の増は、令和5年度まで教育費の言語障害児治療教室負担金において計上しておりました砂川市子ども通園センター負担金について費目変更し、計上したことにより増額でございます。その他につきましては、前年度と同様のため、説明を省略させていただきます。

次に、2目認定こども園等複合施設費でございます。本年度予算額2,830万8,000円、前年度比較198万2,000円の減、財源内訳は国・道支出金66万1,000円、その他特定財源67万円、一般財源2,697万7,000円でございます。本目は、認定こども園等複合施設として児童館及

び認定こども園の運営に関わる経費を計上しております。次のページをお開きください。10節需用費1,165万2,000円の計上で、前年度比較161万2,000円の減は、修繕料で計上していましたが登園管理システムの導入に伴う通信機器改修、野外遊具修繕の終了に伴う減でございます。13節使用料及び賃借料56万8,000円の計上で、前年度比較26万4,000円の増は、執行方針別冊1ページにありますこども園のICT化を図るため機能を拡充するものでございます。次ページです。17節備品購入費79万3,000円の計上で、前年度比較85万5,000円の減は、登園管理システム導入に伴うタブレット等の購入の終了に伴う減でございます。18節負担金、補助及び交付金96万1,000円の計上で、前年度比較44万9,000円の減は、天使幼稚園に通園する子供の減でございます。その他につきましては、前年度とほぼ同額につき、説明を省略させていただきます。

以上で3款民生費に係ります健康推進課が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、3款民生費のうち企画課所管事項につきましてご説明申し上げます。

56ページを御覧ください。3目社会福祉施設費でございます。企画課所管事項として、生活館に要する経費を計上しております。主な減額の要因としましては、14節、工事費として昨年実施いたしました中央ふれあいセンターの外装及び屋上防水改善の大規模改修4,800万円及び生活館用のテーブル、椅子、備品購入費の減によるものでございます。

以上で民生費における企画課が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で3款民生費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

53ページから56ページ、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から3目社会福祉施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。吉川委員。

○7番（吉川 洋） 社会福祉総務費の中の54ページの12節委託料の中でお聞きをしたいのですけれども、ここの中で2点ほどお聞きしたいと思います。

まず初め、在宅老人等除雪サービス事業420万と出ております。これ対象者の件数と実際にこれを受けている件数、分かれば教えていただけますか。

○委員長（笹木笑子） 戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） 申し訳ありません。今細かい資料ございませんので、後ほど確認しましてご報告いたします。

○7番（吉川 洋） 分かりました。

次に、その項目の中に地域生活支援事業21万1,000円とありますが、これは金額小さいのですけれども、どのようなものに使われているのか教えていただけますか。

今出なかったら、後からでもいいです。

○委員長（笹木笑子） 戸田福祉課長。



○福祉課長（戸田晋一） 申し訳ありません。後ほどまたご報告させていただきます。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 児童福祉費の中で61ページ、これも12節委託料ですけれども、先ほど子供ショートステイという話をされていましたが、これについて内容ちょっと分からないので、受入れ時間等を含めて教えていただけますでしょうか。

○委員長（笹木笑子） 林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） これに関しては、保護者が本当に病気等で子供の養育ができなくなったときに、岩見沢に光が丘学園というところがありまして、そこに委託して事業を行うものでございます。その受入れが2歳以上となっていますので、2歳以上のお子さんがある家庭で本当に病気で子供を養育する人が全くいない場合、親戚もいない、誰もいないときに今までは子供を一時保護という形で保護していたのですが、それではなくてショートステイという形で子供が安心して親が療養している間滞在できる場所として一応体制整備をするものでございます。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） ということは、数日ということかと思うのですけれども、それと現実的にそこを利用されたことはあるのでしょうか。

○委員長（笹木笑子） 林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） そこは7日間の上限がありますので、まず7日ということをお願いしています。これに関しては、R6年度から体制整備をして実施するという事なので、まだ利用実績はございません。

○委員長（笹木笑子） 石田委員。

○1番（石田浩二） 61ページ、1目児童福祉総務費、13節の児童手当システム使用料ですけれども、昨年度と比べて約20万円ほど少なくなっているのですが、これは児童数の減少によつての数字でしょうか、教えてください。

○委員長（笹木笑子） 林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） これは、児童数の減少ではなくて、委託している業者の料金の改定によるものです。

○委員長（笹木笑子） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、56ページから60ページ、4目介護保険費から7目後期高齢者医療費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、60ページから63ページ、2項児童福祉費から4項災害救助費までについて一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

次、64ページから70ページ、4款衛生費に入ります。衛生費については、林健康推進課長、内野建設環境課長に順次説明を求めてまいります。初めに、林健康推進課長。

○健康推進課長（林 孔美） それでは、衛生費のうち健康推進課の所管事項につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

64ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額6,032万円、前年度比較2,050万2,000円の減、財源内訳は国・道支出金22万5,000円、地方債80万円、一般財源5,929万5,000円でございます。本目は、救急医療対策に関わる負担金や分担金、妊産婦等の健診費用を計上しております。10節需用費62万8,000円の計上で、前年度比較31万6,000円の減は、修繕料に計上していましたが東鶉歯科診療所の検満量水器交換終了に伴う減でございます。17節備品購入費17万2,000円の計上で、前年度比較74万7,000円の減は、東鶉歯科診療所で耐用年数が超過した備品を計画的に購入していますが、その購入費の減によるものでございます。次のページを御覧ください。18節負担金、補助及び交付金792万3,000円の計上で、前年度比較7万1,000円の増は、救急医療対策に関わる分担金5万2,000円の増と砂川地方食品衛生協会賛助会員の団体年会費2万円の計上によるものでございます。19節扶助費220万円の計上で、前年度比較45万3,000円の増は、産後ケア利用助成事業の委託料の増による17万4,000円の増と別冊1ページにあります特定不妊治療と併用して実施される先進医療費の助成費用28万円の増によるものでございます。27節繰出金4,769万2,000円の計上で、前年度比較1,806万5,000円の減は、水道事業会計繰出金の減で、水道事業会計でご説明いたします。その他につきましては、前年度とほぼ同額のため、説明を省略させていただきます。

次に、2目予防費でございます。本年度予算額1,156万6,000円、前年度比較292万4,000円の減、財源内訳は国・道支出金45万4,000円、一般財源1,111万2,000円でございます。本目は、がん検診やライフステージごとに実施しております生活習慣病予防健診や定期予防接種、全町民に実施しているインフルエンザ予防接種事業に関わる経費を計上しております。次のページをお開きください。12節委託料903万5,000円の計上で、前年度比較213万9,000円の減は、各種予防接種事業対象者減による128万5,000円の減と令和5年度で高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者の経過措置の終了に伴う対象者の減による28万8,000円の減によるものでございます。その他につきましては、前年度と同額のため、説明を省略させていただきます。

次に、67ページを御覧ください。4目、新型コロナワクチン接種事業費は、事業終了に伴い廃目としております。

以上で4款衛生費に係ります健康推進課が所管する予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、衛生費のうち建設環境課が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

66ページを御覧いただきたいと思います。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、本年度予算額1,163万3,000円、前年度比較113万5,000円の減でございます。次のページ、67ページを御覧ください。12節委託料でございます。本年度予算額258万5,000円、前年度比較で277万3,000円の減となっております。減額の要因といたしましては、昨年度計上しておりました地球温暖化対策実行計画策定業務の減と温室効果ガス排出量算定業務の増との相殺によるものでございます。18節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額690万3,000円、前年度比較で210万2,000円の増になってございます。増額の要因といたしましては、砂川地区保健衛生組合負担金の増によるものでございます。

続きまして、68ページを御覧いただきたいと思います。2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額21万9,000円、前年度比較で3万円の減となっております。

続きまして、2項清掃費、2目じん芥処理費、本年度予算額7,295万円、前年度比較61万7,000円の減でございます。本目は、ごみ収集処理費用及びごみ最終処分場の経費を計上するものでございます。続きまして、69ページでございます。18節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額4,367万2,000円、前年度比較で68万3,000円の減となっております。減額の要因といたしましては、砂川地区保健衛生組合負担金の減と中・北空知廃棄物処理広域連合負担金の増との相殺によるものでございます。

2項清掃費、3目し尿処理費、本年度予算額1,190万5,000円、前年度比較で41万円の増となっております。本目は、し尿処理に係る経費を計上するものでございます。18節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額405万4,000円、前年度比較で27万1,000円の増となっております。増額の要因といたしましては、石狩川流域下水道組合負担金の増によるものでございます。

以上、4款衛生費に係ります建設環境課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で4款衛生費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

64ページから67ページ、1項保健衛生費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、67ページから70ページ、2項清掃費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

続きまして、71ページ、労働費、72ページ、農林水産業費、5款労働費、6款農林水産業費に入ります。労働費については山崎企画課長、農林水産業費については内野建設環境課長より説明を求めてまいります。労働費の内容、山崎企画課長、説明を求めます。

○企画課長（山崎数浩） それでは、労働費につきまして主な増減を中心にご説明申し上げます。

71ページを御覧ください。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額166万8,000円、前年度対比113万円の減、財源は全て一般財源でございます。18節負担金、補助及び交付金164万3,000円、前年度比較115万5,000円の減は、地区連合補助金でございますが、コロナ禍等により事業縮小のため繰越金が生じていることから、地区連合からの申出により当面の間助成額を減額するものでございます。

以上で労働費における予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 次に、農林水産業費の内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、農林水産業費の予算につきましてご説明いたします。

72ページでございます。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額319万5,000円、前年度比較327万7,000円の減となっております。本目は、有害鳥獣駆除に係る経費や森林環境経費を計上するものでございます。12節委託料でございます。本年度予算額228万円、前年度比較で12万7,000円の増となっております。増額の要因といたしましては、熊よけ用の草刈り箇所が増により有害鳥獣対策業務経費を増額したことによるものでございます。13節使用料及び賃借料でございますが、別冊主要施策13ページも併せて御覧いただければというふうに思います。本年度予算額51万7,000円、前年度比較で22万1,000円の増となっております。増額の要因といたしましては、昨年度野生動物撃退装置1台を設置し、効果が見られましたので、さらにもう一台設置するための経費を計上したことによるものでございます。昨年度350万円計上しておりました森林環境譲与税基金積立金につきましては、今年度は積立てを行わず、今年度の事業への充当により皆減となっております。

以上、6款農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で5款労働費と6款農林水産業費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

71ページから72ページ、5款労働費、6款農林水産業費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

次、73ページから75ページ、7款商工費に入ります。商工費の内容説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、商工費のうち企画課所管事項につきまして、主な増減を中心にご説明申し上げます。

73ページを御覧ください。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額1,910万7,000円、前年度対比140万円の減、財源内訳は国・道支出金10万円、その他特定財源791万1,000円、一般財源は1,109万6,000円でございます。本目は、産業活性化センターの管理経費や商工会議所等への補助金、消費生活相談員の人件費、中小企業原資預託金などを計上しております。10節需用費217万2,000円、前年度比較90万円の減は、産業活性化センターの管理経費といたしまして本年度は浄化槽上蓋取替えの修繕費として76万7,000円の計上と昨年度実施の検満量水器取替え及びストーブ修繕169万7,000円減との相殺によるものでございます。

次に、74ページを御覧ください。企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額1,485万5,000円、前年度同額であります。財源内訳は、地方債1,400万円、一般財源は85万5,000円でございます。本目は、企業誘致用経費及び振興公社助成金などを計上しております。昨年度同額につき、説明は省略させていただきます。

次に、3目観光費でございます。本年度予算額3,592万円、前年度対比2,245万6,000円の増、財源内訳はその他特定財源1,930万3,000円、一般財源は1,661万7,000円でございます。執行方針別冊の16ページ中段に記載されております悲別駅、旧上砂川駅舎について保全及び延命を図るため改修工事を行うもので、12節委託料9万1,000円、前年度比較289万2,000円の減は昨年度実施した悲別改修の工事実施設計の減及び14節工事請負費2,540万円の計上によるものでございます。

以上、商工費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で7款商工費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

73ページから75ページ、7款商工費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。吉川委員。

○7番（吉川 洋） 74ページ、企業開発費の18節、負担金のところで振興公社助成金1,400万となっておりますが、例年見えていますといつも補正を組んでここの助成金増えていつているかと思えます。当然毎年そういうような状況は今後も続くだろうと思えますので、当初予算からもう少しここの助成金を増やすという考え方はできないのでしょうか。

○委員長（笹木笑子） 奥山町長。

○町長（奥山光一） ここの部分の質問ですので、あえて私が答弁させていただきます。

上砂川町が例の発展基金問題が起きたときに振興公社周辺、これを振興公社に売却しました。そのときの経過から説明しなければいけないのですけれども、当時から振興公社について上砂川岳温泉については運営自体は黒字化はなっていませんでした。当然特別会計を持ってやっておりましたので、そこの部分については一般会計からすると繰入金、特別会計からすると繰入金という形の中で処理をして、あそこを売却するに当たって唯一当時

の総務省から許可をいただいた額が1,400万なのです。したがって、本来であればこの1,400万で何とか収支を合わせなければいけないというのが実態なのですが、そのほかに実は入湯税の関係がございまして、さらにプラス1,000万という形を取っています。この関係がありますので、今現在はここの1,400万、プラス1,000万もありますけれども、これをもってまずは当初をスタートさせたい、その後については振興公社いろんな状況があると思います。コロナ禍で売上げが物すごく落ちた、宴会もなくなったとか、そのときそのときの状況がありますので、その辺は随時最終的にどれぐらい収支が取れていないのかを判断した上で補正にて計上するという考え方でいきたいと思っております。

したがって、今のご質問について申し上げますと、当初予算からそこを加味して増額もしくは減額ということもあるかもしれませんが考えたらどうだというご意見ですが、今のところ当初についてはこのまま1,400万でいって、あとは振興公社の営業努力によってプラスになるのかマイナスになるのかということを考えていきたいと思っております。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） ありがとうございます。振興公社の努力に期待をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○委員長（笹木笑子） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

ここで昼食のため休憩を取ります。

休憩 午前11時41分

再開 午後 零時56分

○委員長（笹木笑子） 休憩を解き、会議を再開いたします。

最初に、午前中吉川委員から質問がありました件につきまして福祉課長、戸田課長より答弁お願いいたします。

○福祉課長（戸田晋一） それでは、午前中吉川委員からご質問のあった件についてお答えいたします。

まず、地域生活支援事業でございしますが、こちらは先ほど委託料としてご質問受けましたが、委託料及び扶助費にまたがる事業となっております。大きく3本の柱から成っております。まず、1つ目が委託料の移動支援という形で、障害者の屋外で移動が困難な方について外出のための支援を行うことにより地域における自立生活及び社会生活を促すものでございます。また、2本目の委託料の柱といたしまして日中一時支援という事業がございします。障害者等の日中の活動の場を確保、提供し、さらに障害者等の家族の就労支援及び日常介護をしている家族の一時的な負担軽減を図るものでございます。また、扶助費における事業におきましては、日常生活用具給付事業といたしまして主なものは人工肛門、ストーマに関わるものでございまして、こちらの当該者の方に費用の一部または全額を扶

助するものでございます。

また、2点目の除雪サービスのほうも続けてご説明してよろしいでしょうか。

○委員長（笹木笑子） はい。福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） まず、除雪サービスの利用実績でございますが、令和4年度につきましては延べ件数で652件、委託金額で556万9,560円となっております。また、5年度につきましては今現在でございますが、件数で445件で390万7,440円となっております。以上でございます。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員、よろしいでしょうか。

○7番（吉川 洋） はい、ありがとうございます。

○委員長（笹木笑子） それでは、8款土木費、9款消防費に入ります。76ページから80ページ、土木費、81ページ、消防費、土木費については内野建設環境課長、消防費については鷺尾総務課長より順次説明を求めてまいります。土木費の内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、8款土木費につきましてご説明したいと思いません。

予算書76ページでございます。1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額1億334万7,000円、前年度比較で411万7,000円の減となっております。本目につきましては、主に街路灯及び土木車庫の維持費と下水道事業会計への繰出金に係る予算を計上するものでございます。1節報酬でございますが、本年度予算額5万6,000円、前年度比較で皆増となっております。昨年度空き家対策を進めるために11月において空き家等対策協議会を設立させていただきました。今年度より当初予算に計上し、7名分の委員報酬を計上するものでございます。10節需用費でございますが、別冊主要施策12ページも併せて御覧いただければと思います。本年度予算額1,318万1,000円、前年度比較で145万円の増となっております。増額の要因といたしましては、修繕料におきまして街路灯省エネ改修事業といたしまして昨年度に引き続き45灯分の街路灯をLED化に更新する経費を計上したことによるものでございます。続きまして、77ページをお開き願います。27節繰出金でございますが、本年度予算額8,857万9,000円、前年度比較で554万6,000円の減となっております。減の要因といたしまして、下水道事業会計への繰出金の減によるものでございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額1億3,762万6,000円、前年度比較で2,408万5,000円の増となっております。本目は、道路維持や整備費を計上するものでございます。12節委託料でございますが、本年度予算額1,811万5,000円、前年度比較で256万8,000円の減であります。減額の要因といたしましては、昨年計上いたしました町道鶉下鶉線横断管現況調査業務と道路台帳補正業務の減によるものでございます。78ページを御覧いただければと思います。資料ナンバー6及び別冊主要施策12ページも併せてご参照ください。14節工事請負費でありますけれども、本年度予算額5,770万円、前年度比較で2,680万円の増となっております。増額の要因といたしましては、昨年度実施いたしました町道

鶉北線雨水側溝布設替え工事及び町道鶉北線道路改良舗装工事の減と町道7町内線雨水側溝布設替え工事及び町道下鶉線横断側溝改修工事の増との相殺によるものでございます。さらに、今年度は道路の安全確保のために各所ガードロープや排水、縁石等の補修も併せて計上するところでございます。

続きまして、79ページをお開き願います。3項住宅費、1目住宅管理費、本年度予算額1億1,186万7,000円、前年度比較で4,902万8,000円の増となっております。本目は、町営住宅の維持管理経費や整備費を計上するものでございます。資料ナンバー7、8及び別冊主要施策の12ページを併せてご参照いただければと思います。10節需用費でございますが、本年度予算額4,603万円、前年度比較で757万円の減であります。減額の要因といたしましては、昨年度実施いたしました鶉若葉改良住宅屋根外壁塗装及び鶉若葉団地屋根ふき替えの減と緑が丘団地屋根ふき替え、下鶉身障者住宅屋根ふき替え及び下鶉団地の屋根ふき替えの増との相殺によるものでございます。14節工事請負費でございますが、本年度予算額5,790万円、前年度比較で皆増となっております。緑が丘公営住宅団地外装改善工事と緑が丘団地除却工事を計上したことによるものでございます。

以上、土木費の内容の説明とさせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 次に、消防費の内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、消防費につきまして説明いたします。

予算書81ページでございます。9款消防費、1項消防費、1目消防費、本年度予算額1億8,599万5,000円、前年度比較で3,567万6,000円の増で、財源は地方債3,900万円、一般財源1億4,699万5,000円でございます。本目は、砂川地区広域消防組合負担金を計上しております。増減の主な要因でございますが、予算の大綱や執行方針でも触れておりますように消防ポンプ自動車、消防団車両の更新で3,900万円を計上しております。財源といたしましては、地方債を見込んでおります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で8款土木費、9款消防費の説明が終わりました。

76ページから81ページ、8款土木費、9款消防費全般について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費、9款消防費について質疑を打ち切ります。

続きまして、82ページから93ページ、10款教育費に入ります。教育費については、米田教育次長、山崎企画課長に順次説明を求めてまいります。初めに、米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） それでは、教育費のうち教育委員会に関わります予算につきましてご説明申し上げます。

82ページ、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額136万2,000円、財源は全て一般財源でございます。内容につきましては、前年度同額でございますの



で、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目事務局費、本年度予算額3,769万6,000円、前年度比較で2,248万1,000円の増、財源内訳は国・道支出金が14万2,000円、地方債が480万円、その他特定財源が330万円、一般財源で2,945万4,000円でございます。1節報酬、本年度予算額15万円、皆増でございます。小中学校の今後の在り方につきまして、一貫教育も視野に方向性を検討いたします学校再編委員会の委員報酬といたしまして13名分を計上するものでございます。4節共済費、本年度予算額281万3,000円、前年度比較で70万1,000円の増は、小中学校におきまして会計年度任用職員で学習支援員各1名を通年雇用しますことから増となるものでございます。12節委託料、本年度予算額2,855万7,000円、前年度比較で2,368万1,000円の増でございます。執行方針別冊の7ページ上段にございますように、小学校におきまして学校法人田中学園との連携によりまして小学3年生以上の外国語に専任教員の派遣を受け、教科担任制を導入しますことと単式学級の維持のための教員派遣を受けるため、所要の経費を計上するものでございます。18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額382万5,000円、前年度比較で207万2,000円の減額で、主な要因はこれまで言語障害児治療教室負担金の中に包含して計上しておりました子ども通園センター負担金につきまして民生費へ費目変更し、計上しましたことによる減額と新たに令和7年度の中学校教科書改訂に向けました採択事務費10万円、また高校就学費助成金の該当者4名の増を見込みまして20万円を増額計上した相殺となるものでございます。26節公課費、本年度予算額3万3,000円、皆増でございます。公用車の車検に関わります重量税の計上でございます。その他の費目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2項小学校費へ参ります。2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額3,525万1,000円、前年度比較542万6,000円の増であります。財源内訳は、国・道支出金が66万7,000円、一般財源で3,458万4,000円でございます。1節報酬でございますが、本年度予算額1,413万3,000円、前年度比較で217万2,000円の増は、昨年7月から配置しております学習支援員1名を継続配置することと報酬単価の増額によるものでございます。次ページへ参りまして、3節職員手当等、本年度予算額85万4,000円、前年度比較で28万4,000円の増は、ただいま申し上げました学習支援員に関わります手当の計上でございます。10節需用費、本年度予算額1,274万2,000円、前年度比較179万5,000円の増額で、消耗品費におきまして消火器の使用期限の到来により30本を更新します経費と修繕料におきましてはエアコンの点検整備を行うための経費を計上したことによります増額でございます。11節役員費、本年度予算額67万5,000円、前年度比較12万9,000円の増額で、執行方針別冊の7ページに記載しております校務支援システムを小中学校両校に導入するためのネットワーク変更手数料を計上したことによります増額でございます。次ページ、13節使用料及び賃借料、本年度予算額176万円、前年度比較43万3,000円の増額は、同様に校務支援システムのサービス使用料を計上したことによります増額でございます。17節備品購入費、本年度予算額102万円、前年度比較で55万7,000円の増額は、AEDの更新と学校要望に基づきます

折り畳み式のスクリーンなどを購入する経費を計上するものであります。そのほかの費目につきましては、おおむね前年度と同額でありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額2,118万5,000円、前年度比較で482万円の増額であります。財源内訳は、国・道支出金が2万円、地方債が580万円、一般財源で1,536万5,000円でございます。12節委託料、本年度予算額163万円、前年度比較で21万2,000円の増額は、学校給食の配送業務におきまして委託先の人件費、燃料費などの高騰に伴い増額となるものでございます。13節使用料及び賃借料、本年度予算額111万6,000円、前年度比較で16万1,000円の増につきましては、ICTの活用に当たりまして、執行方針別冊の7ページにございますが、小中両校におきまして学習教材としまして新たにAIドリルを導入することが主な要因でございます。次のページへ参りまして、17節備品購入費、本年度予算額506万1,000円、前年度比較で435万円の増額で、同じく別冊7ページにございます小学校指導書の更新と指導者用デジタル教科書を拡充してまいりますほか、学校要望に基づき顕微鏡などを購入する経費の計上でございます。18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額958万円、前年度比較で20万7,000円の増額は、学校給食に関わります食材費、食材料の高騰に伴います砂川市学校給食センター負担金の増額でございます。そのほかの項目につきましては、おおむね前年度と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3項中学校費へ参ります。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額3,827万円、前年度比較で482万5,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が54万4,000円、一般財源で3,772万6,000円でございます。1節報酬でございますが、本年度予算額1,595万1,000円、前年度比較で217万円の増額で、主な要因は小学校同様、学習支援員1名の通年雇用と報酬単価の増によるものであります。3節職員手当等、本年度予算額57万7,000円、前年度比較で18万9,000円の増は、同様に学習支援員の雇用に関わるものでございます。次のページ、10節需用費、本年度予算額1,462万1,000円、前年度比較で103万4,000円の増額は、電気料の使用実績に伴います増額と修繕料でエアコンの点検整備を施すことに伴います増額でございます。11節役務費、本年度予算額70万8,000円、前年度比較で11万8,000円の増は、小学校同様、校務支援システムのネットワーク変更手数料を計上したものでございます。13節使用料及び賃借料、本年度予算額172万3,000円、前年度比較で43万3,000円の増額は、同様に校務支援システムのサービス使用料を計上したことによるものでございます。88ページへ参りまして、17節備品購入費、本年度予算額109万円、前年度対比で79万4,000円の増額で、AED機器の更新のほか、学校要望に基づきます老朽化した教員用の机と椅子、それぞれ各2台ずつの更新、またレーザープリンターなどを更新しますことで増額となるものでございます。そのほかの項目につきましては、おおむね前年度と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、2目教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額1,260万1,000円、前年度比較で91万7,000円の増額であります。財源内訳は、地方債で330万円、一般財

源で930万1,000円でございます。12節委託料、本年度予算額91万7,000円、前年度比較で11万9,000円の増であります。小学校費同様、学校給食の配送業務委託におきます高騰による増額でございます。13節使用料及び賃借料、本年度予算額91万3,000円、前年度比較で50万円の増額であります。ICTの活用に当たりまして中学校におきましてもAIドリルを新たに導入するというのが主な要因でございます。17節備品購入費、本年度予算額80万円、前年度比較で24万円の増額は、学校要望の精査をいたしましてプロジェクターと三脚式スクリーンなどを購入するための経費を計上したものでございます。そのほかの項目につきましては、おおむね前年度と同様でありますので、説明を省略いたします。

次のページへ参りまして、4項社会教育費へ参ります。1目社会教育総務費、本年度予算額210万7,000円、前年度比較で40万1,000円の減額でございます。財源内訳は、全て一般財源でございます。7節報償費、本年度予算額101万7,000円、前年度比較で38万円の減額であります。社会教育講座におきましては、フィットネスワークショップが好評なことから、本年度につきましても継続をし、また町民芸術鑑賞会では今年度は音楽鑑賞の事業を計画しており、さらに高齢者を対象としましたいきいき大学でありますけれども、講演会開催のための経費を計上しておりまして、かかる事業経費の精査により総額で減額となるものでございます。12節委託料、本年度予算額7万2,000円、皆増であります。町民芸術鑑賞会の会場に体育センターの使用を予定しておりますことから、設営、撤去経費を計上するものでございます。なお、昨年の13節使用料及び賃借料で計上しておりましたいきいき大学事業用の高速道路の使用料につきましては、本年度は事業計画を講演会に変更したということから皆減となるものであります。そのほかの項目につきましては、前年度とおおむね同様でありますので、説明は省略させていただきます。

90ページへ参りまして、2目青少年対策費、本年度予算額149万2,000円、前年度比較で6,000円の減で、財源内訳は全て一般財源でございます。13節使用料及び賃借料、本年度予算額6万2,000円、前年度比較で2万3,000円の増は、執行方針別冊の10ページ中ほどに記載をしておりますが、キッズ体験くらす活動の一部におきまして近隣町のプールを利用した遊泳活動を計画しておりますことから、施設利用料を計上しますことと毎年実施しております沼田町にございます化石館の化石発掘見学体験、これが大変好評なことから、定員を20人から10人増の30人を見込んだものによるものでございます。18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額48万7,000円、前年度比較で13万3,000円の減額は、地域子ども会育成補助金におきまして従前まで町内全ての地区予算を計上しておりましたが、現時点での活動実態を精査いたしまして実態のあります東鶉、鶉本町、下鶉の3地区について予算立てを行うことといたしまして、今後他の地区で活動が始まった際は必要に応じて補正予算で対応してまいりたいと考えております。そのほかの項目につきましては、前年度とおおむね同様でありますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3目社会教育施設費でございます。本年度予算額475万8,000円、前年度比較で195万5,000円の増、財源は全て一般財源であります。本目は、趣芸館及び炭鉱館に関

する予算を計上するもので、教育委員会が所管いたします趣芸館に関わります予算につきまして、12節委託料、本年度予算額59万8,000円、前年度比較で1万8,000円の減で、趣芸館の窓ガラスの清掃を隔年実施しておりますが、本年度は実施年に当たらないことから減額となるものでございます。

続きまして、5項保健体育費へ参ります。1目保健体育総務費、本年度予算額353万1,000円、前年度比較で17万円の増であります。財源内訳は、全て一般財源でございます。1節報酬、本年度予算額96万5,000円、前年度比較で3万6,000円の増は、町営プールの再建に当たりまして検討委員会に関わります委員報酬6人分を計上したものでございます。次ページ、92ページへ参りまして、13節使用料及び賃借料、本年度予算額88万3,000円、前年度比較で8万2,000円の増で、スキー行事バス借りに関わります燃料費の高騰と小学校の水泳授業及び夏休み子ども水泳教室を近隣町のプールで行うため施設利用料を計上したことにより増額でございます。18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額22万2,000円、前年度比較で8万円の減で、体育協会補助金におきまして協会加盟団体の減少と個々の団体の人数の減少を考慮しまして減額とするものでございます。そのほかの項目につきましては、前年度とおおむね同様でありますので、説明を省略させていただきます。

2目体育施設費、本年度予算額1,570万7,000円、前年度比較で589万5,000円の増であります。財源内訳は、その他特定財源が40万円、一般財源で1,530万7,000円でございます。1節報酬、本年度予算額179万4,000円、前年度対比89万4,000円の減で、主な要因はプール監視員の雇用がないことにより増減額であります。なお、昨年度計上しておりましたプール監視員の通勤手当、8節旅費につきましては皆減としております。10節需用費、本年度予算額51万2,000円、前年度比較で69万1,000円の減は、同様にプール運営に関わります消耗品費、水道料、電気料が減となるものでございます。さらに、11節役務費、本年度予算額9万7,000円、前年度比較で12万4,000円の減は、同様にプールに関わります浄化槽検査、また水質検査及び電話を廃止したことにより減額となるものでございます。さらに、12節委託料ですが、本年度予算額418万9,000円、前年度比較で60万円の減額は、同様にプール運営に関わります上屋テントの設置、撤去作業や清掃業務、ろ過機の点検、浄化槽の維持管理委託に要します経費を減額したものでございます。14節工事請負費、本年度予算額910万円、皆増でございます。執行方針別冊の10ページ上段に記載をしておりますが、体育センターステージのどんちょうの昇降機が経年劣化が著しいことから、事故の未然防止のため更新を図るものでございます。また、昨年度計上しておりました17節備品購入費につきましては、体育センターの卓球台4台の更新を終えたことで皆減としております。その他の費目につきましては、前年度とおおむね同様でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で10款教育費のうち教育委員会所管の予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 続きまして、山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩） それでは、10款教育費のうち企画課所管事項につきまして、主

な増減を中心にご説明申し上げます。

90ページ、91ページを御覧ください。3目社会教育施設費のうち炭鉱館の管理経費であります。炭鉱館の管理経費については、管理人報酬や光熱水費、修繕料など合計で前年度比較197万3,000円増の377万9,000円を計上しており、主な増額の要因は執行方針別冊の16ページ中段に記載されております炭鉱館改修事業として駐車場から炭鉱館入り口までの通路のタイル補修経費として10節需用費、修繕料に210万円の計上によるものでございます。

以上、10款教育費のうち企画課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で10款教育費の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

82ページから89ページ、1項教育総務費から3項中学校費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですから、打ち切ります。

次、89ページから93ページ、4項社会教育費から5項保健体育費について一括質疑を受けます。質疑のある方、発言願います。小澤委員。

○4番（小澤一文） 予算書91ページ、5項保健体育費の1目保健体育総務費になると思うのですが、学校における健康診断について、この1月に児童生徒のプライバシーや心情を配慮した健康診断を実施してくださいというような通知があったと思いますが、この点について関係機関との協議等進んでいるかどうかお伺いいたします。

○委員長（笹木笑子） 米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） 小澤委員おっしゃるように、この1月に北海道教育委員会を通しまして児童生徒の健康診断、特に女子児童生徒へのプライバシーの配慮という部分につきましての通知がございました。健康診断の際は、男子、女子問わずにいわゆる健康診断の際の目隠しですとか、そういった配慮をこれまでも私どもの学校では十分考慮して実施をしておりますが、さらなる対策の徹底につきまして各学校に対しては通知、指導をしたところでございます。

○委員長（笹木笑子） 石田委員。

○1番（石田浩二） 92ページ、2目体育施設費、10節需用費の修繕料ですけれども、昨年と比べまして12万円ほど上がっているのですが、何かこの修繕料の内訳というか、内容が分かりましたら教えてください。

○教育次長（米田淳一） 申し訳ございません。後ほど調べましてご回答申し上げたいと思います。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） 93ページの委託料のところ、12節、今年はプールの関係がなくなったので、昨年から減額をしましたというお話でございました。昨年当初予算478万ぐらい組んでいたと思います。この部分、当初にもうプールは使えない状況だったと記憶しており

ます。それはいろんな作業をするということを見込んでこういう予算あったから、今年はそれがいいからその分減っていますよという考えでいいのでしょうか。

○教育次長（米田淳一） 昨年度の当初予算の段階におきましては、プールが倒壊したのが2月で、既に予算を計上していた状態にございましたため、このような金額となっております。

○7番（吉川 洋） 分かりました。ありがとうございます。

それと、もう一点、今の同じ委託料のところでも奥沢のパークゴルフ場、これ予算の関係ではないのですが、話を聞くといろんな利用者が直接パークゴルフ場の管理者にいろんな話をしてくると聞き、個人でプレーしていくのはそうないと思うのです。ところが、団体等を使うから、その団体からいろんな話をされたときにどう返答していいか分からないような状況が時折あるようなお話を聞いたことがあります。それで、できれば団体等の問合せは管理している教育委員会のほうに申し出ていただきたいというようなことをきちっと整理をしないと、現地で管理している方がどう話をしていいか、いろいろ悩むことがあった話は聞いておりますので、その辺を考慮してあげていただければと思います。

○委員長（笹木笑子） 米田教育次長。

○教育次長（米田淳一） その件でございますが、パークゴルフ連盟から様々な要望が寄せられます。それは、現地の管理人に対してのときもでございます。直接私どものほうへ参られるときもでございます。現地ではなかなか判断がつかない部分多々あるというふうに私どもも承知しておりますので、何かあれば、要望があれば教育委員会のほうへ直接お願いしたいということで連盟のほうには日頃より伝えているところでございますけれども、改めましてその部分周知をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員。

○7番（吉川 洋） ありがとうございます。現場のほうではなかなかご苦労しているようでございますので、ご配慮のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（笹木笑子） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

続きまして、94ページから97ページ、11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。災害復旧費については内野建設環境課長、公債費から予備費までについては鷺尾総務課長に順次説明を求めてまいります。災害復旧費の内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、11款災害復旧費につきましてご説明申し上げたいと思います。

予算書94ページをお開き願ひたいと思います。1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額10万円、前年度同額でございます。本目につきましては、

災害が発生した場合に対応するための科目として計上するものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 次に、12款公債費から14款予備費までの内容の説明を求めます。  
鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、公債費につきまして説明いたします。

95ページを御覧ください。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3億7,268万6,000円、前年度比較で2,074万4,000円の減、財源内訳はその他特定財源で5,617万1,000円、一般財源が3億1,651万5,000円でございます。22節につきましては、平成10年度から令和2年度借入れの長期債85件分の償還元金を計上するものであり、件数の比較では昨年より3件の減となっております。

続きまして、2目利子、本年度予算額1,021万7,000円、前年度比較で90万3,000円の減、財源内訳はその他特定財源で187万2,000円、一般財源が834万5,000円でございます。22節において、平成10年度から令和5年度借入れ予定までの113件の長期債償還利子及び一時借入金利子を計上するものでございます。償還利子に係る件数の比較では、昨年より6件の減となっております。

続きまして、96ページ、職員費でございます。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額5億6,454万2,000円で、前年度比較409万3,000円の増、財源内訳はその他特定財源で5,337万7,000円、一般財源が5億1,116万5,000円でございます。本目は、特別職3名、一般職78名、会計年度任用職員6名を合わせた合計87名分の人件費を計上するものでございます。主な増減要因でございますが、退職手当組合の納付率が減となったこと、また人事院勧告に基づく給与改定に伴う増でございます。さらに職員数については退職が3名、会計年度任用職員を含む採用は8名ということで予算計上しております。2節給料、本年度予算額3億156万3,000円、前年度比較で1,472万7,000円の増、3節職員手当等、本年度予算額1億4,845万7,000円、前年度比較で1,002万6,000円の増、4節共済費、本年度予算額9,219万3,000円、前年度対比で452万6,000円の増、18節負担金、補助及び交付金、本年度予算額2,232万9,000円、前年度比較で2,518万6,000円の減となっております。人件費の詳細につきましては、予算書99ページから109ページまでの給与費明細書をご確認をお願いいたします。

最後に、97ページ、予備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で、財源内訳は全て一般財源です。前年度同額を計上するものです。

以上で説明終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で11款災害復旧費から14款予備費までの説明が終わりました。これより質疑に入ります。

94ページから97ページ、11款災害復旧費から14款予備費までについて一括質疑を受けません。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費について質疑を打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

続きまして、16ページから31ページ、歳入に入ります。歳入全般について内容の説明を求めます。鷲尾総務課長。

○総務課長（鷲尾仁志） それでは、歳入につきまして一括説明をさせていただきます。

16ページをお開き願います。初めに、町税でございます。1項町民税、1目個人、本年度予算額6,340万円、前年度比較210万円の減となっており、こちらは課税人員の減によるものです。

2目法人、本年度予算額2,150万1,000円、前年度比較290万円の増は、主に誘致企業による法人税割の増によるものです。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度予算額5,010万円、前年度比較440万円の減は、評価替えによるものと償却資産の減少によるものでございます。

17ページに参りまして、4項町たばこ税、1目町たばこ税、本年度予算額2,268万7,000円、前年度比較175万7,000円の減は、本年度実績を勘案しまして販売本数の減を見込むものでございます。

19ページへ参りまして、6款法人事業税交付金、8款環境性能割交付金につきまして、近年の交付実績を勘案しまして法人事業税交付金については前年度比較200万円増の300万円を、環境性能割交付金については前年度比較200万円減の100万円を計上するものであります。

20ページへ参りまして、10款地方交付税でございます。1項地方交付税、1目地方交付税、本年度予算額18億1,500万円、前年度比較4,900万円の増額となっております。交付税につきましては、国の地方財政計画や近年の交付実績、さらには災害など全国的な特別財政需要も鑑みまして普通交付税におきましては前年度比較1億増の16億5,500万円、また特別交付税につきましては600万円減の1億6,000万円を計上しております。

22ページ、23ページへ参りまして、14款国庫支出金でございます。1項国庫負担金、1目民生費負担金、本年度予算額1億5,033万7,000円、前年度比較780万9,000円の増となっております。1節の社会福祉費負担金において、障害者総合支援法に基づく利用者によるものです。

2項国庫補助金、1目総務費補助金、本年度予算額6,943万9,000円、前年度比較6,781万円の増は、歳出でご説明をいたしましたが、戸籍住民基本台帳で計上いたしました総合行政システム標準化・共通化改修事業及び住基・戸籍システム改修事業に伴う国庫補助金を計上したことによるものです。

24ページへ参ります。4目土木費補助金、本年度予算額1,890万円、前年度比較1,782万2,000円の増は、2節住宅管理費補助金において住宅管理費でご説明をいたしました緑が丘



団地除却事業、緑が丘公営住宅団地外装改善事業実施に伴う国庫補助金を計上したことによるものです。

15款道支出金でございます。1項道負担金、1目民生費負担金、本年度予算額8,177万5,000円、前年度比較で376万3,000円の増となっております。1節の社会福祉費負担金において、国庫支出金同様、障害者総合支援法に基づく利用者増によるものでございます。

26ページへ参ります。3項道委託金、1目総務費委託金、本年度予算額316万3,000円、前年度比較で301万2,000円の減となっております。北海道知事道議会議員選挙費委託金の減によるものです。

27ページに移りまして、17款寄附金でございます。1項寄附金、1目寄附金、本年度予算額710万円、前年度比較で500万円の増となっております。2節ふるさと寄附金において、インターネットサイト活用等により寄附金額が伸びているため、これまでの実績を勘案しまして500万円増の600万円を計上するものでございます。

28ページへ参りまして、18款繰入金でございます。1項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算1,310万円、前年度比較6,690万円の減でございます。令和5年度は、民間賃貸住宅建設費補助事業の財源として地域振興基金より8,000万円の基金繰入金を計上いたしましたが、令和6年度は学校法人との包括連携事業の財源としてふるさとづくり基金より330万円を、旧駅舎、悲別駅の保全改修工事の財源として森林環境譲与税基金より980万円を繰入れすることで予算計上しております。

30ページへ参りまして、21款町債でございます。1項町債、1目総務債、本年度予算額1億2,590万円、前年度比較740万円の増となっております。3節公共施設等整備事業債において、空工場除却事業と福祉医療センター設備改修事業に係る地方債として6,890万円を計上しております。

2目土木債、本年度予算額8,090万円、前年度比較2,700万円の増となっております。1節道路橋りょう債においては、町道7町内線雨水側溝布設替事業、2節公営住宅債におきましては緑が丘団地除却事業及び緑が丘公営住宅団地外装改善事業の町債を計上しております。

3目消防債、本年度予算額3,900万円、皆増でございます。消防ポンプ自動車の更新に係る地方債でございます。

最後に、本年度民生債につきまして適債事業がないことから廃目としております。

以上で歳入全般の説明を終わらせていただきますが、すみません、私の説明で訂正をさせていただきます。20ページに戻りまして、地方交付税のページでございますが、普通交付税でございますが、16億5,500万円計上しておりますが、昨年度と比較しますと5,500万円の増でございます。先ほど私1億と説明をさせていただきましたが、5,500万円の誤りでございます。

以上です。

○委員長（笹木笑子） 以上で歳入の説明が終わりました。

16ページから31ページ、歳入全般について質疑を受けます。ページ数と項目を述べてから発言願います。どなたかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出、歳入全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号 令和6年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で一般会計が終了いたしました。

日程では、これで本日の会議は終了となっておりますが、引き続き特別会計の審査を行いたいと思いますが、委員の皆さん、これに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

したがって、明日予定であった各特別会計の審査について引き続き行うことといたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時01分

○委員長（笹木笑子） 休憩を解き、会議を再開いたします。

特別会計に入る前に、先ほどの石田委員の質問に対しまして、米田教育次長、答弁お願いいたします。

○教育次長（米田淳一） 先ほど予算書ページ数92ページで石田委員からご質問のございました体育施設費におきます需用費、修繕料の関係でありますけれども、昨年と比較しまして11万円増額ということになってございます。増額の理由ですが奥沢パークゴルフ場の券売機でございますけれども、本年の7月に新たな新紙幣が発行される予定となっております。それに合わせまして、新旧の紙幣が使えるようにするために内部の基板等も含めた

改修を行うための関連経費を増額計上したものでございます。

○委員長（笹木笑子） 石田委員、よろしいでしょうか。

○1番（石田浩二） はい。

---

◎議案第13号

○委員長（笹木笑子） それでは、議案第13号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） 令和6年度国民健康保険特別会計についてご説明いたします。

国民健康保険事業につきましては、平成30年4月から国民健康保険都道府県単位化が始まり、北海道が財政運営の責任主体として市町村と共に健全で安定的な国保運営を担っております。北海道は、全道に必要な保険給付事業費に要する財源の一部として市町村ごとに被保険者数や所得状況等に応じ事業費納付金を算定し、各市町村から納付金を収入し、また保険給付所要額全額を市町村へ保険給付費交付金として配分いたしますが、本町では空知中部広域連合を保険者として国保を運営しておりますので、保険事業費交付金につきましては広域連合で歳入し、本町が北海道へ納める事業費納付金につきましては広域連合分賦金として歳出し、広域連合経由で納めております。

令和6年度国民健康保険特別会計の予算総額は、前年度対比5.7%、442万6,000円減の7,331万円となっております。

以降、主なものについてご説明いたします。予算書123ページを御覧ください。歳出であります。総務費全体では前年度対比5.7%、442万6,000円の減の7,316万円で、このうち北海道から示された事業費納付金及び広域連合の事務諸経費として空知中部広域連合に納付する分賦金は前年度対比4.7%、340万3,000円減の6,852万3,000円、また都道府県単位化標準事務処理システムの利用に伴う北海道クラウド運営に対する負担金は前年度対比30.1%、77万9,000円減の181万円を計上しております。

続きまして、120ページを御覧ください。歳入であります。保険税につきましては被保険者数の減により前年度対比6.6%、152万9,000円減の2,178万7,000円を計上しております。繰入金につきましては、ルール分として保険基盤安定等繰入金など、前年度対比5.3%、173万円減の3,090万4,000円を一般会計より繰入れすることとしております。

以上で説明終わります。

○委員長（笹木笑子） 以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

123ページから124ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

120ページから122ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号 令和6年度上砂川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第14号

○委員長（笹木笑子） 続きまして、次に議案第14号 令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。戸田福祉課長。

○福祉課長（戸田晋一） それでは、令和6年度後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度から北海道後期高齢者医療広域連合を保険者として75歳以上の高齢者を対象とした医療制度を共同で事務処理してございます。

令和6年度後期高齢者医療特別会計の予算総額は、前年度対比4.5%、301万6,000円増の7,048万9,000円となっております。

以降、主なものについてご説明いたします。132ページをお開きください。歳出につきましては、総務費は前年度対比12.3%、20万8,000円増の189万7,000円、後期高齢者医療広域連合納付金の事務費負担金は広域連合業務に係る共通経費として前年度対比9.7%、29万4,000円減の273万6,000円となり、保険料等負担金では広域連合算定で保険料が前年度対比5%、310万2,000円増の6,554万6,000円、全体では4.3%、280万8,000円増の6,828万2,000円を計上しております。

続きまして、130ページを御覧ください。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料は前年度対比6.6%、244万3,000円増の4,336万4,000円を計上しております。繰入金につきましては、ルール分として事務経費分と保険基盤安定分を繰り入れるもので、前年度対比2.2%、57万3,000円増の2,691万円を一般会計より繰り入れるものであります。

以上で説明終わります。

○委員長（笹木笑子） 以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

132ページから133ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方、発言願います。吉川委員。

○7番（吉川 洋） 内容ではないのですけれども、一般会計と同様に歳出、歳入説明のときに節や科目を言っていたかないと、どこ見ていいかわからず、目で探している状況になっていたものですから、今後できれば款項目を言った上で数字の説明をしていただきますようお願いいたします。追っていくのに大変だったものですから、お願いとして言うておきます。

○委員長（笹木笑子） 以上、内容の説明のときにはそのような説明をお願いいたします。町長。

○町長（奥山光一） 申し訳ございません。国保会計共々次回よりきちっと目ごとに、かつ節ごとに説明をさせていただきます。

○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、そしたら132ページから133ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

130ページから131ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 令和6年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第15号

○委員長（笹木笑子） 続きまして、135ページから147ページ、水道事業会計に入ります。議案第15号 令和6年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、令和6年度の水道事業会計予算につきましてご説明申し上げたいと思います。主な増減につきましてご説明いたします。

なお、下水道事業が今年度より公営企業会計となることを契機に会計システムを更新しておりますが、そのシステムを水道会計も今年度より活用していることから、統一性を図るため昨年度と変更となっている費目があることを初めに申し上げておきたいと思ます。

それでは、収益的支出からご説明申し上げますので、予算書142ページをお開き願いたいと思います。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額2,415万1,000円、前年度比較で184万6,000円の増となっております。委託料でございますが、本年度予算額472万9,000円、前年度比較で150万円の増となっております。浄水場のガラス清掃と配水池排泥作業等を隔年で実施することによるものでございます。

続きまして、143ページをお開き願います。2目配水及び給水費、本年度予算額988万7,000円、前年度比較で141万6,000円の増となっております。修繕費でございますが、本年度予算額825万2,000円、前年度比較で199万2,000円の増となっております。検満となっている量水器の取替え台数を前年度より30台増の120台としたことによるものでございます。

飛びまして、4目総係費、本年度予算額3,104万6,000円、前年度比較で666万8,000円の増となっております。開きまして、144ページ、お願いいたします。賞与引当金繰入額でございますが、今年度から企業会計となる下水道会計に合わせまして本年度初めて計上するもので、令和7年、翌年の6月に支給する期末、勤勉手当等の6分の4相当額に当たる額132万4,000円を計上するものでございます。委託料でございますが、本年度予算額658万8,000円、前年度比較で613万3,000円の増となっております。これは、今後の簡易水道整備事業を推進するための事業計画策定経費と今後の水道事業の長期的な安定経営を進める上で経営戦略を再構築するための経費を計上したことによるものでございます。

続きまして、145ページを御覧願います。昨年度計上しておりました資産減耗費につきましては、前年度におきまして配水管等の資産を除却することがなかったため、今年度につきましては計上額がなく、廃目とするものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、本年度予算額264万1,000円で、前年度比較131万6,000円の減となっております。平成5年度及び20、23、25年度借入債の償還が終了したことによるものでございます。

2目消費税及び地方消費税、本年度予算額307万5,000円、前年度比較で142万4,000円の減となっております。これは、水道料金収入の減によるものでございます。

3項特別損失、1目その他特別損失でございますが、総係費で賞与引当金繰入額を計上いたしましたでしたが、同じ理由により令和6年6月に支給する期末、勤勉手当等の6分の4相当額に当たる142万4,000円を計上するもので、今年度限りの措置となるものでございます。

続きまして、収益的収入のご説明をいたします。141ページにお戻りください。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額7,678万1,000円、前年度比較で564

万4,000円の減となっております。水道料金の家事用件数は、一般分として962件、福祉料金該当分として335件、合計57件減の1,297件を見込み、前年度比較211万1,000円減の4,750万6,000円を計上し、業務用86件で、前年度比較352万9,000円の減の2,440万4,000円を計上するものでございます。

2目その他営業収益、本年度予算額174万3,000円で、前年度比較160万1,000円の増となっております。昨年度2項の営業外収益で他会計負担金を計上しておりましたが、本年度よりこの費目から下水道事業会計の負担金170万9,000円を計上したことによるものでございます。

続きまして、2項営業外収益、2目他会計補助金、本年度予算額4,673万1,000円、前年度比較で皆増となっております。下段に記載しております繰入金を廃目し、一般会計補助金として計上するものでございます。

他会計負担金は、費目外のため、廃目となります。

次に、資本的支出についてご説明いたしますので、147ページをお開き願います。1款資本的支出、1項建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額9,870万円で、前年度比較990万4,000円の増となっております。資料ナンバー9及び別冊の主要施策の12ページも併せてご参照願います。昨年度は、配水管布設替え工事と測量調査設計業務委託費を計上しておりましたが、今年度につきましては緑が丘地区の鶴下鶴線116メートル、鶴本町職員住宅団地内130メートル、緑橋水管橋及び緑が丘支線157メートルの配水管布設替えを行うための工事費を計上するものでございます。

2目配水管整備事業費、本年度予算額2,200万円、前年度比較で皆増となっております。資料ナンバー10を併せてご参照願います。昨年実施設計を行いまして、今年度におきましては湧水ポンプに係る導水管路が老朽化していることから520メートルの導水管路の布設替えを行うため、その工事費を計上するものでございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額5,412万4,000円、前年度比較で2,128万7,000円の減となっております。平成5年度及び20、23、25年度借入債の償還が終了したことによる減と令和3年度借入債の償還開始に伴う増との相殺によるものでございます。

続きまして、146ページを御覧ください。資本的収入につきましてご説明申し上げます。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度予算額8,990万円、前年度比較で3,450万円の増と2項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度予算額2,983万9,000円で、前年度比較765万1,000円の増となっておりますが、簡易水道等施設整備事業の増によるものでございます。

3項他会計補助金、1目他会計補助金、本年度予算額96万1,000円で、前年度比較434万7,000円の減となっておりますが、簡易水道等施設整備事業に関わります単独費の減によるものでございます。

出資金につきましては、企業債償還元金の減に伴い、廃目となっております。

以上、水道事業会計予算の内容につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

142ページから145ページ、147ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。吉川委員。

○7番（吉川 洋） 142ページの燃料費についてお尋ねしたいと思います。教えていただきたいということを含めてですが、胆振地震のときに全道ブラックアウトになって町民としては水道どうなのだろうという心配があったと思いますが、あのときに恐らく発電機があつて何日か分の燃料は蓄えているので、給水は大丈夫ですよという話になったと思うのですが、この燃料費の中にそれが含まれているのかどうかということと今現在そういう備蓄で何日分ぐらいを想定して備蓄をしているのかを教えていただきたいと思います。

○委員長（笹木笑子） 内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） 浄水場に関わります全般の燃料費を計上しているものがございますけれども、非常用電源の燃料分といたしましては3日間の燃料の量をいつも確保しているということを申し上げたいと思います。

以上です。

○委員長（笹木笑子） 吉川委員、よろしいでしょうか。

○7番（吉川 洋） 3日分がどうかちょっと分かりませんので、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（笹木笑子） 町長。

○町長（奥山光一） 補足いたしますが、公共施設等にある、役場もそうなのですが、基本的に自動発電装置については消防庁の基準で72時間というのが決められております。当然それを動かすだけの燃料というのは必ず備蓄しなければいけない、ただ古い燃料使うわけいけないので、常に新しい燃料に切り替わるように備蓄している燃料については使っていくという仕組みになるかと思います。

ただ、ブラックアウトのときは、いつ電気が来るか分からないということで基本的には役場、医療機関のところを最優先に、電気が開通したのですが、浄水場だけはルートから外れてしまったのです、当時。それで、資源エネルギー庁に直接苦情といいますか、お願いをしまして、もしもたない場合については直接燃料を浄水場に運ぶからという約束事があったので、当時浄水場の給水については心配ありませんよということで私のほうからお話をさせていただいていました。

以上です。

○委員長（笹木笑子） 内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） 量的な話を言いますと、軽油500リットルを用意しております。

以上です。



○委員長（笹木笑子） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

次、141ページ、146ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。小澤委員。

○4番（小澤一文） すみません。有収率を教えてくださいたいのですが。

○委員長（笹木笑子） 内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） ちょっとお待ちください。

5年度はまだ出ておりませんので、過去といたしまして令和3年度につきましては82.15、4年度につきましては82.26%となっております。

以上です。

○委員長（笹木笑子） 小澤委員。

○4番（小澤一文） ありがとうございます。全国的な平均が90%前後とされていますので、いい数字だと思いますけれども、また今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○町長（奥山光一） 基本的に90前後ということになります。というのは、100%にしてしまうと火災が起きたときに一切放水できなくなります。放水すると全部が止まってしまうので、その辺は90前後ということでご了解いただきたいと思います。

○委員長（笹木笑子） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 令和6年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第16号

○委員長（笹木笑子） それでは、続きまして161ページから174ページ、下水道事業会計に入ります。議案第16号 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。内野建設環境課長。

○建設環境課長（内野博之） それでは、令和6年度の下水道事業会計予算につきましてご説明いたしたいと思えます。

下水道事業につきましては、昨年の9月定例会におきまして地方公営企業法の適用を行うに当たり関係する条例を制定させていただきまして公営企業会計として初年度の予算を計上するもので、水道事業会計と同様に収益的収支と資本的収支で表して計上するものでございます。

初めに、収益的支出から説明させていただきます。予算書169ページを御覧いただきたいと思えます。収益的支出につきましては、款を下水道事業費用とし、項として営業費用、営業外費用、特別損失、予備費の4つの項で計上いたします。1項の営業費用につきましては、目として管渠費、総係費、流域下水道管理運営負担金、減価償却費、その他営業費用の5つの目で計上いたします。1項営業費用、1目管渠費、本年度予算額764万円の計上となっております。本目につきましては、主に下水道環境に関わる維持管理経費を計上するものでございます。

続きまして、170ページをお開き願います。2目総係費、本年度予算額1,560万4,000円の計上となっております。本目につきましては、主に事務費を計上するものでございます。171ページを御覧いただければと思えます。委託料でございますが、本年度予算額288万4,000円の計上となっております。このうち、今後の下水道事業の長期的な安定経営を図る上で経営戦略を再構築するための策定経費280万円を計上しているところでございます。

3目流域下水道管理運営負担金、本年度予算額783万8,000円の計上となっております。本目につきましては、石狩川流域下水道組合に係る経費を計上するものでございます。

4目減価償却費、本年度予算額6,901万9,000円の計上となっております。本目につきましては、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上するものでございます。

172ページを御覧願います。2項営業外費用につきましては、目として支払利息及び企業債取扱諸費、消費税及び地方消費税、雑支出の3つの目で計上いたします。2項の営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、本年度予算額922万円の計上となっております。本目につきましては、平成8年度から令和5年度までの起債借入れに関わる134件分の利息を計上するものでございます。

3項特別損失、1目その他特別損失、本年度予算額303万円の計上となっております。特別損失につきましては、地方公営企業法の適用に伴う初年度引当金繰入額、いわゆる当該年度の6月賞与分を前年度分の消費税として303万円を計上するものでございます。

次に、収益的収入の説明をいたしますので、168ページをお開き願います。収益的収入につきましては、款を下水道事業収益とし、項として営業収益、営業外収益の2つの項で計上いたします。1項営業収益につきましては、目として下水道使用料、その他営業収益の2つの目で計上いたします。1項営業収益、1目下水道使用料、本年度予算額2,830万9,000円の計上となっております。本目は、公的住宅、一般住宅合わせて1,021件分の使用料を計

上するものでございます。

2目その他営業収益、本年度予算額53万2,000円の計上となっております。本目は、公営企業会計システムに係る経費として水道会計分の負担金を計上するものでございます。

2項営業外収益につきましては、目として受取利息及び配当金、他会計補助金、長期前受金戻入、消費税及び地方消費税還付金、雑収益の5つの目で計上いたします。2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、本年度予算額1,000円の計上となっております。本目は、予算利息を受け入れ用として計上するものでございます。

2目他会計補助金、本年度予算額4,331万1,000円の計上となっております。本目は、一般会計からの補助金を計上するものでございます。

3目長期前受金戻入、本年度予算額4,124万8,000円の計上となっております。本目は、減価償却を行うべき固定資産に対する補助金相当額を見込み、計上するものでございます。

4目消費税及び地方消費税還付金、本年度予算額1,000円の計上となっております。本目は、消費税還付を受け入れ用として計上するものでございます。

5目雑収益、本年度予算額1,000円の計上となっております。本目は、上記以外のものを受け入れ用として計上するものでございます。

次に、資本的支出の説明いたします。174ページをお開き願います。資本的支出につきましては、款を資本的支出とし、項として建設改良費、企業債償還金の2つの項で計上いたします。1項建設改良費につきましては、目として公共下水道整備費、流域下水道建設負担金の2つの目で計上いたします。1項建設改良費、1目公共下水道整備費、本年度予算額2,880万円の計上となっております。本目は、下水道事業に係る建設工事等を計上するものでございます。資料ナンバー11及び別冊主要施策の12ページも併せてご参照いただければと思います。昨年度下水道マンホールポンプ更新実施設計を行い、今年度においては鶴本町地区のマンホールポンプを耐用年数の経過に伴い更新するため、その工事費を計上するものでございます。

2目流域下水道建設負担金、本年度予算額759万5,000円の計上となっております。本目は、石狩川流域下水道事業建設事業に係る経費を計上するものでございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額8,364万5,000円の計上となっております。本目は、平成8年度から令和3年度借入れまでの起債借入れに関わる109件分の元金を計上するものでございます。

次に、資本的収入の説明をいたしますので、173ページをお開き願います。資本的収入につきましては、款を資本的収入とし、項として企業債、国庫補助金、他会計補助金、出資金、負担金等の5つの項で計上いたします。1項企業債、1目下水道事業債、本年度予算額3,070万円の計上となっております。石狩川流域下水道建設負担金の財源として流域下水道事業債630万円、下水道マンホールポンプ更新工事の財源として特定環境保全公共下水道事業債1,440万円、そして資本費平準化債1,000万円を計上するものでございます。

2項国庫補助金、1目国庫補助金、本年度予算額1,440万円の計上となっております。下

水道マンホールポンプ更新工事の財源として計上するものでございます。

3項他会計補助金、1目他会計補助金、本年度予算額127万8,000円の計上となっております。一般会計からの補助金を計上するものでございます。

4項出資金、1目出資金、本年度予算額4,399万円の計上となっております。出資金につきましては、資本的支出総額から企業債、国庫補助金、他会計補助金及び内部留保資金を差し引いた額を計上するものでございます。

174ページへ移ります。5項負担金等、1目受益者分担金、本年度予算額1万7,000円の計上となっております。本目は、受益者からの分担金を受け入れようとして計上するものでございます。

全体を通しまして、当初予算規模が前年度比較で9,099万3,000円増の2億3,344万3,000円となっておりますが、昨年度計上いたしました公営企業会計適用業務委託料519万円とマンホールポンプ更新実施設計委託料561万円の減とマンホールポンプ更新工事2,880万円と減価償却費6,901万9,000円の計上との相殺によるものでございます。

以上で下水道事業会計の予算の説明とさせていただきます。

○委員長（笹木笑子） 以上で内容の説明を終わります。これより質疑に入ります。

169ページから172ページ、174ページ、歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

168ページ、173ページから174ページ、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 令和6年度上砂川町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

この際ですので、全体を通して何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） ないようですので、打ち切ります。

本予算特別委員会に付託になりました全議案が原案のとおり可決すべきものと決定されましたので、その旨本会議において報告いたします。

---

◎休会について

○委員長（笹木笑子） 以上をもちまして予算特別委員会に付託となりました議案の審査が全て終了となりましたので、明日15日予定の予算特別委員会は休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（笹木笑子） 異議なしと認めます。

したがって、明日予定されておりました予算特別委員会については休会といたします。

---

◎閉会の宣告

○委員長（笹木笑子） これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力を心から感謝申し上げ、終了といたします。

大変お疲れさまでした。

（閉会 午後 2時46分）